

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 8
- 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表
 に関する条例の一部改正 (人事課) 9
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及
 び費用弁償に関する条例の一部改正
 (社会教育課) 9
- 亀岡市特別会計条例の一部改正
 (政策推進課) 9
- 亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 10
- 亀岡市財政調整基金条例の一部改正
 (財政課) 10
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正
 (教育総務課) 11
- 亀岡市社会教育委員設置条例の一部改
 正 (社会教育課) 12
- 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセン
 ター条例 (政策推進課) 12
- 亀岡市循環型社会推進条例の一部改正
 (環境クリーン推進課) 16
- 亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正
 (建築住宅課) 16
- 亀岡市食肉センター条例の一部改正
 (農林振興課) 16
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正
 (保険医療課) 17
- 亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 17

—— 規 則 ——

- 亀岡市総合計画審議会部会設置規則
 (夢ビジョン推進課) 19
- 亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部
 改正 (人事課) 20
- 亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正
 (人事課) 20
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正
 (税務課) 21
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 22
- 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則
 等の一部改正 (夢ビジョン推進課) 32
- 管理職手当支給規則の一部改正
 (人事課) 35
- 亀岡市スポーツ推進委員に関する規則
 (夢ビジョン推進課) 37
- 亀岡市社会体育施設条例施行規則
 (夢ビジョン推進課) 37
- 亀岡市市民プール条例施行規則
 (夢ビジョン推進課) 43
- 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセン
 ター条例施行規則 (政策推進課) 43
- 亀岡市職員互助会規則の一部改正
 (人事課) 49
- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の
 一部改正 (保険医療課) 49

—— 告 示 ——

- 亀岡市交通安全施設整備事業補助金交
 付要綱の一部改正 (土木管理課) 50

○亀岡市道路整備事業補助金交付要綱の一部改正 (土木管理課)	56	○かめおか市民活動推進センター設置要綱の一部改正 (市民協働課)	83
○亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱の一部改正 (環境政策課)	62	○住民基本台帳からの職権消除(市民課)	83
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	62	○亀岡市森林整備計画の樹立 (農林振興課)	84
○亀岡市暴力団等排除措置要綱 (契約検査課)	63	○指定地域密着型サービス事業者の指定 (高齢福祉課)	84
○亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱 (契約検査課)	66	○住民基本台帳からの職権消除(市民課)	84
○公示送達 (税務課)	69	○住民基本台帳からの職権消除(市民課)	85
○南丹都市計画生産緑地地区の都市計画の変更に係る図書の縦覧(都市計画課)	69	○住民基本台帳からの職権消除(市民課)	85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	69	○住民基本台帳からの職権消除(市民課)	85
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課)	70	○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	86
○平成26年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課)	70	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	87
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	70	訓 令	
○放置自転車の撤去、保管(土木管理課)	71	○亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の全部改正(市民課)	90
○地縁団体の認可(自治防災課)	71	○亀岡市事務処理規程の一部改正 (夢ビジョン推進課)	92
○亀岡市生活安全推進協議会設置要綱及び亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱の一部改正 (夢ビジョン推進課)	72	○亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部改正 (夢ビジョン推進課)	94
○亀岡市奨学金等支給要綱の一部改正 (学校教育課)	73	公 告	
○亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金交付要綱の一部改正 (子育て支援課)	76	○市有地の放置物件撤去(建築住宅課)	94
○亀岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱 (自治防災課)	77	○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	95
○南丹都市計画公園事業の事業計画変更の認可 (都市計画課)	83	○都市計画の変更案の縦覧(下水道課)	95
		○南丹都市計画公園の変更案の縦覧 (都市計画課)	95
		○南丹都市計画公園事業の事業計画変更の認可 (都市整備課)	96
		○南丹都市計画公園事業の事業計画変更の認可による関係図書の写しの縦覧 (都市整備課)	96

○亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の 終了の認可 (都市計画課) 97	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 127
——— 任免及び辞令 ———	
議会事務局欄	
——— 規 程 ———	
○亀岡市議会事務局規程の一部改正 98	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 128
監査委員欄	
——— 公 表 ———	
○平成25年度定期監査 99	○特定国外派遣隊員の不在者投票におけ る投票用紙等の交付等開始日 128
○平成25年度工事監査 104	○京都府知事選挙におけるポスター掲示 場の設置場所 128
○平成25年度財政援助団体等監査 106	○選挙時登録において選挙人名簿に登録 した者の氏名、住所及び生年月日を記 載した書面を縦覧に供する場所 128
○平成25年度定期監査 113	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 129
○平成25年度定期監査 114	○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 129
○平成25年度行政監査 116	○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 129
教育委員会欄	
——— 規 則 ———	
○亀岡市教育委員会基本規則の一部改正 121	○京都府知事選挙における投票管理者及 び同職務代理者の選任 130
○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則 の一部改正 122	○京都府知事選挙における各投票区の投 票所 131
○亀岡市教育委員会職員の職の設置に関 する規則の一部改正 125	○京都府知事選挙における投票記載所の 氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行 う場所及び日時 132
○亀岡市立幼稚園園則の一部改正 125	○京都府知事選挙における期日前投票所 132
○亀岡市スポーツ推進委員に関する規則 等の廃止 125	○京都府知事選挙における期日前投票所 に係る投票管理者及び同職務代理者の 選任 133
——— 教育長訓令 ———	
○亀岡市教育委員会事務専決規程の一部 改正 126	○京都府知事選挙における開票管理者及 び同職務代理者の選任 134
選挙管理委員会欄	
——— 告 示 ———	
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 127	○京都府知事選挙の開票の場所及び日時 134

○京都府知事選挙における亀岡市開票区
の開票立会人を定めるくじを行う場所
及び日時 134

○亀岡市農業委員会の選挙された委員の
解任請求に要する各選挙区における農
業委員会の委員の選挙権を有する者の
2分の1の数 134

公平委員会欄

——— 告 示 ———

○職員団体の登録 135

上下水道部欄

——— 規 程 ———

○亀岡市上下水道部処務規程等の一部改
正 135

○亀岡市上下水道事業会計規程の全部改
正 143

——— 告 示 ———

○公共下水道の供用及び汚水の処理の開
始 162

○天川地区コミュニティ・プラントの供
用及び汚水の処理の廃止 163

○公共下水道の供用及び汚水の処理の開
始 165

○亀岡市上下水道部広告掲載要綱の一部
改正 166

市立病院欄

——— 規 程 ———

○亀岡市立病院処務規程等の一部改正 167

○亀岡市病院事業会計規程の全部改正 169

——— 公 告 ———

○亀岡市立病院職員採用試験の結果 187

公布された条例のあらまし

亀岡市部設置条例の一部を改正す
る条例要綱

- 1 地域課題や住民ニーズに対応する組織の確立を基本に、市民の参画と協働による安全・安心のまちづくりと賑わいのあるまちづくりをさらに推進するため、部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこととした。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例の一部を改正す
る条例要綱

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員で非常勤のものうちスポーツ推進委員に支給されるべき報酬年額を、次

のとおり改正することとした。

	現行報酬年額	改正後の報酬年額
スポーツ推進委員	27,000円	36,000円

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市特別会計条例の一部を改正する条例要綱

- 1 (仮称)京都・亀岡保津川公園に関連する用地の先行取得事業を行うため、亀岡市土地取得事業特別会計を設置することとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 観光振興及びにぎわい創出を図るため、学校教育上の修学旅行に参加する児童、生徒等の入湯税について、課税免除を行うこととした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例要綱

- 1 一般会計決算剰余金について、処分方法の多様化を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 市立幼稚園2園を統合し、新たに幼稚園を設置することに伴い、名称及び位置を定めることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例要綱

- 1 地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会の形成のため、新たに亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターを設置し、使用及び管理等について定めることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、し尿の収集、運搬及び処分に係る手数料を次のとおり改定することとした。

種別	取扱区分	手数料	
		現 行	改正後
し尿	(1) 従量制	18リットルにつき 210円 (18リットル未満は18リットルとみなす。)	1リットルにつき 15円

- 2 不燃物の指定ごみ袋として小型15リットル（1枚につき15円）を設けることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、平成26年7月1日から施行することとした。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例要綱

- 1 稗田野町天川に設置している特定目的住宅1戸について、老朽化に伴い用途廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市食肉センター条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 食肉流通の実情を踏まえ、休館日を改めることとした。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を160,000円（現行140,000円）に、介護納付金賦課限度額を140,000円（現行120,000円）に改めることとした。
- 2 保険料を減額する基準のうち、5割軽減基準の245,000円を乗ずる被保険者数の範囲に世帯主を含め、2割軽減基準の被保険者数に乘ずる金額を450,000円（現行350,000円）に改めることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。

亀岡市税条例の一部を改正する条
例要綱

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正した。

- 1 個人の市民税の課税の特例について、次のとおり3年間延長することとした。
 - (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の課税年度を平成30年度（現行：平成27年度）まで延長
 - (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の課税年度を平成29年度（現行：平成26年度）まで延長
- 2 耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置を創設することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、平成26年4月1日から施行した。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月11日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長直轄組織として」を削る。

第2条中「市長直轄組織」を「政策推進室」に改める。

第2条政策推進室の項中

- 「(1) 公共交通政策及び交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。
- (2) 市有財産の総合的土地活用政策に関すること。
- (3) 特命事項に関すること。
- (4) セーフコミュニティに関すること。
- (5) 安全・安心のまちづくりに関すること。」

を

- 「(1) 公共交通政策に関すること。
- (2) 大規模スポーツ施設に関すること。
- (3) 特命事項に関すること。」

に改める。

第2条生涯学習部の項に次の1号を加える。

(5) スポーツに関すること。

第2条総務部の項中第8号を第11号とし、

第7号の次に次の3号を加える。

(8) 交通安全対策（交通安全対策施設を除く。）に関すること。

(9) セーフコミュニティに関すること。

(10) 安全・安心のまちづくりに関すること。

第2条まちづくり推進部の項に次の1号を加える。

(7) 法定外公共物に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（亀岡市社会体育施設条例の一部改正）

2 亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条の2第1項及び第13条第4項を除く。）及び別表第2中「教育委員会」を「市長」に改める。

第2条の2第1項中「亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第13条第4項中「亀岡市教育委員会」を「市長」に、「が教育委員会」を「が市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。（亀岡市市民プール条例の一部改正）

3 亀岡市市民プール条例（平成9年亀岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「亀岡市教育委員会」を「市長」に改める。

（亀岡市交通安全対策会議条例の一部改正）

4 亀岡市交通安全対策会議条例（昭和47年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「政策推進室」を「総務部」に改める。

「揭示済」

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第2号

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員の休業の状況

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第3号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表13 スポーツ推進委員の項中「27,000円」を「36,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第4号

亀岡市特別会計条例の一部を改正する条例

亀岡市特別会計条例（昭和39年亀岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 亀岡市土地取得事業特別会計

公共用地の先行取得事業を行うため

第2条及び附則第2項中「もつて」を「もつて」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第5号

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第118条に次の1号及び1項を加える。

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる修学旅行に参加する児童及び生徒並びに当該行事における引率者及び介添者

2 前項第3号の規定により入湯税の課税免除を受けようとする学校の長は、第121条の特別徴収義務者を經由して、修学旅行に係る宿泊施設名、宿泊日、対象者数等を記載した証明書を市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第6号

亀岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例

亀岡市財政調整基金条例（昭和49年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第7号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「

名 称	位 置
亀岡市立亀岡幼稚園	亀岡市下矢田町1丁目1番1号
亀岡市立第2亀岡幼稚園	亀岡市大井町並河検見ケ上13番地

」

を

「 名 称 亀岡市立幼稚園
 位 置 亀岡市大井町並河検見ケ上7番地 」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市立幼稚園条例第2条の規定の適用については、別に教育委員会規則で定める日までの間は、「亀岡市大井町並河検見ケ上7番地」とあるのは、「亀岡市下矢田

町1丁目1番1号」とする。

「揭示済」

亀岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第8号

亀岡市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

亀岡市社会教育委員設置条例（昭和30年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「任期」を「任期等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から亀岡市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第9号

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例

（設置）

第1条 地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進を図り、魅力と活力ある地域社会の形成のため、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター

位 置 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号

（開館時間及び休館日）

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる

日を除く。)

(使用許可)

第4条 センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の使用許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。
- (4) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(入館の拒否等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれ

があると認められる者

(3) その他センターの管理上必要があると認められる者

(使用者の管理義務)

第8条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用期間中その使用に係る施設及び附帯設備を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は特に許可を受けた場合のほか目的外に使用してはならない。

(使用料)

第10条 センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第13条 センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用がセンターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(特別の設備の制限)

第14条 センターを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者の負担とする。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、センターの使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、

若しくは使用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

- 2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

- 第16条 使用者は、センターの施設又は附帯設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(立入検査)

- 第17条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、検査することができる。

(市の免責)

- 第18条 使用者においてセンターの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合、市は、一切その責めに任じないものとする。

(指定管理者による管理)

- 第19条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。
- 3 センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第2に定めるところとする。
- 4 指定管理者が行うセンターの管理の基準は、第3条から第7条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは

「指定管理者が市長の承認を得た」と、第4条から第7条までの規定、第12条、第14条、第15条及び第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

- 第20条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第10条から第12条の規定及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

- 2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

使用時間 区分 室名	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
大会議室	円 5,070	円 6,770	円 8,120	円 10,150	円 12,180	円 17,600
小会議室	1,680	2,250	2,700	3,370	4,050	5,850
調理室	2,460	3,280	3,940	4,930	5,910	8,540

備考

- 1 使用者が入場料の徴収をする場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、使用料に2を乗じて得た額とする。
- 2 大会議室を区分して使用する場合、1区分当たりの使用料は、小会議室の使用料と同額とする。

別表第2（第19条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1 地域住民の生涯学習活動の積極的な推進とコミュニティ活動の円滑な推進に関する業務
2 センターの使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
3 センターの施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
4 その他センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務

「揭示済」

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第10号

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「18リットルにつき 210円（18リットル未満は18リットルとみなす。）」を

「1リットルにつき 15円」に、「指定ごみ袋 中型（30リットル） 1枚につき30円」を

「指定ごみ袋 中型（30リットル） 1枚につき30円 小型（15リットル） 1枚につき15円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に収集がなされた一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第11号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表亀岡市稗田野町天川の項中「8戸」を「7戸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第12号

亀岡市食肉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市食肉センター条例（平成17年亀岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 水曜日

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第13号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条の6の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第16条の11中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中

「350,000円」を「450,000円」に改め、同条第3項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第14号

亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の3第10項中「届出」を「届け出」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第54条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第

54条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

「揭示済」

規則

亀岡市総合計画審議会部会設置規則をここに
公布する。

平成26年3月10日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第2号

亀岡市総合計画審議会部会設置規則

(設置)

第1条 亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)第6条の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に部会を置く。

(部会の名称及び所管事項)

第2条 部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 策定部会 総合計画の策定に関する事項
- (2) 進行管理部会 総合計画の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 部会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者をもって組織する。

2 策定部会の委員の定数は、11人以内とし、進行管理部会の委員の定数は、8人以内とする。

3 部会の委員の任期は、審議会の委員の期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。

4 副部会長は、部会の委員のうちから部会長が指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(亀岡市総合計画進行管理部会設置規則の廃止)

2 亀岡市総合計画進行管理部会設置規則(平成23年亀岡市規則第32号)は、廃止する。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月10日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第3号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「780円」を「800円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月10日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第4号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職	14,000円（1,925円）	241,900円（8,341円）
----------------------	-----------------	------------------

」

を
「

再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職	14,000円(1,925円)	241,900円(8,341円)
再任用職員4級に相当する嘱託業務を行う職	15,100円(2,082円)	261,700円(9,022円)

」

に、「780円」を「800円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月10日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第5号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中「手続き」を「手続」に、

「延滞金額」は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額（1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、4%を加算））の割合で計算した金額が加算されます。」

を

「延滞金額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、税額に次の各号に掲げる割合を乗じて算定しています。（税額に1,000円未満の端数があるとき又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

年7.3%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%の割合））

(2) 前号の期間を経過した期間

年14.6%の割合（特例基準割合が年7.3%未満の場合は特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）

※ 特例基準割合は、銀行の新規短期貸付約定平均金利を元に財務大臣の告示した割合に年1%の割合を加算した割合

に改める。

別記第59号様式中「手続き」を「手続」に、「いただけてます」を「いただけています」に、「月日に再振替」を「再振替」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第6号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

第3条の2 市に危機管理監を置く。

2 危機管理監は、上司の命を受けて、危機事象及び災害に関する対策についての事務を統括するとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、前条に規定する職員を指揮監督し、及び所要の総合調整を行う。

第5条第1項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同条第2項中「処理」を「掌理」に、「がある場合には、当該職員を指導」を「を指揮」に改め、同条第4項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同条第5項中「処理」を「掌理」に、「がある場合には、当該職員を指導」を「を指揮」に改め、同条第6項中「所掌事務を掌理し、課長と連携して所属職員」を「課長と連携し、所掌事務を掌理して関係職員」に改め、同条第7項中「所管事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指導」を「課長と連携し、所管事務を掌理して関係職員を指揮」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

室及び部	課	係
政策推進室	政策推進課	
企画管理部	夢ビジョン推進課	企画係 行政改革係
	秘書広報課	秘書係 広報広聴係
	人事課	能力開発係 人事係 給与係
	契約検査課	
生涯学習部	市民協働課	市民活動推進係 文化・国際交流係 地球環境子ども村係
	人権啓発課	啓発振興係 男女共同参画推進係
	スポーツ推進課	
総務部	総務課	総務係 行政係 文書管理係 情報化推進係
	自治防災課	自治振興係 防災・危機管理係 消防係
	安全安心まちづくり課	安全安心係 セーフコミュニティ係
	財政課	財務係 予算係
	税務課	諸税係 市民税係 土地係 家屋係 収納係
環境市民部	環境政策課	環境総務係 環境保全係 施設整備係
	環境クリーン推進課	計画係 施設管理係 埋立施設係 若宮管理係
	市民課	市民相談係 受付係 戸籍係
	保険医療課	高齢者医療係 国保給付係 国保料係 国民年金係
健康福祉部	地域福祉課	福祉総務係 地域福祉係 保護第1係 保護第2係
	子育て支援課	子育て支援係 保育係
	障害福祉課	障害庶務係 障害者医療係 障害者給付係 地域生活支援係
	高齢福祉課	介護保険係 介護認定係 いきいき支援係 高齢者係
	健康増進課	保健庶務係 健康診査係 保健衛生係 母子健康係
産業観光部	ものづくり産業課	ものづくり支援係 商工係
	観光戦略課	観光企画係
	農林振興課	営農推進係 担い手支援係 食農交流係 林務係
	国営事業推進課	土地改良係 国営事業係
まちづくり推進部	都市計画課	計画係 景観係 開発指導係
	都市整備課	公園緑地係 区画整理係
	桂川・道路整備課	広域事業係 整備係
	土木管理課	管理係 道路維持係 河川維持係 用地係
	建築住宅課	住宅係 建築係

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

室及び部	課	分掌事務
政策推進室	政策推進課	J R 駅舎に関すること。 J R 千代川駅関連の整備に関すること。 山陰本線に関すること。 北陸新幹線に関すること。 地域交通輸送計画に関すること。 その他公共交通政策（別に定めるものを除く。）に関すること。 大規模スポーツ施設に関すること。 特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 室の総務担当課事務に関すること。
企画管理部	夢ビジョン推進課	総合計画の策定に関すること。 その他総合計画推進に係る総合調整及び進行政管理に関すること。 夢ビジョンシンボルプロジェクトの推進に関すること。 市政の重要施策の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。 市政運営に必要な情報の収集に関すること。 重要な国・府に関する陳情及び要望に関すること。 市政の基本政策に係る事業推進の調整に関すること。 行政機構に関すること。 最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。 行政改革に関すること。 地方分権に関すること。 事務能率に関すること。 主要事務事業の進行政管理に関すること。 国土利用計画市計画の策定に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。
	秘書広報課	市長及び副市長の秘書に関すること。 儀式及び交際に関すること。 市長会及び副市長会に関すること。 褒章及び表彰に関すること。 市長車の進行政管理に関すること。

		他の主管に属さない外部団体との連絡及び調整に関すること。 広報及び広聴施策の総合企画及び調整に関すること。 市政の普及宣伝に関すること。 報道機関との連絡に関すること。 市民の世論及び広聴に関すること。 市政に係る陳情及び要望の総括に関すること。 市出版物の総合調整に関すること。 市広報紙、市勢要覧及びおしらせの編集発行に関すること。
	人事課	職員の任免及び選考に関すること。 職員の定数及び配置に関すること。 職員の進退、賞罰及び服務に関すること。 職員の給与その他勤務条件に関すること。 職員の考課に関すること。 職員の能力開発に関すること。 職員の保健及び衛生管理に関すること。 職員の福利厚生に関すること。 職員互助会及び共済組合に関すること。 被服貸与に関すること。 職員団体にに関すること。 他の部局の任命権者との連絡調整に関すること。 その他人事に関すること。
	契約検査課	入札参加業者の資格審査及び選定の調整に関すること。 指名委員会に関すること。 物品購入調整委員会に関すること。 入札及び契約事務の総括に関すること。 主要事業の進行政管理に関すること。 主要事業の検査及び指導に関すること。 土木及び建築工事の検査（別に定めるものを除く。）に関すること。 複数の建設工事担当課に係る事務に関すること。 事業の再評価に関すること。 建設工事事務事故調査委員会に関すること。
生涯学習部	市民協働課	生涯学習に係る総合企画及び調整に関すること。 生涯学習に係る調査及び研究に関すること。 生涯学習推進審議会に関すること。 市民協働及び市民活動に係る総合調整及び推進に関すること。

<p>芸術文化の企画及び総括に関すること。 市民憲章及び市歌の普及に関すること。 国際親善に関すること。 国内交流に関すること。 ガレリアかめおかに関すること。 亀岡会館に関すること。 交流会館に関すること。 生涯学習かめおか財団との連絡調整に関すること。 文化団体等との連絡調整に関すること。 大学等連携の総合調整に関すること。 地球環境子ども村に係る総合企画及び調整に関すること。 地球環境子ども村に係る市民活動の推進に関すること。 地球環境子ども村に係る事業推進に関すること。 環境学習施設に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>総務課</p>	<p>社会体育団体の指導者育成に関すること。 体育施設に関すること。 体育関係補助金に関すること。 その他スポーツに関すること。 体育協会との連絡調整に関すること。</p>
<p>人権啓発課 人権施策に係る総合企画及び調整に関すること。 人権問題の調査研究に関すること。 人権擁護委員に関すること。 人権啓発活動の推進に関すること。 人権相談に関すること。 人権啓発資料の収集、作成及び活用に関すること。 他の部及び課に属さない人権問題に関すること。 地域振興（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。 文化センター及び児童館に関すること。 隣保事業の届出に関すること。 市営篠共同浴場に関すること。 住宅新築資金等貸付事業管理組合との連絡調整に関すること。 男女共同参画社会実現に係る総合企画及び調整に関すること。 男女共同参画に係る調査研究及び情報の収集に関すること。 男女共同参画に係る啓発及び施策の推進に関すること。 その他男女共同参画に関すること。</p>	<p>総務部</p>	<p>条例、規則及びその他例規の制定改廃及び公布に関すること。 市議会、監査委員及び教育委員会との連絡に関すること。 市例規の編さん、整理及び保存に関すること。 事務引継に関すること。 訴訟及び不服申立て（法令等に定めるものを除く。）に関すること。 行政境界に関すること。 市長の資産等の公開に関すること。 政治倫理に関すること（議員の政治倫理に係る調査請求に関することを除く）。 情報公開に関すること。 個人情報保護に関すること。 選挙管理委員会に関すること。 庁舎及びその附帯設備の維持管理に関すること。 庁舎の取締り及び警備に関すること。 当直に関すること。 電話及び庁内放送の運用管理に関すること。 庁内の受付案内及び市民サービスに関すること。 町又は字の区域の新設等の告示に関すること。 文書の收受及び発送に関すること。 文書の整理及び保存に関すること。 公用文の取扱い改善に関すること。 情報化推進に関すること。 行政情報システムの導入及び総合調整に関すること。 と。 電算室及び電算機器等の管理運用に関すること。 情報セキュリティ対策に関すること。 公告式に関すること。 公印の保管に関すること。 基幹統計その他各種統計に関すること。 市公報の発行に関すること。 浄書及び印刷に関すること。 他の部及び課の主管に属さない事務に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>スポーツ推進課 市民スポーツの普及に関すること。 競技力向上に関すること。 スポーツ推進委員に関すること。</p>		

<p>市税に係る課税台帳及び関係資料の整理保管に関すること。 市税に係る調査及び減免に関すること。 市税に係る統計に関すること。 市税に係る証明及び閲覧に関すること。 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付に関すること。 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 市税、市税の督促手数料及び延滞金（以下「市税等」という。）の収納に関すること。 市税等の督促に関すること。 市税等の過誤納金の還付に関すること。 市税等の徴収金の徴収委託又は受託に関すること。 市税等の不納欠損処分に関すること。 市税等の口座振替に関すること。 市税等に係る訴訟及び不服申立てに関すること。 京都地方税機構との連絡調整に関すること。</p>	<p>環境政策に係る総合企画、調整及び指導に関すること。 地球温暖化対策に関すること。 新エネルギーに関すること。 亀岡市環境審議会に関すること。 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動及び悪臭その他の公害の防止対策の企画、調整及び指導に関すること。 公害防止思想の啓蒙及び普及に関すること。 公害に関する要望等の受付及び連絡調整（各部署等との連絡調整を含む。）に関すること。 環境美化（他の部署等の所屬に関するものを除く。）の推進に関すること。 不法投棄対策に関すること。 自然環境保全（他の部署等の所屬に関するものを除く。）に関すること。 土砂埋立て等の規制に関すること。 浄化槽に関すること。 墓地及び火葬場に関すること。 一般廃棄物に係る市民窓口に関すること。 下矢田みどりの郷広場に関すること。 狂犬病予防及び動物の飼養管理等に関すること。 ねずみ及び昆虫等の駆除に関すること。 生活関連施設の施設整備に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>環境市民部</p>	<p>環境政策課</p>

<p>自治防災課 コミュニティ推進に関すること。 自治会及び自治委員に関すること。 財産区に関すること。 地縁団体の法人格取得に関すること。 自衛隊に関すること。 危機管理に関すること。 災害対策（事業を除く。）及び防災会議に関すること。 地域防災計画の立案に関すること。 地域防災無線の運用及び管理に関すること。 国民保護に関すること。 消防団の組織及び定員に関すること。 消防団員の人事、給与及び教養訓練に関すること。 消防団機械器具の整備保全に関すること。 消防地水利に関すること。 その他非常備消防及び水防に関すること。 京都中部広域消防組合との連絡調整に関すること。</p>	<p>安全安心まちづくり課 セーフコミュニティの推進に関すること。 防犯及び暴力追放に関すること。 交通安全対策（施設の維持管理を除く。）に関すること。 交通安全対策会議に関すること。 財政課 財政計画に関すること。 予算の編成に関すること。 予算の執行計画の調整に関すること。 予算の執行管理に関すること。 地方交付税に関すること。 財政についての調整及び報告に関すること。 財政状況の公表に関すること。 税外収入の調定に関すること。 市債及び借入金に関すること。 公債費の償還に関すること。 基金管理に関すること。 土地開発公社との連絡調整に関すること。 ふるさと力向上寄附金に関すること。 その他予算に関すること。 税務課 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税及び特別土地保有税（以下「市税」という。）の賦課並びに調定に関すること。 府民税に関すること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>戸籍法（昭和22年法律第224号）に関すること。 特別永住者及び在留管理に関すること。 民事及び刑事処分のお知らせ及び管理に関すること。 人口動態に関すること。 埋火葬許可及び火葬場使用許可に関すること。 相続開始報告に関すること。</p>	<p>後期高齢者医療被保険者の資格得喪に関すること。 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関する こと。 保険給付及び葬祭費等の支給申請の受付に関するこ と。 高齢者医療に関すること。 京都府後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関す ること。 その他後期高齢者医療に関すること。 国民健康保険の給付及び保健事業に関すること。 出産育児一時金及び葬祭費の交付に関すること。 医療費支払資金の貸付けに関すること。 療養給付費交付金、財政調整交付金及び前期高齢者 交付金に関すること。 高額介護合算療養費等に関すること。 高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業等 に関すること。 特定健診・特定保健事業に関すること。 後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付 金に関すること。 国民健康保険事業の運営計画に関すること。 国民健康保険運営協議会に関すること。 国民健康保険被保険者の資格得喪に関すること。 国民健康保険料の調定賦課及び減免に関すること。 国民健康保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 その他国民健康保険に関すること。 国民年金被保険者の資格等に関すること。 国民年金保険料の免除及び学生納付特例の申請に関 すること。 福祉年金に関すること。 基礎年金に関すること。 国民年金の相談に関すること。 在日外国人特別給付金に関すること。 特別障害給付金に関すること。 その他国民年金に関すること。</p>
<p>保険医療課</p>	

<p>環境クリーン 推進課</p> <p>一般廃棄物の処理及び計画に関すること。 一般廃棄物の収集運搬に関すること。 一般廃棄物の処理等に係る統計資料に関すること。 一般廃棄物（ごみ）の受付に関すること。 ごみの減量及び資源化に関すること。 一般廃棄物処理業及び浄化槽清浄業の許可に関する こと。 亀岡市循環型社会推進審議会に関すること。 資源循環型社会の推進に関すること。 環境事業公社との連絡調整に関すること。 一般廃棄物処理施設の維持管理及び技術的管理に関 すること。 一般廃棄物（ごみ）の埋立処分に関すること。 一般廃棄物処理に係る特殊車両の運転及び保守管理 に関すること。 最終処分場の維持管理に関すること。 粗大ごみ及び資源ごみ等の保管に関すること。 持込み一般廃棄物等の受付、指導及び監視に関する こと。 労働安全衛生に関すること。 し尿くみとり料金の調定、徴収及び滞納整理に関す ること。 し尿くみとり申込みの手続に関すること。 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 その他一般廃棄物に関すること。（他の部課等の所属 に関するものを除く。）</p>	<p>市民課</p> <p>市民相談に関すること。 行政相談委員に関すること。 消費者行政に関すること。 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関す ること。 印鑑の登録に関すること。 住民異動に関する届出の受付及び転出証明書の交付 に関すること。 住居表示の実施に関すること。 住民票の写し等の自動交付機の管理に関すること。 自動車の臨時運行許可申請に関すること。 人口統計に関すること。 さくらカード及びびつじカードの交付に関するこ と。 電子証明書発行に関すること。 その他諸証明に関すること。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>助産施設の入所に関すること。 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。 家庭児童相談室に関すること。 子ども医療に関すること。 母子医療に関すること。 保育の方針及び計画に関すること。 保育所施設の整備及び管理に関すること。 保育所の運営指導及び連絡調整に関すること。 保育所の入退所に関すること。 保育料の調定及び徴収に関すること。 その他保育に関すること。</p>	<p>障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関すること。 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関すること。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）における障害者福祉に関すること。 障害者福祉に関すること。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に関すること。 特別障害者手当及び特別児童扶養手当等に関すること。 障害児福祉に関すること。 子ども発達支援事業に関すること。 障害者（児）の計画に関すること。 自立支援医療に関すること。 福祉医療（母子医療を除く。）に関すること。 障害者相談支援事業に関すること。 障害者介護給付費等の審査に関すること。 障害者団体との連絡調整に関すること。 障害者に係る成年後見制度に関すること。</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>介護保険事業計画に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 介護保険料の調定賦課及び減免に関すること。 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 介護保険施設に係る関係機関との調整に関すること。</p>
<p>高齢福祉課</p>	<p>介護保険事業計画に関すること。 介護保険の給付に関すること。 介護保険被保険者の資格得喪に関すること。 介護保険料の調定賦課及び減免に関すること。 介護保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 介護保険施設に係る関係機関との調整に関すること。</p>

<p>健康福祉部</p>	<p>保健及び福祉に係る総合企画及び調整に関すること。 福祉事務所の必要な調整に関すること。 社会福祉統計に関すること。 社会福祉法人の設立に関すること。 社会福祉法人の指導監督（他の部課に属するものを除く。）に関すること。 総合福祉センターに関すること。 厚生会館に関すること。 ふれあいプラザに関すること。 福祉関係諸団体（別に定めるものを除く。）との連絡調整に関すること。 福祉有償運送運営協議会に関すること。 民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること。 地域福祉計画に関すること。 社会福祉協議会に関すること。 災害時要配慮者支援事業の推進に関すること。 生活保護の決定及び実施に関すること。 自殺予防対策に関すること。 社会を明るくする運動に関すること。 社会福祉関係の各種募金に関すること。 勤労者福祉に関すること。 海外引揚者及び留守家族の援護に関すること。 戦没者の慰霊に関すること。 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関すること。 災害弔慰金の支給に関すること。 交通遺児の支援に関すること。 くらしの資金に関すること。 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 ホームレスに関すること。 社会福祉事業基金に関すること。 保護司会に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>いきいきかめおかっこ未来プランに関すること。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（別に定めるものを除く。）に関すること。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>いきいきかめおかっこ未来プランに関すること。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（別に定めるものを除く。）に関すること。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。</p>

<p>地域密着型サービスに関すること。 申請書の受付に関すること。 対象者の調査、調査委託及び相談業務に関すること。 かかりつけ医師の意見書に関すること。 介護認定審査会の運営に関すること。 介護予防事業に関すること。 地域包括支援センターに関すること。 その他介護保険に関すること。 高齢者福祉計画に関すること。 老人福祉施設等の管理運営に関すること。 敬老事業に関すること。 シルバー人材事業に関すること。 高齢者の総合相談に関すること。 老人クラブの指導育成に関すること。 高齢者の生きがいづくりに関すること。 高齢者の自立生活支援事業に関すること。 家族介護者支援事業に関すること。 養護老人ホーム入所措置費及び費用徴収に関すること。 高齢者団体との連絡調整に関すること。 高齢者に係る成年後見制度に関すること。</p>	<p>衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関すること。 結核予防に関すること。 発達相談に関すること。 妊産婦及び新生児訪問に関すること。 母子健康手帳の交付に関すること。 予防接種に関すること。 未熟児の訪問指導等に関すること。</p>	<p>産業観光部</p>	<p>ものづくり産業課</p>
<p>保健衛生についての計画、調査及び統計に関すること。 保健センターの管理運営に関すること。 休日急病診療所に関すること。 献血の推進に関すること。 生涯健康管理システムに関すること。 健康づくり事業に関すること。 国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関すること。 地域医療連携の推進に関すること。 地域医療情報センターに関すること。 医療機関及び衛生諸団体との連絡調整に関すること。 各種防疫（ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。）に関すること。 かめおか健康プラン21に関すること。 感染症に関すること。 母子及び成人保健事業に関すること。 特定保健指導に関すること。 応急救護及び保健指導に関すること。</p>	<p>産業振興計画に関すること。 商工団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 中小企業対策に関すること。 企業誘致に関すること。 工業団地の調査及び計画に関すること。 商工金融支援に関すること。 商店街の振興に関すること。 特産品開発及び地域ブランドの確立に関すること。 産官学・農商工連携に関すること。 鉱業権に関すること。 エネルギー対策に関すること。 労働政策（勤労者福祉に関するものを除く。）に関すること。 その他ものづくり産業の振興に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	<p>産業観光部</p>	<p>観光戦略課</p>
<p>健康増進課</p>	<p>観光振興の企画及び調整に関すること。 観光関連団体との連携及び指導育成に関すること。 観光交流の促進に関すること。 観光「亀岡」のPRに関すること。 観光施設の整備及び管理に関すること。 観光資源の発掘及び整備支援に関すること。 広域観光の推進に関すること。 観光輸送サービスの向上に関すること。 風致維持に関すること。 その他観光振興に関すること。</p>	<p>産業観光部</p>	<p>農林振興課</p>
<p>農林振興課</p>	<p>農業経営改善対策に関すること。 農用地利用増進事業等に関すること。 農村の活性化に関すること。 「食農」学習の促進に関すること。 都市と農村との交流に関すること。 農産物等の地産地消の促進に関すること。 農業振興地域整備計画に関すること。 総合農政計画審議会に関すること。</p>	<p>農林振興課</p>	<p>農林振興課</p>

<p>まちづくり推進部</p>	<p>国営事業推進課</p>	<p>農業委員会に関すること（農地に関するものを除く）。 担い手育成支援に関すること。 米の生産調整推進対策に関すること。 農業関係制度資金に関すること。 水産、畜産、野菜及び特産物の育成に関すること。 病虫害防除に関すること。 食肉センター・土づくりセンター・農業公園に関すること。 農業公社との連絡調整に関すること。 農業関係諸団体等との連絡調整に関すること。 森林（公有林を含む。）経営の改善に関すること。 森林団体の連絡協調に関すること。 荒廃林地復旧及び林業施設整備に関すること。 森林開発行為の協議に関すること。 林産物の生産指導及び加工に関すること。 有害鳥獣対策に関すること。 害虫駆除等のための他人の土地への立入許可に関すること。 亀岡カーポンプマイナプロジェクトに関すること。 国営農地再編整備事業等の計画調査に関すること。 国営農地再編整備事業等の調査、設計及び施工並びに事業の調整に関すること。 土地改良区の指導に関すること。 土地改良資金に関すること。 農業用施設の維持管理指導に関すること。 農道に係る交通安全対策事業に関すること。 農地及び農業用施設災害復旧事業に関すること。 土地改良工事による整備に関すること。</p>	
<p>都市計画課</p>	<p>都市計画課</p>	<p>都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関すること。 その他都市計画に関すること。 開発行為の指導に関すること。 開発行為に伴う関係部課等との連絡調整に関すること。 優良宅地及び優良住宅認定事務の取扱いに関すること。 建築行為の指導に関すること。 土地区画整理事業の施行地区内における建築の許可等に関すること。 京都府屋外広告物条例（昭和28年京都府条例第30号）に関すること。 生産緑地に関すること。 部の総務担当課事務に関すること。</p>	
<p>土木管理課</p>	<p>桂川・道路整備課</p>	<p>京都市縦貫自動車道並びに国道及び府道の整備促進に関すること。 桂川治水対策事業の促進に関すること。 府管理河川の整備促進に関すること。 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 桂川及び幹線道路に係る国及び府事業の連絡調整に関すること。 街路事業に関すること。 都市計画駐車場整備に関すること。 道路新設改良事業の調査、設計及び施工に関すること。 河川改修事業の調査、設計及び施工に関すること。 道路及び河川の維持管理に関すること。 道路、河川及び排水路の修繕工事に関すること。 法定外公共物（農林施設を除く。）の管理、処分及び登記に関すること。 法定外公共物管理の調整に関すること。 公共土木施設災害復旧事業に関すること。 市道の認定、廃止及び変更に関すること。 市道及び河川の占用に関すること。</p>	

	<p>市道及び河川の境界確定に関する事 道路及び河川台帳の整備に関する事 道路及び河川愛護の啓発に関する事 認定外道路整備・認定外道路交通安全施設整備事業の補助金に関する事 交通安全対策施設に関する事 公衆街路灯に関する事 駐輪対策に関する事 路外駐車場の設置・管理に係る届出受理等に関する事 土地の収用及び使用に関する事 地価の公示に関する事 買収用地等の取得状況調査に関する事 用地対策連絡協議会に関する事 市有財産及び公の施設の登記事務の調整に関する事 地籍調査に関する事 公共基準点の管理及び保全に関する事 その他市の行う土木事業に関する事</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>市営住宅の管理及び処分に関する事 市営住宅の計画及び建設に関する事 木造住宅耐震化促進事業に関する事 住宅改良資金及び住宅建設資金の取扱業務に関する事 優良賃貸住宅の供給計画に関する事 その他市有建造物及びその附属施設の調査、設計、施工並びに維持工事に関する事</p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第7号

亀岡市会計管理者の補助組織設置規則等の一部を改正する規則

(亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第1条 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則(昭和42年亀岡市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中第11号から第18号までを削り、第19号を第11号とし、第20号から第24号までを8号ずつ繰り上げる。

第5条第1項及び第2項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同条第3項中「処理」を「掌理」に、「がある場合には、当該職員を指導」を「を指揮」に改め、同条第4項中「所掌事務を掌理し、課長と連携して所属職員」を「課長と連携し、所掌事務を掌理して関係職員」に改め、同条第5項中「所管事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指導」を「課長と連携し、所管事務を掌理して関係職員を指揮」に改める。

第7条第3項中「第37条」を「第42条」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 担当副課長は、その所管する事務について、主管副課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第7条第2項第1号中「第13条」を「第

14条」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 担当課長は、その所管する事務について、主管課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第2条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）
所管課を表す記号

部課名	記号	部課名	記号
議会事務局	議	まちづくり推進部	
政策推進室		都市計画課	都計
政策推進課	政	都市整備課	都整
企画管理部		桂川・道路整備課	桂
夢ビジョン推進課	夢	土木管理課	土
秘書広報課	秘	建築住宅課	建
人事課	人	会計管理室	
契約検査課	契	会計課	会
生涯学習部		上下水道部	
市民協働課	市協	総務・経営課	総経
人権啓発課	人権	お客様サービス課	客サ
スポーツ推進課	スポ	水道課	水
総務部		下水道課	下
総務課	総	教育委員会事務局	
自治防災課	自	教育委員会教育部	
安全安心まちづくり課	安	教育総務課	教総
財政課	財	学校教育課	教学
税務課	税	社会教育課	教社
環境市民部		学校給食センター	教給
環境政策課	環政	中央公民館	教中
環境クリーン推進課	環推	図書館	教図
市民課	市	文化資料館	教文
保険医療課	保	教育研究所	教研
健康福祉部		監査委員事務局	監査
地域福祉課	地福	選挙管理委員会事務局	選管
子育て支援課	子育	公平委員会事務局	公平
障害福祉課	障福	農業委員会事務局	農委
高齢福祉課	高福		
健康増進課	健増		
産業観光部			
ものづくり産業課	もの		
観光戦略課	観		
農林振興課	農		
国営事業推進課	国		

（亀岡市災害対策本部条例施行規則の一部改正）

第3条 亀岡市災害対策本部条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「総務部長」を「危機管理監」に改める。

第7条第2項中「本部員には」の次に「危機管理監及び」を加える。

（亀岡市職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第4条 亀岡市職員の職の設置に関する規則（平成18年亀岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「担当室長」の次に「、危機管理監」を加え、「所長補佐」の次に「、主幹養護師」を加える。

(亀岡市財務規則の一部改正)

第5条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「)第49条」を「。以下単に「事務処理規程」という。)第46条」に、「第13条」を「第18条」に改める。

別表第1第1中「(以下「事務処理規程」という。)」を削り、同表第3中「第13条」を「第14条」に、「第36条の2」を「第41条」に改め、同表第5中「第37条から第47条」を「第42条から第44条」に改める。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

第6条 出納員及びその他の会計職員設置規則(昭和39年亀岡市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)第171条第1項の規定(以下「規定」という。)」を「。以下「法」という。)第171条第1項の規定」に、「、規定」を「、同項の規定」に改める。

第2条に次の1項を加える。

3 出納員又はその他の会計職員となるべき者が、法第172条第1項に規定する職員でないときは、その職にある期間は、同項の職員に併任されたものとみなす。

別表中38の項を削り、37の項を38の項とし、33の項から36の項までを1項ずつ繰り下げ、同表32の項中「園長及び主幹教諭」を「幼稚園長 幼稚園担当職員」に改め、同項を33の項とし、

同表31の項中「営業課長」を「お客様サービス課長」に、「営業課担当職員」を「お客様サービス課担当職員」に改め、同項を同表32の項とし、同表中30の項を31の項とし、4の項から29の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 各種スポーツ行事参加料の収納	スポーツ推進課長	スポーツ推進課担当職員	
------------------	----------	-------------	--

(亀岡市立保育所条例施行規則の一部改正)

第7条 亀岡市立保育所条例施行規則(昭和48年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第37条」を「第42条」に改める。

(亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規則の一部改正)

第8条 亀岡市上下水道事業の主要職員を定める規則(昭和42年亀岡市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部長」の次に「及び担当部長」を加える。

(亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第9条 亀岡市上下水道事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和42年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「部長」の次に「及び担当部長」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第8号

管理職手当支給規則の一部を改正する規則

管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

部長、室長	2種
担当部長、担当室長、次長	3種
課長	4種
副課長	5種
担当課長、担当副課長、保育所長、文化センター館長、児童館長、休日急病診療所長	6種（市長が別に定める場合にあつては4種又は5種）
秘書事務を所管する係長若しくは主幹（市長の定めるものに限る。）	6種
教育部長	2種
担当部長、次長、総括指導主事	3種
課長	4種
副課長、教育研究所長、図書館長、学校給食センター所長、文化資料館長	5種
担当課長、担当副課長、幼稚園長、中央公民館長、図書館副館長（市長の定めるものに限る。）、教育研究所副所長	6種（市長が別に定める場合にあつては5種）

」

を

「

部長、室長、危機管理監	2種
担当部長、担当室長、次長	3種
課長	4種
担当課長、副課長	5種（市長が別に定める場合にあつては4種）
担当副課長、保育所長、文化センター館長、児童館長、休日急病診療所長	6種（市長が別に定める場合にあつては4種又は5種）
秘書事務を所管する係長又は主幹（市長が定めるものに限る。）	6種
教育部長	2種
担当部長、次長、総括指導主事	3種
課長	4種
担当課長、副課長、幼稚園長、教育研究所長、図書館長、学校給食センター所長、文化資料館長	5種
担当副課長、中央公民館長、図書館副館長（市長が定めるものに限る。）、教育研究所副所長	6種（市長が別に定める場合にあつては5種）

」

に改める。

別表第2中「77,400円」を「82,900円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第9号

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツ実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 教育機関又は行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び指導助言を行うこと。

2 前項の規定により、委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、50人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもその職を辞することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たっては法令等に従わなければならない。

3 委員は、全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に、必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市社会体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第10号

亀岡市社会体育施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市社会体育施設条例(昭和39年亀岡市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により亀岡市社会体育施設(以下「社会体育施設」という。)の使用の許可を受けようとする者は、亀岡市社会体育施設使用許可申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期間は、使用しようとする日前2月から当日までの期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は、条例第4条に規定する社会体育施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)をしたときは、使用料の納付のあった後、亀岡市社会体育施設使用許可書(別記第2号様式。以下「許可書」という。)を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、市長から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の順位)

第4条 使用許可の順位は、申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用時間の計算及び延長)

第5条 使用時間は、本来の使用目的に要する

時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(申出による使用許可の取消し)

第6条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市社会体育施設使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第3号様式。以下「取消・還付申請書」という。)に第3条第1項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市社会体育施設使用許可取消承認通知書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 市が主催する行事に使用する場合 免除

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の教育活動又は同条に規定する幼稚園若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所による保育活動に使用する場合 5割

(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日発児第156号厚生事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けた者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福

社手帳の交付を受けた者が使用する場合
5割

- (4) 教育委員会が認めた社会教育団体が本来の社会教育活動に使用する場合 4割
- (5) 市内の学校教育法第1条に規定する大学による教育活動に使用する場合 2.5割
- (6) その他公益のため使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。市長が定める額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市社会体育施設使用料減免申請書（別記第5号様式）を申請書に添付しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用期日の7日前までに第6条第1項の規定による使用許可の取消しを申し出たとき。全額
- (2) 天災その他自己の責めに帰することができない理由によって使用できないとき。全額
- (3) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消したとき。全額
- (4) 雨天により使用できないとき。別に定める額
- (5) その他公益のため使用する場合で市長が特に必要と認めたとき。別に定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、取消・還付申請書に許可書を添付して市長へ提出しなければならない。

（施設の破損等の届出）

第9条 使用者は、社会体育施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（使用禁止又は制限）

第10条 市長は、施設の損傷その他の理由により施設の使用に危険があると認めるときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。

（指定管理者による管理）

第11条 社会体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条第1項、第3条、第6条、第8条第2項、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第2項、第4条、第7条第1項、第8条第1項及び第12条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第3条第1項、第5条第3項、第6条第1項、第7条及び第8条並びに別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第5号様式中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、社会体育施設の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第2号様式(第3条関係)

団体名 氏名 様 年 月 日 ⑥		亀岡市社会体育施設使用許可書										※	第	号		
		下記のとおり亀岡市社会体育施設の使用について許可します。														
使用施設	1 春日坂球技場 (面)	5 医王谷野球場														
	2 月読橋球技場 (A・B)	6 国際広球場球技場テニスコート (面)														
	3 月読橋第2球技場 (C・D)	7 国際広球場球技場グラウンド														
	4 月読橋第3球技場 (E)	8 東別院グラウンド														
使用目的	1 少年軟式野球	2 軟式野球	3 ソフトボール	4 少年サッカー	5 サッカー											
	6 テニス	7 ラグビー	8 グラウンド・ゴルフ	9 その他 ()												
大会名																
使用日時	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
延長日時	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
営業目的の有・無	有・無 (入場料/前売) 円:当日 円:営利宣伝															
※使用料	春日坂球技場	月読橋球技場	月読橋第2球技場	月読橋第3球技場	医王谷野球場	国際広球場テニスコート	国際広球場テニスコート	東別院グラウンド								
※延長使用料	円		※合計金額		左記のとおり領収しました。											
備考													円			

別記第1号様式(第2条関係)

申請者住所 団体名 氏名 連絡先 利用人数 年 月 日 ⑥		亀岡市社会体育施設使用許可申請書										※	第	号		
		下記のとおり使用したいので申請します。 なお、使用に際しては、亀岡市社会体育施設条例、同施行規則及び管理者の指示を厳守します。														
使用施設	1 春日坂球技場 (面)	5 医王谷野球場														
	2 月読橋球技場 (A・B)	6 国際広球場球技場テニスコート (面)														
	3 月読橋第2球技場 (C・D)	7 国際広球場球技場グラウンド														
	4 月読橋第3球技場 (E)	8 東別院グラウンド														
使用目的	1 少年軟式野球	2 軟式野球	3 ソフトボール	4 少年サッカー	5 サッカー											
	6 テニス	7 ラグビー	8 グラウンド・ゴルフ	9 その他 ()												
大会名																
使用日時	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
延長日時	年 月 日 (曜日)		時 分 ~		時 分											
営業目的の有・無	有・無 (入場料/前売) 円:当日 円:営利宣伝															
※使用料	春日坂球技場	月読橋球技場	月読橋第2球技場	月読橋第3球技場	医王谷野球場	国際広球場テニスコート	国際広球場テニスコート	東別院グラウンド								
※延長使用料	円		※合計金額		左記のとおり領収しました。											
備考													円			

(注意) ※欄は、記入不要です。

第4号様式(第6条関係)

団体名 氏名 様		年 月 日 年 月 日	※ 第 号
亀岡市社会体育施設使用許可取消承認通知書			
年 月 日付け第 号で許可のあった亀岡市社会体育施設の使用について、 下記のとおり取消しを承認します。			
使用施設	1 春日坂球技場 (面) 5 医王谷野球場 2 月読橋球技場 (A・B) 6 国際広球場球技場テニスコート (面) 3 月読橋第2球技場 (C・D) 7 国際広球場球技場グラウンド 4 月読橋第3球技場 (E) 8 東別院グラウンド		
使用日時	年 月 日 (曜日) 午前 午後 全日 夜間 (時 分 ~ 時 分)		
夜間照明	使用 (時 ~ 時) 不使用		
使用目的	1 少年軟式野球 2 軟式野球 3 ソフトボール 4 少年サッカー 5 サッカー 6 テニス 7 ラグビー 8 グラウンド・ゴルフ 9 その他 ()		
取消内容	① 使用期日の7日前までに使用許可の取消しを申し出た。(選付あり) ② 使用期間の6日以内に使用許可の取消しを申し出た。(選付なし)		
備考			

第3号様式(第6条、第8条関係)

申請者 住所 団体名 氏名 () 連絡先 ()		年 月 日 年 月 日	※ 第 号
亀岡市社会体育施設 使用許可取消届 使用料還付申請書			
年 月 日付け第 号で許可のあった亀岡市社会体育施設の使用について、 下記のとおり取り消しますので使用許可書を添えて届けます。また、使用料の還付を申請します。			
使用施設	1 春日坂球技場 (面) 5 医王谷野球場 2 月読橋球技場 (A・B) 6 国際広球場球技場テニスコート (面) 3 月読橋第2球技場 (C・D) 7 国際広球場球技場グラウンド 4 月読橋第3球技場 (E) 8 東別院グラウンド		
使用日時	年 月 日 (曜日) 午前 午後 全日 夜間 (時 分 ~ 時 分)		
夜間照明	使用 (時 ~ 時) 不使用		
使用目的	1 少年軟式野球 2 軟式野球 3 ソフトボール 4 少年サッカー 5 サッカー 6 テニス 7 ラグビー 8 グラウンド・ゴルフ 9 その他 ()		
取消内容	① 使用期日の7日前までに使用許可の取消しを申し出た。(選付あり) ② 使用期間の6日以内に使用許可の取消しを申し出た。(選付なし)		
還付申請の理由	1 亀岡市社会体育施設の使用を取り消したため(使用期日の7日前までに使用許可の取消しの申出が必要) 2 天災その他自己の責めに帰ることができない理由によって使用できないため 3 公用又は管理上の都合により使用の許可を取り消したため 4 雨天により使用できないため 5 その他公益のため使用する場合で市長が特に必要と認めたため		
※使用料納付額	金 円	※納入年月日	年 月 日
※使用料還付額	金 円	※還付年月日	年 月 日
※差引額	金 円		
備考			

(注意) ※欄は、記入不要です。

第5号様式(第7条関係)

※ 第 号 亀岡市社会体育施設使用料減免申請書																									
(宛先)	申請者 住 所 団 体 名 代 表 者 名 連 絡 先 ()																								
年 月 日																									
下記の理由により亀岡市社会体育施設使用料の減免を受けたいので申請します。																									
使用施設	1 春日坂球技場 (面) 5 医王谷野球場 2 月読橋球技場 (A・B) 6 国際広場球技場テニスコート (面) 3 月読橋第2球技場 (C・D) 7 国際広場球技場グラウンド 4 月読橋第3球技場 (E) 8 東別院グラウンド																								
使用目的																									
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分																								
延長日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分																								
減免理由	(1) 市が主催する行事に使用するため (2) 市内の小・中学校・高等学校の教育活動及び幼稚園・保育所の保育活動に使用するため (3) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が使用するため (4) 社会体育団体が本来の目的で使用するため (5) 市内の大学の教育活動に使用するため (6) その他公益のために使用するため ()																								
※使用料	<table border="1"> <tr> <td>春日坂球技場</td> <td>月読橋球技場</td> <td>月読橋第2球技場</td> <td>月読橋第3球技場</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>医王谷野球場</td> <td>国際広場テニスコート</td> <td>国際広場グラウンド</td> <td>東別院グラウンド</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>合計金額</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>円</td> </tr> </table>	春日坂球技場	月読橋球技場	月読橋第2球技場	月読橋第3球技場	円	円	円	円	医王谷野球場	国際広場テニスコート	国際広場グラウンド	東別院グラウンド	円	円	円	円				合計金額				円
春日坂球技場	月読橋球技場	月読橋第2球技場	月読橋第3球技場																						
円	円	円	円																						
医王谷野球場	国際広場テニスコート	国際広場グラウンド	東別院グラウンド																						
円	円	円	円																						
			合計金額																						
			円																						
※減免額	円 ※ 割減免 ※ 総合計																								
備考	円																								

※印の欄は、記入不要です。

「揭示済」

亀岡市市民プール条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第11号

亀岡市市民プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市市民プール条例(平成9年亀岡市条例第37号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設期間及び使用時間)

第2条 亀岡市市民プール(以下「市民プール」という。)の開設期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特別の必要があると認めるときは、開設期間及び使用時間を変更することができる。

- (1) 開設期間 7月1日から9月10日まで
- (2) 使用時間 午前9時30分から午後4時30分まで

2 前項ただし書の規定による場合において、市長がその周知について必要があると認めるときは、市民プール掲示場に掲示するほか適当な方法により行うものとする。

(使用の禁止又は制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民プールの使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるおそれのある物品を携帯しているとき。
- (2) 保護者の同伴しない幼児が使用するとき。
- (3) 感染性の疾患があると認めるとき。
- (4) 酒気を帯びていると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。

(6) その他特に市長が使用を不相当と認めるとき。

(損害賠償)

第4条 故意又は重大な過失により市民プールの施設又はこれに付随する物件を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 損害賠償の額は、その毀損し、又は滅失した施設又は物件の原状回復に必要な額とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第12号

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター条例(平成26年亀岡市条例第9号。以下「条例」という。)の施行

について必要な事項を定めるものとする。

(受付時間)

第2条 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター（以下「センター」という。）の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、条例第3条第2項各号に定める休館日及び土曜日は、受付をしないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認めるときは、受付時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定によりセンター及びその附帯設備（以下「施設等」という。）の使用許可を受けようとする者は、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 市長は、条例第4条第1項に規定する施設等の使用の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、使用料の納付のあった後、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を前条に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

(使用内容の変更)

第5条 前条の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可内容変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第4号様式）を

交付するものとする。

(申出による使用許可の取消し)

第6条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第5号様式）に第4条の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可取消承認通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、営利を目的とするとき、又は入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料を減額し、又は免除しない。

(1) 本市が使用する場合 免除

(2) その他条例第1条の設置目的のため使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき 免除

(使用料の還付)

第8条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額

(2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額

(3) 使用の日前7日までに使用許可の取消しの届出をした場合 5割

(遵守事項)

第9条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく特別の設備の設置又は持込みをしないこと。
- (2) 許可なく宣伝、物品の展示、販売、募金その他これらに類する行為をしないこと。
- (3) その他市長の指示に従うこと。

(指定管理者による管理)

第10条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第3条から第6条までの規定及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第6条から第8条までの規定及び別記第5号様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第2条及び第11条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可申請書 年 月 日 (宛先)		時 分	時 分
申請者 住所 氏名 (電話)		年 月 日	時 分
次のとおり使用許可の申請をします。なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。		時 分	時 分
使用する日時	年 月 日	時 分	時 分
使用する施設			
使用する目的			
使用予定人員			
使用責任者住所・氏名			(電話)
備 考			

第2号様式(第4条関係)

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター使用許可書 許可番号 第 年 月 日 号 様 印 次のとおり使用を許可します。		時 分	時 分
使用する日時	年 月 日	時 分	時 分
使用する施設			
使用する目的			
使用予定人員			
使用責任者住所・氏名			(電話)
使用許可条件			(使用上の注意事項を厳守してください)
備 考			

第4号様式 (第5条関係)

亀岡市南つつじヶ丘コミュニケーションセンター使用許可内容変更承認可否通知書 許可番号 第 年 月 日 号 様 印	
次のとおり使用許可内容の変更を承認します。(しません。)	
許可年月日 許可番号	年 月 日 号
使用する施設	
変更内容	
承認可否理由	

第3号様式 (第5条関係)

亀岡市南つつじヶ丘コミュニケーションセンター使用許可内容変更承認申請書 (宛先) 申請者 住所 氏名 (電話) ④) 年 月 日 次のとおり使用許可内容の変更を申請します。	
許可年月日 許可番号	年 月 日 号
使用する日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用する施設	
変更内容	
変更理由	

第6号様式 (第6条関係)

亀岡市南つづじヶ丘コミュニティセンター使用許可取消承認通知書 年 月 日 様 印 次のとおり使用許可の取消を承認します。	
許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号
使用を取り消 したい施設	
使用を取り消 したい日時	年 月 日
取消の事由	
備 考	

第5号様式 (第6条関係)

亀岡市南つづじヶ丘コミュニティセンター使用許可取消届・使用料選付申請書 年 月 日 (宛先) 申請者 住所 氏名 (電話) 使用を取り消したいので使用許可書を添えて届け出ます。	
許可年月日 許可番号	年 月 日 第 号
使用を取り消 したい施設	
使用を取り消 したい日時	年 月 日
取消の事由	
請求金額	金 円也 (ただし、上記使用料既納分として)
選付金振込先	金融機関名 銀行・金庫・農協 本店・支店
	預金の種類 普通・当座
	口座番号 (フリガナ) 口座名義

「揭示済」

亀岡市職員互助会規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年3月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第13号

亀岡市職員互助会規則の一部を改
正する規則

亀岡市職員互助会規則（昭和34年亀岡市規
則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「、評議員会において会員中
より選出する者」を「、別に定める区分におい
て、評議員が会員中より推薦する者」に改め、
同条第5項を次のように改める。

5 監事は、総務課長及び財政課長をもってこ
れに充てる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第14号

亀岡市老人医療費支給条例施行規
則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成
14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように
改正する。

第9条及び第15条第4項中「8月1日」を
「4月1日」に、「翌年3月31日」を「7月
31日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行す
る。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第20号

亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱（平成2年亀岡市告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「以下「規則」という。」を削る。

第2条第2号中「道路で」を「道路のうち人家が連担し、準公共施設に通じる等、」に改める。

第4条から第9条までを次のように改める。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、工事費見積書の写しの額と市の積算事業費とを比較していずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「補助事業者」という。）は、交通安全施設附属設備工事について、亀岡市と協議し、事業の認定を受けるとともに、必要な指示を受けなければならない。

（交付申請）

第6条 事業の認定を受けた補助事業者は、亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、別に定める日までに亀岡市交通安全施設整備事業補

助金変更交付申請書（別記第2号様式）に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付決定（却下）書（別記第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、亀岡市交通安全施設整備事業補助金変更交付決定（却下）書（別記第4号様式）により補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「補助決定事業者」という。）に通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 補助決定事業者は、当該補助対象事業完了後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに亀岡市交通安全施設整備事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第9条 市長は、前条に規定する事業の実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市交通安全施設整備事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助決定事業者に通知するものとする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助決定事業者は、亀岡市交通安全施設整備

事業補助金請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書を受理したときには、補助決定事業者に対し、補助金を交付するものとする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

住 所

団 体 名

代 表 者 名

④

電 話 番 号

亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付申請書

亀岡市交通安全施設整備事業補助金として次のとおり交付されたく、亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

事業実施計画書

事業の名称 事業施行場所	事業費	事業概要
	円	
工 種	予定施工業者	工事予定期間
整備工事		年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類（土地使用承諾書他）

第2号様式(第6条関係)

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

㊦

亀岡市交通安全施設整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定の通知を受けた
亀岡市交通安全施設整備事業補助金について、下記のとおり申請事項を変更したい
ので、亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更後の事業実施計画内容
 - 変更前の事業費 円
 - 変更前の交付決定額 円
 - 変更後の事業費 円
 - 変更交付申請額 円 (千円未満切捨て)
- 変更事業概要
- 変更に伴う完成期日

添付書類

- (1) 工事費見積書の写し(内訳が明記されているもの)
- (2) 変更図面(平面図・横断面・詳細構造図他)
- (3) 変更状況写真
- (4) その他

第3号様式(第7条関係)

亀岡市指令 第 号

住 所
団 体 名
代表者名
様

亀岡市交通安全施設整備事業補助金交付決定(却下)書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市交通安全施設整備事業補
助金については、下記のとおり決定(却下)します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

- 1 決 定
補助金交付決定額 金 円(予定:実績報告後確定)
- 2 却 下
理由
事業施行場所

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であったとしても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

住 所

団 体 名

代 表 者 名

様

亀岡市交通安全施設整備事業補助金変更交付決定（却下）書

年 月 日付で変更交付申請のありました亀岡市交通安全施設整備事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 変更する補助金の内容

交付決定補助金額	金	円
追加（減額）補助金額	金	円
変更決定後補助金額	金	円
変更に伴う完成期日		

2 却 下

理由

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

㊤

亀岡市交通安全施設整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定の通知を受けた
亀岡市交通安全施設整備事業補助金について事業が完了したので、亀岡市交通安全
施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

事業の名称	
事業施行箇所	
精算事業費	円
補助金交付決定額	円
施工業者の住所氏名	
出来高事業量	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 竣工出来形図面(平面図・横断面・詳細構造図他)
- (3) 工事状況写真(全景、着工前、工事中及び完成)
- (4) その他(決算見込書等)

第6号様式(第9条関係)

年 月 日

住 所
団 体 名
代表者名

様

亀岡市長 ㊤

亀岡市交通安全施設整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定した亀岡市交通
安全施設整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので亀岡
市交通安全施設整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業施行場所
- 4 交付決定額の請求
亀岡市交通安全施設整備事業補助金請求書(第7号様式)を提出してくださ
い。
なお、請求者と振込口座名義人が異なる場合は、委任状を添付願います。

第7号様式（第10条関係）

亀岡市交通安全施設整備事業補助金請求書

請求金額 金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた
亀岡市交通安全施設整備事業補助金について、亀岡市交通安全施設整備事業補助金
交付要綱第10条の規定に基づき、上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
請求者 団体名
代表者名 ㊤
電話番号

記

補助金の振込先

金融機関	支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市道路整備事業補助金交付要綱（昭和52年亀岡市告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「以下「規則」という。」を削る。

第2条第2号中「道路で」を「道路のうち人家が連担し、準公共施設に通じる等、」に改める。

第4条から第9条までを次のように改める。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、工事費見積書の写しの額と市の積算事業費とを比較していずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会等（以下「補助事業者」という。）は、舗装工事及び築造工事について、亀岡市と協議し、事業の認定を受けるとともに、必要な指示を受けなければならない。

（交付申請）

第6条 事業の認定を受けた補助事業者は、亀岡市道路整備事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、別に定める日までに亀岡市道路整備事業補助金変更交付申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、亀岡市道路整備事業補助金交付決定（却下）書（別記第3号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、必要事項を調査のうえ補助金の交付の適否を審査し、亀岡市道路整備事業補助金変更交付決定（却下）書（別記第4号様式）により補助金の交付決定を受けた補助事業者（以下「補助決定事業者」という。）に通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 補助決定事業者は、当該補助対象事業完了後1箇月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに亀岡市道路整備事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（確定通知）

第9条 市長は、前条に規定する事業の実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市道路整備事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助決定事業者に通知するものとする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（請求及び交付）

第10条 前条の規定による確定通知を受けた補助決定事業者は、亀岡市道路整備事業補助金請求書（別記第7号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求書を受理したときには、補助決定事業者に対し、補助金

を交付するものとする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

住 所

団 体 名

代表者名

Ⓜ

電話番号

亀岡市道路整備事業補助金交付申請書

亀岡市道路整備事業補助金として次のとおり交付されたく、亀岡市道路整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

事業実施計画書

事業の名称 事業施行場所	事業費	事業概要
	円	
	舗装工事 円	幅員 m・面積 m ² 延長 m・舗装厚 cm
	築造工事 円	(種別)
工 種	予定施工業者	工事予定期間
舗 装 工 事		年 月 日～ 年 月 日
築 造 工 事		年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業内訳書
- (2) その他市長が必要と認める書類（土地使用承諾書他）

第2号様式(第6条関係)

年月日

(宛先) 亀岡市長

住所
団体名
代表者名
電話番号

㊤

亀岡市道路整備事業補助金変更交付申請書

年月日付け亀岡市指令第号で交付決定の通知を受けた
亀岡市道路整備事業補助金について、下記のとおり申請事項を変更したいので、亀
岡市道路整備事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により関係書類を添えて申請
します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更後の事業実施計画内容
 - 変更前の事業費 円
 - 変更前の交付決定額 円
 - 変更後の事業費 円
 - 変更交付申請額 円 (千円未満切捨て)
 - 変更事業概要

変更に伴う完成期日

添付書類

- (1) 工事費見積書の写し (内訳が明記されているもの)
- (2) 変更図面 (平面図・横断面図・詳細構造図・舗装展開図・面積計算書他)
- (3) 変更状況写真
- (4) その他

第3号様式(第7条関係)

亀岡市指令第号

住所
団体名
代表者名
様

亀岡市道路整備事業補助金交付決定(却下)書

年月日付けで申請のありました亀岡市道路整備事業補助金につ
いては、下記のとおり決定(却下)します。

年月日

亀岡市長 印

記

- 1 決定
補助金交付決定額 円 (予定：実績報告後確定)

事業施行場所

- 2 却下
理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第7条関係）

亀岡市指令 第 号

住 所
 団 体 名
 代表者名 様

亀岡市道路整備事業補助金変更交付決定（却下）書

年 月 日付で変更交付申請のありました亀岡市道路整備事業補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 変更する補助金の内容

交付決定補助金額	金	円
追加（減額）補助金額	金	円
変更決定後補助金額	金	円
変更に伴う完成期日		

2 却下

理由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日（上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として（訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式の次に次の3様式を加える。

第5号様式(第8条関係)

(宛先) 亀岡市長

住所
団体名
代表者名
電話番号

㊟

年 月 日

亀岡市道路整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定の通知を受けた
亀岡市道路整備事業補助金について事業が完了したので、亀岡市道路整備事業補助
金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

事業の名称	
事業施行箇所	
精算事業費	円
(1) 舗装工事	円
(2) 築造工事	円
補助金交付決定額	円
施工業者の住所氏名	
(1) 舗装工事	
(2) 築造工事	
出来高事業量	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 竣工出来形図面(平面図・横断面図・詳細構造図・舗装展開図・面積計算書他)
- (3) 工事状況写真(全景、着工前、工事中及び完成)
- (4) その他(決算見込書等)

第6号様式(第9条関係)

住所
団体名
代表者名

様

亀岡市長

㊟

第 年 月 日
号

亀岡市道路整備事業補助金確定通知書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定した亀岡市道路
整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので亀岡市道路整
備事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 事業施行場所

4 交付決定額の請求

亀岡市道路整備事業補助金請求書(第7号様式)を提出してください。
なお、請求者と振込口座名義人が異なる場合は、委任状を添付願います。

第7号様式（第10条関係）

亀岡市道路整備事業補助金請求書

請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた
亀岡市道路整備事業補助金について、亀岡市道路整備事業補助金交付要綱第10条
の規定に基づき、上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所
請求者 団 体 名
代表者名 ⑩
電話番号

記

補助金の振込先

金融機関	支店
預金種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第22号

亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱（平成21年亀岡市告示第145号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

第3条第3号を削り、同条第4号中「余剰電力の販売契約」を「電力受給契約」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第4条中「15,000円」を「10,000円」に、「60,000円」を「40,000円」に改める。

第5条中「協会の補助金交付決定の日から」を「電力会社と電力受給契約を締結した日から」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 太陽光発電システムの設置費用に係る領収書の写し

第5条第6号中「需給」を「受給」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱第3条及び第5条の規定は、平成26年4月1日以降に設置した太陽光発電システムに対する補助金に係るものについて適用し、それ以前に設置した太陽光発電システムに対する補助金に係るものについては、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第23号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年3月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀1152-12001

(1) 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日
平成24年4月1日

(3) 無効になる日
平成26年3月4日

2 亀1907-72004

(1) 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日
平成24年4月1日

(3) 無効になる日
平成26年3月4日

「揭示済」

亀岡市告示第24号

亀岡市暴力団等排除措置要綱を次のように定める。

平成26年3月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市暴力団等排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市暴力団排除条例(平成24年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。)の規定に基づき、亀岡市が発注する建設工事等から暴力団又は暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び製造の請負、物品の買入れ、修繕及び借入れ並びに業務の委託などの契約をいう。
- (2) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。
- (4) 入札参加資格 市が発注する建設工事等に関する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の規定に基づく一般競争入札の参加資格及び同令第167条の11の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。

(入札参加除外の措置等)

第3条 市長は、入札参加資格を有する者(以下「入札参加資格者」という。)が、別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、同表に定める期間において、当該入札参加資格者を市が発注する建設工事等から排除する措置(以下「入札参加除外措置」という。)を行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加除外措置を行った入札参加資格者(以下「入札参加除外者」という。)を構成員とする共同企業体についても適用する。

3 市長は、第1項の規定に基づき、入札参加除外者について、別表右欄に掲げる期間が経過し、かつ、その期間の経過後に当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申出があり、同表のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該入札参加除外措置を解除するものとする。

4 市長は、前項の場合において、別表のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を当該入札参加除外者に対して求めることができる。

(勧告措置等)

第4条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、入札参加資格者に対し、必要な措置を勧告し、又は注意を喚起することができる。

(一般競争入札からの排除)

第5条 市長は、建設工事等の一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

2 市長は、入札参加資格を認めた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、入札参加資格を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、当該入札参加除外者にその旨を通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第6条 市長は、建設工事等の指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、指名を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、当該入札参加除外者にその旨を通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第7条 市長は、入札参加除外者及び市の入札参加資格の有無にかかわらず京都府亀岡警察署長から別表措置要件に該当する旨の通報等を受けた者(以下「入札参加除外者等」という。)を随意契約の相手方としてはならない。

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第8条 市長は、入札参加除外者等を市が発注する建設工事等に係る下請負人(一次及び二次下請以降の全ての下請負人をいい、資材及び原材料の購入契約その他の契約の相手方となる者を含む。以下同じ。)又は受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)(以下「下請負人等」という。)とすることを認めなければならない。

2 市長は、契約の相手方が入札参加除外者等を下請負人等としていた場合は、契約の相手方に対して、当該下請契約の解除を求めることができる。

3 前2項及び前3条の規定は、入札参加除外者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第9条 市長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合又は京都府亀岡警察署長から別表措置要件に該当する旨の通報等を受けた場合に、当該契約の解除ができるような措置を講じるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第10条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置等を行ったときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)、市が出資等をする法人等に対して、その所管部長を通じて市が行う措置と同様の措置を行うよう求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第11条 市長は、契約の相手方が契約履行に当たって、暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、必要な報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 市長は、契約の相手方の下請負人等が、暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し前項と同様の措置を行うよう、契約の相手方に指導を求めるものとする。

3 市長は、契約の相手方又は当該相手方の下請負人が不当介入を受け、適切に報告及び届出が行われたと認める場合にあって、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、本要綱の運用に当たって、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第13条 市長は、第3条の規定に基づき入札参加除外措置等を行ったときは、これを公表するものとする。なお、市の入札参加資格を有しない者で京都府亀岡警察署長から別表措置要件に該当する旨の通報等を受けたものについては、その名称等の公表に努めるものと

する。

(入札参加除外措置の通知等)

第14条 市長は、第3条の規定に基づく入札参加除外措置等又は第4条の規定に基づく勧告措置等を決定したときは、遅滞なく当該入札参加資格者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から実施する。
(亀岡市公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱の廃止)
- 2 亀岡市公共工事からの暴力団等排除対策措置要綱(昭和63年亀岡市告示第27号)は、廃止する。

別表(第3条、第7条、第9条、第13条関係)

措置要件	期 間
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等(以下「入札参加資格者及びその役員等」という。)が暴力団員である場合又は暴力団員が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定した日から2年を経過し、かつ、左欄の措置要件が改善されたと認められる日まで
2 入札参加資格者及びその役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員による威力を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、左欄の措置要件が改善されたと認められる日まで
3 入札参加資格者及びその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 入札参加資格者及びその役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格者及びその役員等が下請負契約、資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	
6 入札参加資格者が第4条の規定に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度同様の勧告措置を受けたとき。	

「揭示済」

亀岡市告示第25号

亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱を次のように定める。

平成26年3月5日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等に対応する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う入札・契約事務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求等への対応について必要な事項を定め、組織としての適切な対応を徹底するとともに、入札・契約事務の公平性及び透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 亀岡市職員倫理条例(平成14年亀岡市条例第34号)第2条第1項第1号に規定する職員をいう。
- (2) 入札・契約事務 市が発注する建設工事、業務委託、製造の請負及び物品の購入等に係る入札又は契約に関する事務をいう。
- (3) 不当な情報提供要求 入札・契約事務に係る次に掲げる情報のうち、非公表又は公表前のものを提供しよう職員に対して不当に要求する行為をいう。

ア 競争入札の参加者数及びその名称

イ 予定価格

ウ 設計金額

エ 最低制限価格

オ 総合評価競争入札に係る技術評価点

カ その他入札又は契約に関する情報のうち、公表することにより公平・公正な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの

(4) 不当な働きかけ 入札・契約事務の公平・公正な執行を損なうおそれがある行為又は公平・公正な入札・契約事務を確保するうえで不適当な行為を行うことを職員に対して不当に要求する行為をいう。

(5) 不当な情報提供要求等 不当な情報提供要求及び不当な働きかけをいう。

(不当な情報提供要求等への対応)

第3条 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求等に対しては、一切応じることなくこれを拒否し、職務を公正に執行しなければならない。

2 職員は、不当な情報提供要求等及びその疑いのある要求等に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して不当な情報提供要求等記録票(別記第1号様式。以下「記録票」という。)を作成する旨及び記録した内容を公表することがある旨を告知するものとする。

(記録及び報告)

第4条 職員は、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を受けたときは、速やかに記録票を作成し、直属の上司に報告するとともに、所属長(当該職員が所属する課等の長をいう。以下同じ。)に当該記録票を提出して報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた所属長は、当該報告を行った職員に対して、必要な助言又は指示を行うとともに、当該記録票により、

主管部長を経て契約検査課長へ報告しなければならない。

3 職員は、記録票を作成するときは、事実を正確に記載し、不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求等を行った者から記録内容について確認を求められたときは、記録票を提示するものとする。

4 職員は、前項の規定により提示を行った結果、記録票の記録内容について訂正を求められた場合において、当初の記録内容が錯誤又は事実誤認によるものであると判断したときは、所属長と協議の上、記録内容を訂正して、再度提示するものとする。

5 課等の長以上の職にある職員が不当な情報提供要求等又はその疑いのある要求を受けた場合の前各項の適用については、第1項、第2項及び前項中「所属長」とあるのは「直属の上司」とする。

(不当な情報提供要求等の処理)

第5条 契約検査課長は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、人事課長及び企画管理部長に報告するものとし、当該報告の内容が不当な情報提供要求等に該当するか否かについて協議を行い、意見を記録票に記載するものとする。

2 企画管理部長は、前項の協議を行った結果、当該報告の内容が不当な情報提供要求等に該当する可能性が高いと判断した場合には、市長及び副市長に報告するとともに、亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）第7条に規定する指名委員会又は亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱（平成17年亀岡市訓令第9号）第1条に規定する物品購入等調整委員会（以下「委員会」という。）の審議に付する手続を行うものとする。

(委員会等の審議)

第6条 委員会は、職員から不当な情報提供要

求等の事実関係の説明を求め、組織として必要な措置を講ずる必要のある不当な情報提供要求等であるか否かについて審議を行うものとする。

2 契約検査課長は、前項の規定により組織として必要な措置を講ずる必要のある不当な情報提供要求等であるか否かを決定されたときは、記録票にその結果を記載し、市長及び副市長に回付するものとする。

(必要な措置の実施)

第7条 市長は、前条第1項の規定により組織として必要な措置を講ずる必要のある不当な情報提供要求等であると決定されたときは、その内容に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により組織として必要な措置を講ずる必要のある不当な情報提供要求等であると決定されたときは、当該不当な情報提供要求等の内容を記載した不当な情報提供要求等一覧表（別記第2号様式）を市ホームページ等により公表するものとする。

3 市長は、不当な情報提供要求等を行ったと認められる者が、市の指名競争入札参加資格を有する者であれば、亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱（平成6年亀岡市告示第94号）及び亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年亀岡市告示第189号）に定めるところにより指名停止措置を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

別記第1号様式 (第3条関係) 不当な情報提供要求等記録票

要求等日時	年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
要求等手段・場所	手段: <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 手紙・はかき <input type="checkbox"/> その他() 場所:
相手方	氏名 住所 電話番号 職業・所属 年齢
対応職員	所属: 職名: 氏名: 所属: 職名: 氏名: 所属: 職名: 氏名:
告知	<input type="checkbox"/> 相手方へ告知済 ⇒ <input type="checkbox"/> 了解済 <input type="checkbox"/> 了解なし <input type="checkbox"/> 相手方へ未告知 (理由:)
不当な情報提供要求等の内容	
内容確認	<input type="checkbox"/> 相手方から内容確認要求あり ⇒ <input type="checkbox"/> 内容了解済 <input type="checkbox"/> 内容了解なし <input type="checkbox"/> 相手方から内容確認要求なし
対応の内容・今後の対応方針等	
企画管理部意見	<input type="checkbox"/> 不当な情報提供要求に該当 <input type="checkbox"/> 不当な働きかけに該当 <input type="checkbox"/> 不当な情報提供要求等に該当しない 理由:
処理結果	(指名委員会、物品購入等調整委員会審議結果)

第2号様式 (第7条関係) 不当な情報提供要求等一覧表

番号	受付年月日	不当な情報提供要求等の内容	不当な情報提供要求等をした者	担当所属	市の対応	備考

「揭示済」

亀岡市告示第26号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年3月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
固定資産税・都市計画税督促状
平成25年度第4期分
- 2 送達を受けるべき者の住所・氏名
省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年3月10日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
篠町浄法寺茱萸谷の一部
篠町浄法寺墓ノ谷の一部
篠町浄法寺土取の一部
篠町夕日ヶ丘三丁目の一部
篠町篠牧田の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 廣瀬 均
- 2 変更年月日
平成25年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 北山 高行

2 変更年月日

平成25年5月18日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第30号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成26年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次の

とおり定める。

平成26年3月17日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧期間 平成26年4月1日から平成26年6月2日まで（閉庁日を除く）

- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市総務部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年3月18日

亀岡市長 栗山正隆

記

1 亀2106-41021

(1) 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

(2) 交付した日

平成25年2月4日

(3) 無効になる日

平成26年3月18日

2 亀2103-22005

- (1) 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- (2) 交付した日
 平成24年4月1日
- (3) 無効になる日
 平成26年3月18日

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成26年3月19日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 撤去した理由
 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 撤去した区域
 J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
 J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
 J R 千代川駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時
 平成26年3月19日（水）
 午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 11台
- 5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年3月19日

亀岡市長 栗山正隆

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 西別院町上ノ谷区
- 2 規約に定める目的
 以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄

与することを目的とする。

- 1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- 2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- 3) 集会施設等の維持管理
- 4) 防災対策、福祉活動
- 5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市西別院町 犬甘野霊仙、犬甘野中山、犬甘野田和、犬甘野崎ヶ谷、犬甘野菖蒲谷、犬甘野尾崎、犬甘野下羅谷、犬甘野市ノ坪、犬甘野野畑、犬甘野堂ノ前、犬甘野上泓、犬甘野西ノ谷、犬甘野小谷、犬甘野桂ヶ谷、犬甘野龍頭谷、犬甘野間、犬甘野樋ノ口、犬甘野小寺、犬甘野泓の区域とする

4 主たる事務所

亀岡市西別院町犬甘野上泓30-2番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 北條 孝造
住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成26年3月19日

「揭示済」

亀岡市告示第34号

亀岡市生活安全推進協議会設置要綱及び亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市生活安全推進協議会設置要綱及び亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

(亀岡市生活安全推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 亀岡市生活安全推進協議会設置要綱(平成10年亀岡市告示第124号)の一部を次のように改正する。

第6条中「政策推進室」を「総務部」に改める。

(亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱の一部改正)

第2条 亀岡市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱(平成18年亀岡市告示第177号)の一部を次のように改正する。

第8条中「政策推進室」を「総務部」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第35号

亀岡市奨学金等支給要綱（平成14年亀岡市告示第144号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

題名を次のように改める。

亀岡市奨学金支給要綱

本則中「奨学金等の」を「奨学金の」に改める。

第1条中「及び入学激励金（以下「奨学金等」という。）」を削る。

第2条中「高等学校等（大学を除く）」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のうち、高等学校及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）」に改め、同条第1号中「有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部（以下「高等学校等」という。）」を「有し、高等学校等、短期大学及び大学」に改め、同条第3号中「奨学金等を」を「奨学金を」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 別に定める年齢基準を満たす者

第3条第4項を削る。

第4条中「すべて」を「全て」に、「亀岡市奨学金等支給申請書」を「亀岡市奨学金支給申請書」に改める。

第5条の見出し中「奨学金等受給者」を「奨学金受給者」に改め、同条中「亀岡市奨学金等支給決定通知書」を「亀岡市奨学金支給決定通知書」に、「亀岡市奨学金等支給不承認通知書」を「亀岡市奨学金支給不承認通知書」に改める。

第6条中「一に」を「いずれかに」に、「亀岡市奨学金等受給資格変更届」を「亀岡市奨学金受給資格変更届」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。
別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第2条関係）

公的奨学金

(1) 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）に基づく奨学金
(2) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省社第398号厚生事務次官通知）に基づく修学資金
(3) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）に基づく修学資金
(4) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく修学資金
(5) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）に基づく修学奨励金
(6) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく奨学金

別表第2（第3条関係）

奨学金の支給額

種類	内容	区分	支給金額	摘要
奨学金	高等学校等	国公立	年額20,000円以内	高等学校及び高等専門学校並びに特別支援学校の高等部に修学する者
		私立	年額40,000円以内	
	大学等	国公立	年額40,000円以内	短期大学及び大学に修学する者
		私立	年額70,000円以内	

別表第3（第3条関係）

種類	申請期日		支給月
	奨学金	第1次申請	
第2次申請		9月から10月末日まで	12月

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第4条関係)

亀岡市奨学金支給申請書

申請者氏名 (本人)	生年月日	年	月	日 (歳)
住 所	郵便番号	-		
	電話番号	-		
在学学校名	科 程 等			
国立・公立 私立の別	申請時の 学 年	年	修学期間	年 月 日から 年 月 日まで
現在受けている公的奨学金等の種類 (該当するものに○をする)				
1 高校生給付型奨学金 (京都府)				
2 生活福祉資金貸付金 (教育支援資金) (京都府社会福祉協議会)				
3 高等学校等修学資金貸与制度 (京都府)				
4 母子寡婦福祉資金貸付金 (修学資金) (京都府)				
5 定時制課程及び通信制課程修学奨励費 (京都府)				
6 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 [第一種]				
7 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 [第二種]				
世帯の状況 (本人は除く)	氏 名	申請者との 続 柄	年齢	所得の種類
添 付 書 類	1 公的奨学金等の適用を証明する書類 (写し) 2 在籍証明書 3 所得証明書 (上記公的奨学金等の内 1については添付不要) 4 生活保護世帯の場合は、生活保護受給証明書			

上記のとおりですので、亀岡市奨学金支給要綱に基づき、奨学金を支給されるよう申請します。
なお、上記奨学金の支給を受けた上は、同要綱を守り、奨学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。また、修学状況確認及び公的奨学金の適用確認をされることを承諾します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 住所
氏名 氏名 ㊤
保護者 住所
氏名 氏名 ㊤

第2号様式 (第5条関係)

第 年 月 日 号

申請者

様

亀岡市長 園

亀岡市奨学金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨学金について、下記のとおり支給することに決定しましたので、通知します。

記

奨学金 年額 円

別記第3号様式中「亀岡市奨学金等支給不承認通知書」を「亀岡市奨学金支給不承認通知書」に、「亀岡市奨学金等については」を「奨学金について」に改める。

別記第4号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「亀岡市奨学金等受給資格変更届」を「亀岡市奨学金受給資格変更届」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第56号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「各号の」を「各号に」に改め、同条第2号中「、広場」を「及び広場」に改める。

第3条第1項中「設置及び」を「設置並びに遊具及び公園施設の」に改め、同項第3号中「遊具の維持修繕工事(遊具の取替えを含む。)」を「遊具及び公園施設の維持修繕工事(遊具等の取替えを含む。)」に改める。

第4条中「200,000円)」を「200,000円。)」に改める。

第5条中「事業予定調書」を「亀岡市簡易児

童遊園整備事業予定調書」に改める。

第6条中「事業予定調書」を「前条に規定する事業予定調書」に改める。

第7条中「事業認定」を「前条の規定により事業認定」に改め、「自治会等」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「補助金交付申請書」を「亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金交付申請書」に改める。

第8条中「事業」を「申請者は、当該申請に係る事業」に、「実績報告書」を「亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金に係る事業実績報告書」に改める。

第9条中「実績報告書」を「前条に規定する実績報告書」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「簡易児童遊園の」を「簡易児童遊園等の」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市簡易児童遊園整備事業」を「亀岡市簡易児童遊園整備事業補助金」に、「児童遊園の」を「簡易児童遊園等の」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、「簡易児童遊園の」を「簡易児童遊園等の」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

亀岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱を次のように定める。

平成26年3月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市消防団協力事業所表示制度
実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、亀岡市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、当該事業所等が、地域への社会貢献を果たしていることを公表することにより、従業員が入団しやすい環境づくり及び消防団員が活動しやすい環境づくりを整え、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力した証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。
- (5) 消防団員 亀岡市消防団条例（昭和30

年亀岡市条例第49号）第2条の消防団員をいう。

（表示証の交付申請及び推薦）

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、亀岡市消防団事業所表示申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、亀岡市消防団事業所表示推薦書（別記第2号様式）により市長に推薦することができる。

（認定基準）

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請又は同条第2項に規定する推薦のあった事業所等について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反していると認めるときは、認定を行わない。

- (1) 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

（審査）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
- (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

（表示証の交付）

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認

定を行ったときは、当該事業所等に表示証（別記第3号様式）を交付するものとする。また、協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議のうえ、当該他の市町村長と連名で表示証を交付することができるものとする。

（表示証の表示）

第7条 協力事業所は、表示証を当該事業所等（団体にあつては当該団体が所在する建物）の見えやすい場所に表示するものとする。

2 協力事業所は、表示証をその内容を変えることなく、必要な電磁的処理（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式による処理をいう。）その他の処理を加えたうえで、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告に表示することができる。

（表示証交付整理簿の備付け）

第8条 市長は、表示証の交付に際して、亀岡市消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記第4号様式）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、所在地、交付年月日等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間）

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所が総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、表示の有効期間を経過する前に、協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。

(2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。

(4) その他協力事業所としての表示が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業所の認定を取り消すときは、その理由を文書で当該事業所等に通知するものとする。

3 第1項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

（協力事業所の公表）

第11条 市長は、協力事業所の名称、亀岡市消防団への協力内容その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第3条関係）

（宛先） 亀岡市長

年 月 日

所在地
 名 称
 代表者名
 担当者名
 電話番号

亀岡市消防団事業所表示申請書

亀岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）
 新規（初めて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
 追加（既に他市町村の消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して表示を受ける場合）
 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	取 扱 内 容
	<input type="checkbox"/> 印 従業員が消防団員として、相当数入団している。 ①従業員が50人以下である場合 団員数≥5 ②従業員が51人以上60人以下である場合 団員数≥6 ③従業員が61人以上70人以下である場合 団員数≥7 ④従業員が71人以上80人以下である場合 団員数≥8 ⑤従業員が81人以上90人以下である場合 団員数≥9 ⑥従業員が91人以上100人以下である場合 団員数≥10 ⑦従業員が101人以上である場合 団員数≥（従業員-100）÷40+10（小数点以下切上げ）
2	従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3	災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4	その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従業員（消防団員）氏名	所属分団名
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団

4 添付書類

- (1) 会社案内及びパンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に記載されている書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

受付番号 No.	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	特記事項 表示年月日 年 月 日
-------------	------------------------------------------------------------	------------------------

※ この欄は、記入しないでください。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

推薦者住所
 推薦者職・氏名
 電話番号

亀岡市消防団事業所表示推薦書

亀岡市消防団協力事業所の認定要件に該当すると思われるので、亀岡市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦事業所等

所在地
 名称
 代表者名
 電話番号

2 協力内容 (該当する項目に○印を付けてください。)

項目番号	取 扱 内 容
○印	
1	従業員が消防団員として、相当数入団している。 ①従業員が50人以下である場合 団員数≥5 ②従業員が51人以上60人以下である場合 団員数≥6 ③従業員が61人以上70人以下である場合 団員数≥7 ④従業員が71人以上80人以下である場合 団員数≥8 ⑤従業員が81人以上90人以下である場合 団員数≥9 ⑥従業員が91人以上100人以下である場合 団員数≥10 ⑦従業員が101人以上である場合 団員数≥(従業員-100)÷40+10 (小数点以下切上げ) 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
2	
3	
4	その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従業員 (消防団員) 氏名	所属分団名
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団
	亀岡市消防団 分団

4 添付書類

- (1) 会社案内及びパンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に記載されている書類
- (3) その他審査に必要な資料

受付番号 No.	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	特記事項 表示年月日 年 月 日
-------------	------------------------------------------------------------	------------------------

※ この欄は、記入しないください。

第3号様式（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質は、プラスチック等、厚みは6ミリメートル以上とする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

第4号様式（第8条関係）

亀岡市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	所在地		交付年月日	協力事項 (要綱第4 条関係)	区分 ※該当に☑	備考
		代表者名	担当者名・連絡先				
				年 月 日	第 号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	
				年 月 日	第 号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	
				年 月 日	第 号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	
				年 月 日	第 号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	
				年 月 日	第 号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	
				年 月 日	第 号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	

「揭示済」

亀岡市告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、南丹都市計画公園事業（平成25年亀岡市告示第140号）の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の名称
 亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 南丹都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・301 亀岡運動公園
- 3 事業施行期間
 - 平成25年6月18日から
 - 平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
 変更なし
 - (2) 使用の部分
 変更なし

「揭示済」

亀岡市告示第39号

かめおか市民活動推進センター設置要綱（平成21年亀岡市告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「及び団体等」を「、団体等」に改める。

第6条第2項第2号中「第4」を「第2及び第4」に改める。

第7条第1項中「市民活動を行うもの」を「市民活動を行う者」に改め、同条第2項中「、運営」を「及び運営」に改める。

第11条第2項中「運営委員会が定めた所定の様式を運営委員会」を「別に定める所定の様式をセンターを管理運営する者」に改め、同条第3項中「運営委員会」を「センターを管理運営する者」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月28日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、亀岡市森林整備計画を樹立した。

なお、樹立した計画は平成26年4月1日にその効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成26年3月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間 平成26年3月28日から
平成26年4月27日まで

「揭示済」

亀岡市告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

平成26年3月31日

1 介護保険事業者番号
2691600080

2 事業所の名称
ほっとルームあゆみ

3 事業所の所在地
京都府亀岡市篠町篠下中筋45番地3

4 申請者
社会福祉法人 倣裏会

5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護

6 指定年月日
平成26年4月1日

「揭示済」

亀岡市告示第43号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

1 住 所 省略

2 氏 名 省略

3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第44号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第45号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第46号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第47号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第48号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成26年4月1日から平成26年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 01277
- 2 路線名 クニッテル13号線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市三宅町2丁目9番の1先から 亀岡市三宅町2丁目5番の11先まで	前	$\frac{6.00m}{6.18m}$	112.58m	
亀岡市三宅町2丁目9番の1先から 亀岡市三宅町2丁目5番の11先まで	後	$\frac{6.00m}{12.00m}$	112.58m	

- 1 路線番号 18002
- 2 路線名 篠見晴線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市篠町篠八幡裏39番の1先から 亀岡市篠町山本神田17番先まで	前	$\frac{4.63m}{20.79m}$	1,349.87m	
亀岡市篠町篠八幡裏39番の1先から 亀岡市篠町山本神田17番先まで	後	$\frac{4.63m}{20.79m}$	1,349.87m	

- 1 路線番号 14011
 2 路線名 郷ノ口杉線
 3 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市旭町野田10番の2先から 亀岡市旭町北ノ垣内41番の2先まで	前	$\frac{2.65\text{m}}{6.78\text{m}}$	731.59m	
亀岡市旭町野田10番の2先から 亀岡市旭町北ノ垣内41番の2先まで	後	$\frac{2.60\text{m}}{5.00\text{m}}$	744.80m	

- 1 路線番号 13007
 2 路線名 池尻宇津根線
 3 道路の区域

区 間	変更前後別	最小幅員 最大幅員	延長	備考
亀岡市河原林町勝林島北島119番先から 亀岡市河原林町勝林島越前104番先まで	前	$\frac{12.27\text{m}}{12.27\text{m}}$	700.00m	
亀岡市河原林町勝林島掛溝114番先から 亀岡市河原林町勝林島越前104番先まで	後	$\frac{14.50\text{m}}{18.50\text{m}}$	1,130.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第49号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成26年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成26年4月1日から平成26年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 01277
 2 路線名 クニッテル13号線
 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市三宅町2丁目9番の1先から 亀岡市三宅町2丁目5番の11先まで	$\frac{6.00\text{m}}{12.00\text{m}}$	112.58m	

- 1 路線番号 18002
 2 路線名 篠見晴線
 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市篠町篠八幡裏39番の1先から 亀岡市篠町山本神田17番先まで	$\frac{4.63\text{m}}{20.79\text{m}}$	1,349.87m	

- 1 路線番号 14011
 2 路線名 郷ノ口杉線
 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市旭町野田10番の2先から 亀岡市旭町北ノ垣内41番の2先まで	$\frac{2.60\text{m}}{5.00\text{m}}$	744.80m	

- 1 路線番号 03029
 2 路線名 太歳線
 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市西別院町犬甘野円浄法2番の1先から 亀岡市西別院町犬甘野円浄法23番先まで	$\frac{8.09\text{m}}{11.00\text{m}}$	31.00m	

- 1 路線番号 13007
- 2 路線名 池尻宇津根線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市河原林町勝林島掛溝114番先から 亀岡市河原林町勝林島越前104番先まで	$\frac{14.50\text{m}}{18.50\text{m}}$	1,130.00m	

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年亀岡市訓令第20号）の全部を次のように改正する。

平成26年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市情報化の推進に関する規程（平成25年亀岡市訓令第4号。以下「情報化規程」という。）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）事務の管理及び執行に関して、住基ネットのセキュリティを確保し、個人情報の保護を図ることについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規程における用語の意義は、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年法務省告示第334号）に定めるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 照合情報 操作者の静脈等の情報に不可逆演算を施した情報をいう。

(2) 照合情報認証 住基ネットのアクセス時において、操作者が住基ネットにアクセスする正当な権限を有することを確認するため、登録された照合情報と認証時に読み取られる情報を照合することにより認証することをいう。

（情報責任者）

第3条 住基ネットに関する情報化規程第5条に規定する情報責任者（以下単に「情報責任者」という。）は、住民記録担当部の長とする。

2 情報責任者は、住基ネットに関し、情報化規程第5条に定める事務を統括する。

（システム業務管理者）

第4条 住基ネットに関する情報化規程第8条に規定するシステム業務管理者（以下単に「システム業務管理者」という。）は、住民記録担当課の長とする。

2 システム業務管理者は、住基ネットに関し、情報責任者を補佐するとともに、情報化規程第8条第2項に定める事務を行う。

（セキュリティ会議）

第5条 情報責任者は、住基ネットのセキュリティ対策を審議するためセキュリティ会議を招集し、その議長となる。

2 セキュリティ会議は、情報責任者、システム業務管理者のほか、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 情報統括管理者（情報化規程第4条に定める情報統括管理者をいう。以下同じ。）

(2) ネットワーク管理者（情報化規程第7条に定めるネットワーク管理者をいう。以下同じ。）

(3) 文書等管理担当課の長

3 セキュリティ会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 住基ネットのセキュリティ対策の策定及び見直し

(2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認

(3) 住基ネットセキュリティ対策の監査の実施

(4) 住基ネットの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修の実施

4 議長は、前項各号に掲げる事項のうち重要と認められるものを審議するときは、あらかじめ亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞くものとする。

5 議長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 セキュリティ会議の庶務は、住民記録担当課において処理する。

（関係部署に対する指示等）

第6条 情報責任者は、セキュリティ会議の結果を踏まえ、関係部署を所管する情報責任者に対し指示し、又は必要な措置をとらせるものとする。

（入退室管理）

第7条 ネットワーク管理者は、住基ネットの磁気ディスク、データ、セキュリティ情報等の保管室並びにサーバ、ネットワーク機器及び重要機器の設置室の入退室について、必要な措置を講じなければならない。

2 システム業務管理者は、業務端末の設置室（場所）の入退室について、必要な措置を講じなければならない。

（アクセス管理）

第8条 次に掲げる住基ネットの構成機器について、データの適正な管理を実施するため、アクセス管理を行う。

- (1) サーバ
- (2) 業務端末
- (3) 住民基本台帳カード発行端末

2 前項のアクセス管理は、照合情報認証又は照合暗証番号（操作者の身体状況等が照合情報認証に適さない場合において、業務に必要な認証を受けるために利用する暗証番号をいう。以下同じ。）により操作者の正当な権限を確認すること及び操作履歴を記録することにより行うものとする。

（照合情報等の管理）

第9条 システム業務管理者は、照合ID（操作者を識別するためのIDをいう。以下同じ。）、照合情報及び照合暗証番号並びに操作者ID（操作権限を識別するためのIDをいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 照合ID及び操作者IDの管理方法を定めること。
- (2) 照合情報及び照合暗証番号の登録及び削除等の管理方法を定めること。
- (3) 操作者IDごとの操作者を定めること。
- (4) 照合ID及び操作者IDの管理簿を作成すること。

2 システム業務管理者は、前項第3号に定める事項を実施するときは、情報責任者の承認を受けなければならない。

（操作者の責務）

第10条 操作者は、この規程その他これに類する規程等並びに情報責任者及びシステム業務管理者の指示に従い、住基ネットを利用しなければならない。

（操作履歴の記録）

第11条 システム業務管理者は、操作履歴の記録を7年前まで遡って解析できるよう保存するものとする。

（情報資産管理）

第12条 システム業務管理者は、住基ネットの情報資産（住基ネットに係る全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び磁気ディスクをいう。以下同

じ。)について、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(本人確認情報管理)

第13条 システム業務管理者は、本人確認情報を取り扱うことができる者を指定するものとするとともに、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

2 システム業務管理者は、本人確認情報の記録されたサーバに係る帳票及び住民基本台帳カードに関して、適切な管理を行うために必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この規程及び情報化規程に定めるもののほか、住基ネットのセキュリティに関し必要な事項は、亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)、亀岡市個人情報保護条例施行規則(平成12年亀岡市規則第55号)及び亀岡市情報セキュリティポリシー(平成16年亀岡市庁達第2号)の定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程(昭和58年亀岡市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第47条」に改める。

第4条第2項中「又は主管部長」を「、主管部長又は担当部長」に改める。

第41条を第47条とし、第40条を第46条とし、第39条第1項中「、課長及び副課長」を「、担当部長、課長、担当課長、副課長及び担当副課長」に、「第11条」を「第12条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条第2項を削り、同条を第45条とする。

第38条を第43条とし、同条の次に次の1条を加える。

(担当副課長の専決事項)

第44条 担当副課長は、その所管する事務について、主管副課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第37条を第42条とし、第36条を第40条とし、同条の次に次の1条を加える。

(担当課長の専決事項)

第41条 担当課長は、その所管する事務について、主管課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第35条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加え、同条を第39条とする。

(4) 法定外公共物(別に定めるものを除く。)の境界確定に関すること。

第34条を第38条とし、第28条から第33条までを4条ずつ繰り下げ、第27条第3号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第31条とする。

第26条を第30条とし、第22条から第25条までを4条ずつ繰り下げ、第21条第2号中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第25条とする。

第20条を第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とし、第14条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条の2を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条の2を第16条とし、第13条の2を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条第3号中「又は部長」を「、部長又は担当部長」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(担当部長の専決事項)

第12条 担当部長は、その所管する事務について、主管部長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

別表第1中「第13条、第37条」を「第14条、第42条」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第46条関係)

決裁者	代 決 者		
	第1	第2	第3
市 長	担当副市長	他の副市長	主管部長
副 市 長	他の副市長	主管部長	主管担当部長
部 長	主管担当部長、主管次長又は総務担当課長	主管課長又は主管担当課長	主管副課長又は主管担当副課長
担 当 部 長	主管次長又は総務担当課長	主管課長又は主管担当課長	主管副課長又は主管担当副課長
課 長	主管担当課長	副課長又は主管担当副課長	主管係長又は主管主幹
担 当 課 長	副課長又は主管担当副課長	主管係長又は主管主幹	課の上席者
副 課 長	主管担当副課長	主管係長又は主管主幹	課の上席者
担当副課長	係長又は主幹	課の上席者	

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
(亀岡市非常備消防に係る事務処理規程の一部改正)
- 亀岡市非常備消防に係る事務処理規程(昭和59年亀岡市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「第48条」を「第45条」に改める。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市物品購入等調整委員会設置要綱（平成17年亀岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「営業課長」を「総務・経営課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第11号

市有地の放置物件撤去

次の物件は、無許可に下記の市有地を長期間占用し、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第183条に違反し、土地の維持管理に支障をきたしている。

下記の物件占有者は、平成26年3月20日までに撤去すること。

もし、期日までに撤去されない場合は、市で撤去の上、廃棄処分する。

平成26年3月6日

亀岡市長 栗山正隆

1 放置場所

市営平和台住宅敷地内

- (1) 亀岡市安町大池4番地
- (2) 亀岡市下矢田町安行山103番地

2 放置車両

- (1) 日産 カリフォルニア 白色
(京都53 る 7473)
- (2) 三菱 ミニカ グレー
(ナンバー 不明)

「揭示済」

亀岡市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成26年3月10日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成26年3月10日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間終了の日までに亀岡市長に意見書を提出することができる。

平成26年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 都市計画の種類及び名称

南丹都市計画下水道（亀岡市公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

昭和49年告示第21号の土地の区域に追加する部分

亀岡市保津町鐘鑄島、正人渕、針ノ木新田、荒打、上中島及び下中島並びに追分町一本木の各一部

3 縦覧場所

亀岡市北古世町1丁目2番5号

亀岡市上下水道部下水道課

4 縦覧期間

平成26年3月14日から

平成26年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市公告第14号

南丹都市計画公園を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市民及び利害関係人は市長に意見書を提出することができる。

平成26年3月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 都市計画の種類

公園

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 5・5・303号 京都・亀岡保津川公園
 - 追加する部分
 亀岡市保津町鐘鑄島、正人淵、針ノ木新田、荒打及び上中島並びに追分町一本木の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
 平成26年3月14日から
 平成26年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市公告第15号

南丹都市計画公園事業（6・5・301号 亀岡運動公園）の事業計画変更の認可が平成26年3月26日付け亀岡市告示第38号により告示されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により公告する。

平成26年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 南丹都市計画公園事業
 6・5・301号 亀岡運動公園
- 2 施行者の名称
 亀岡市
- 3 事務所の所在地
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市整備課

- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
 亀岡市曾我部町穴太裏条、穴太達原、穴太出井、穴太土淵、穴太柳原及び穴太河原口並びに吉川町穴川中溝、穴川狭間、吉田上河原及び吉田前河原 地内
 - (2) 使用の部分
 なし

「揭示済」

亀岡市公告第16号

平成26年3月26日付け亀岡市指令都計第12号をもって南丹都市計画公園事業（6・5・301号 亀岡運動公園）の事業計画変更の認可があり、関係図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成26年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 縦覧場所
 亀岡市安町野々神8番地
 亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧する図書
 都市計画法第60条第3項第1号及び第2号に掲げる図書の写し

「揭示済」

亀岡市公告第17号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により公告する。

平成26年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 施行者の住所及び名称
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
株式会社 嵯峨野不動産
- 2 事業施行期間
平成22年12月20日から
平成26年3月31日まで
- 3 施行地区
亀岡市篠町篠合戦野、牧田、松ヶ池及び
芦原の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称
亀岡市篠町篠牧田土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成22年12月20日
- 6 終了認可の年月日
平成26年3月31日

「揭示済」

任免及び辞令

相馬政弘
亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます
平成26年3月10日

三上喜範
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は平成26年9月4日までとします
平成26年3月11日

(各 通)

山脇英富
山川昭子
田部頼子
櫻井邦男
美馬義晴
栗山久美子
塚田和子
内藤登世一
西田秀樹
上村浩一
酒井省五
高橋昭人

亀岡市環境審議会委員に委嘱します
平成26年3月25日

(各 通)

青山公三
井内邦典
内山隆夫
大西辰彦
奥村邦夫
亀岡権四郎
楠善夫
清水宏一
高田己喜男
田中美賀子
手塚恵子

議会事務局欄

規程

亀岡市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市議会議長 明田 昭

亀岡市議会規程第1号

亀岡市議会事務局規程の一部を改正する規程

亀岡市議会事務局規程（昭和60年亀岡市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

(各 通)

富 野 暉一郎
中 川 重 年
中 西 まゆみ
原 田 禎 夫
藤 井 伊
美 馬 義 晴
宮 川 忍
矢 田 勲
山 口 みどり

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

平成26年3月28日

中 澤 基 行

亀岡市監査委員の辞職を承認します

平成26年3月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

- 1 監査の種類 平成25年度定期監査
- 2 監査の期間及び対象課等
 - (1) 平成25年9月20日～平成25年11月21日
 - 環境市民部（環境政策課、環境クリーン推進課、市民課、保険医療課）
 - (2) 平成25年10月15日～平成25年12月20日
 - 教育部（教育総務課、学校教育課、社会教育課、人権教育課、学校給食センター、中央公民館、図書館、文化資料館、教育研究所）
 - (3) 平成25年11月27日～平成26年2月17日
 - 生涯学習部（市民協働課、人権啓発課）
 - 総務部（総務課、自治防災課、財政課、税務課）
 - 公平委員会事務局
 - 監査委員事務局

(4) 平成26年1月21日～平成26年3月17日

○まちづくり推進部（都市計画課、都市整備課、桂川・道路整備課、土木管理課、建築住宅課）

3 監査の対象

監査の対象課等にかかる平成25年度の財務に関する事務の執行について

4 監査の方法

財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への質問を行った。

5 監査の除斥

関本監査委員は、亀岡駅北土地区画整理組合設立準備委員会の委員長に従事しているため、当該事業の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 環境市民部

以下の各課にかかる平成25年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 環境クリーン推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 市民課

住民登録関係証明手数料及び印鑑登録・証明手数料において、一部調定誤りがあった。

地方自治法施行令には、調定は所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 保険医療課

(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度の老人保健事業過年度医療費過誤納付金の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 過年度収入の調定事務において、前年度の医療給付費分滞納繰越分の収入未済分の調定に誤りがあった。

財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 過年度収入の調定事務において、前年度の退職被保険者等返納金の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに

収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 教育部

以下の各課等にかかる平成25年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 教育総務課

特に指摘する事項はなかった。

イ 学校教育課

日本スポーツ振興センター個人負担金における納入通知書の納付期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 社会教育課

特に指摘する事項はなかった。

エ 人権教育課

特に指摘する事項はなかった。

オ 学校給食センター

特に指摘する事項はなかった。

カ 中央公民館

中央公民館使用許可申請書において、使用施設欄について使用する施設の記載がなく、使用料が不明瞭なものがあった。

中央公民館使用料については、亀岡市中央公民館使用条例第6条（別表）で定められており、使用料を決定するにあたっては使用施設を示す必要がある。

使用許可事務について適正に処理されたい。

キ 図書館

特に指摘する事項はなかった。

ク 文化資料館

特に指摘する事項はなかった。

ケ 教育研究所

特に指摘する事項はなかった。

(3) 生涯学習部

以下の各課にかかる平成25年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 市民協働課

特に指摘する事項はなかった。

イ 人権啓発課

(ア) 市有地占用料において、年度途中で提出された当該行政財産の使用許可申請にかかる納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) コピー実費収入において、一部の納入通知書に納期限の記載がなかった。

地方自治法施行令により、納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でなければならない。また、財務規則において、収入金の種別ごとに納期限を定めている。

納入通知書に納期限を記載し、適正

な事務処理をされたい。

(4) 総務部

以下の各課にかかる平成25年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

ア 総務課（選挙管理委員会の予算執行関係事務を含む）

特に指摘する事項はなかった。

イ 自治防災課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

エ 税務課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 公平委員会事務局

平成25年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(6) 監査委員事務局

平成25年10月末現在における監査委員事務局及び固定資産評価審査委員会にかかる財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) まちづくり推進部

以下の各課にかかる平成25年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して審査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 都市計画課

屋外広告物許可手数料において、許可の開始期間が許可の交付日より前の日になっているものがあった。

亀岡市屋外広告物の規制に関する基準等を定める規則には、許可をするときは、

申請書に許可印を押印し、申請者にこれを交付するものと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 都市整備課

(ア) 都市公園の占用許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

都市公園法第6条第2項には、許可を受けようとする者は占用の目的、占用の期間、占用の場所等を記載した申請書を提出しなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料にかかる許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 桂川・道路整備課

特に指摘する事項はなかった。

エ 土木管理課

河川占用料にかかる許可事務において、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

河川法施行規則第12条には、別記様式により記載事項が定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

オ 建築住宅課

(ア) 市有地占用料にかかる許可事務にお

いて、許可申請書に占用期間が記載されていないものがあった。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 市有地占用料において、年度途中に提出された当該行政財産の占用許可申請にかかる納入通知書の納期限について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

以上が、平成25年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては、主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・ 予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・ 財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- ・ 事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今回の監査で見受けられた以下に挙げる点については、今後の事務処理において留意されたい。

分任出納員が取り扱っている手数料や使用料の一部において、収納した額と指定金融機関に払い込む額に相違が見受けられた。日々の現金の取り扱いは、言うまでもなく安全、確実に対処されなければならない、原紙記録（申請書等）との照合を行うとともに、複数人によるチェック体制の確保や、現金の過不足発生時における書類報告などにより、厳正に管理されることを望む。

については、今回の定期監査において指摘を受けた事項については、速やかに措置を講じることがもとより、各所属におかれては、所管事務における財務会計事務の実情を今一度点検、把握されるとともに、定期的な内部チェックの実施や問題点が見受けられた場合の再発防止措置などを図り、常に健全な財務体質の確保に努められたい。

こうした不断の取組みがあつてこそ、市民福祉の向上に資することが可能になるからである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

- 1 監査の種類 平成25年度工事監査
- 2 監査の対象 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（I期）
[教育部教育総務課]
[まちづくり推進部建築住宅課]
- 3 監査実施期間 平成25年11月18日から平成26年1月28日まで

4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同協会技術士の調査意見を参考として作成したものである。

5 監査の結果

契約金額 709,065,000円（内消費税 33,765,000円）
工 期 平成25年6月22日～平成26年3月17日
請負業者 堤製・三煌・サンケイ特定建設工事共同企業体
監査執行日 平成25年12月25日

工事概要

構 造 校舎棟 鉄筋コンクリート造 2階建て
敷地面積 28,070.93㎡
延床面積 2,992.90㎡
そ の 他 外構、付帯工事

監査結果

川東小学校は昭和38年度に川東地域の4校を統合し開校、高田中学校は昭和39年度に

移転新築された施設であり、建設からともに45年以上が経過し、施設の老朽化が著しく進んでいた。平成20年には、両校の全面的な改築について、小中一貫教育校として整備するよう地元自治会・PTA・学校長から要望書が提出されていた。平成21年度に実施した耐力度調査の結果、両学校施設とも所要の耐力度点数に達せず、文部科学省の危険改築事業の補助対象になることとなり、今回の着工となった。小中一貫校として整備するため事業規模が大きく、平成25年度から平成27年度の3箇年に分けて工事を行う計画である。また、当該施設は、災害発生時における地域住民の避難場所としての役割も果たしていくものである。

工事関係書類は、必要事項について整理されていた。サンプリングによる書類の確認、関係者への質疑応答を踏まえ技術的事項の実施状況について調査の結果、計画、設計、積算、入札・契約、施工について大きな不具合もなく現状では概ね良好であった。

◎事業計画に関する書類について

事業計画は適切に行われていた。

◎設計に関する書類について

仕様書、図面は的確に作成されていた。構造体Ⅱ類として重要度係数 $I=1.25$ は確保されている。環境への配慮も検討されており、適切に設計されていた。

◎積算に関する書類について

採用している積算基準や掛け率の運用は適正で、算出根拠は明確であった。積算書の照査・設計図書の照査は建築住宅課職員で行われており設計金額の守秘は保持されていた。

◎入札・契約に関する書類について

起工時から契約までの事務手続き処理、保証の取り扱いは適正で、入札資格審査も行われており入札契約関係の事務処理に問題はない。

◎施工に関する書類について

施工計画書・報告書等に関して監理者が確認・承諾、監督員が承諾しており手続き上特に問題はない。試験・検査報告書も品質確認が必要とされる工種について整備されていた。監理・監督業務については良好と思われる。しかし工程は若干遅れ気味であった。

安全衛生管理について、学校運営中の工事で安全が最重要項目である。工事打合せ会等にて危険因子の排除に努めるべく周知願いたい。内装仕上工事においては、火災防止への訓練、火気使用へのルールの徹底、消火器設置場所の周知（仕上工事の進捗による設置位置の確認等）など関係者全員へ打合せを願いたい。

足場解体等危険作業については、事前検討による安全施工を願いたい。

◎施工品質に関する書類について

各工事（仮設工事・土工事・地業工事・鉄筋工事・コンクリート工事・鉄骨工事・防水工事・木工事・屋根及び樋工事）の施工計画書、試験結果報告書等は整理されており概ね良好であった。鉄筋加工場の受け入れ検査は、記録に残すよう願いたい。

◎現場施工状況調査について

仮囲いの掲示物（建設業許可標識、労災保険成立票、建退共制度の適用標識、施工体系

図)は掲示されていた。しかし、掲示されている施工体系図では、2次、3次会社の繋がりが不明確であった。記載の指導を願いたい。

品質については、特に問題は見当たらなかった。

工程については、未承諾工種の製作期間の把握が工期に大きく影響する。施工計画書・施工図・総合図等の早期のまとめと関係者の合意が必要と思われる。

安全については、足場関係の総点検と仕上げ時の安全通路の確保・防火（仕上状況により変わる消火器の設置場所を含め）についての周知と、仮囲い撤去に際しては、工事残存物の無いように点検、確認を願いたい。

以上が、工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今後においても、安全管理への留意や経済性への配慮はもとよりのこと、小中一貫校としての機能が十分発揮される施設となるよう、設計コンセプトの安全・確実な実現と竣工後における施設の維持管理にも適切な対応が図られるよう望むものである。

「掲示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

1 監査の種類 平成25年度財政援助団体等監査

2 監査の対象及び範囲

公益財団法人亀岡市体育協会及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会の次の財政援助に係る出納その他の事務並びに教育部社会教育課及びまちづくり推進部都市整備課の同財政援助に係る事務の執行について

(1) 公益財団法人亀岡市体育協会

平成24年度公益財団法人亀岡市体育協会運営活動補助金 4,021,000円

平成24年度公益財団法人亀岡市体育協会人件費補助金 25,345,782円

平成24年度亀岡市民総合体育大会事業補助金	1,800,000円
(2) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会	
平成24年度公益財団法人亀岡市都市緑花協会補助金	21,199,806円
平成24年度亀岡市都市公園33箇所指定管理料	24,500,000円

3 監査の期間

(1) 公益財団法人亀岡市体育協会

平成25年10月11日から平成26年2月28日まで

(2) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会

平成26年1月10日から平成26年3月17日まで

4 監査の方法

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 公益財団法人亀岡市体育協会に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

ア 補助金実績報告において、補助金にあたる経費の内訳が明確でないものがあった。

補助事業の成果を確認できるよう、経費の内訳を明確にされたい。

イ 財務規程では、毎月毎において補助簿の貸方、借方の合計及び残高は、総勘定元帳の当該勘定の金額と照合確認しなければならないとされているが、規定どおりに実施されていないことがあった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

ウ 各団体に補助をしている亀岡市体育協会加盟団体運営・活動補助金の支出において、各団体へ振込の際に請求額から体育協会加盟団体負担金を差し引いて支出されていた。

支払いに関する証拠となるべき書類に基づいて、適正な支出処理をされたい。

エ 旅費の支給において、職員就業規則に基づく支給がされていないものがあった。

規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

オ 時間外勤務手当の支給において、給与規程に基づく支給がされていないものがあった。

規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

カ 補助金交付申請書及び実績報告書において、保管されている書類と市へ提出された書類が一部異なっているものがあった。

また、市へ提出された実績報告書において、内訳が実際の支出内容と一部異なっており、誤りが見受けられた。

適正な書類の保管をされるとともに、支払い内容に基づいた報告書を提出されたい。

(2) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会に対する監査の結果

ア 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 時間外勤務手当の支給において、給与規程に基づく支給がされていないものがあった。

規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 実績報告書において、人件費の実績額の合計は支出額と合致していたが、内訳が実際の支出内容と一部異なっており、誤りが見受けられた。

支払い内容に基づいた報告書を提出されたい。

イ 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 基本協定書の仕様書において、利用料金が発生する場合は、納付書を発行することと規定されているが、納付書が発行されていなかった。

仕様書に基づき、適正な事務処理をされたい。

(イ) 業務報告書において、経費の内訳が明確でないものがあった。

事業の成果を確認できるよう、経費の内訳を明確にされたい。

(3) 教育部社会教育課に対する監査の結果

補助金の交付事務において、実績報告書の十分な確認がなされずに了承され、確定行為がされていた。

補助金交付及び確定事務においては、十分な審査を尽くした上で確定行為を行い、規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

(4) まちづくり推進部都市整備課に対する監査の結果

補助金の交付事務において、団体から提出された実績報告書の支出金額は合致していたものの内訳が一部異なっていた。

補助金の有する財政効果やその重要性に鑑み、実態に即した正確な書類が提出されるよう当該団体への指導を願いたい。

6 団体及び補助金の概要

(1) 公益財団法人亀岡市体育協会

ア 団体の概要

(ア) 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市体育協会（以下「体育協会」という。）は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること

○スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導

○亀岡市内の少年スポーツの育成

○スポーツ施設の管理運営事業

○その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(イ) 組織 (平成25年3月31日現在)

- 評議員 24名
- 役員 理事 23名
(うち、会長1名、副会長4名、専務理事1名)
- 監事 2名
- 事務局 事務局長 1名
事務職員 3名
嘱託職員 1名
臨時職員 1名

(ウ) 主な事業実施状況 (平成24年度実績)

公益目的事業の増進、亀岡市におけるスポーツ振興のあり方を示す「亀岡市スポーツ振興21アクションプラン」に基づき、生涯スポーツの推進、生きがいのある生活、活力ある社会づくりの形成に向け、より一層の充実・発展に努めた。また、指定管理者制度による管理者として亀岡市から指定を受け、市営球技場の管理・運営を行った。

種別	事業名等	実施日及び場所
各種大会	第13回亀岡市民総合体育大会総合開会式 種目：ソフトバレーボール、ソフトボール、ゲートボール、グラウンドゴルフ	6月3日 亀岡運動公園体育館 6月3日～10月6日 (スポーツフェスティバルを除く) 亀岡運動公園各施設他 参加者 770名
	第61回平和祭市民スポーツ大会 (20競技)	7月2日～10月16日 亀岡運動公園各施設他 参加者 4,795名
	第13回亀岡市民総合体育大会スポーツフェスティバル 「京都・ギネスに挑戦！」 亀岡チャレンジ大会	10月21日 亀岡運動公園競技場 参加者延べ 880名
	第31回亀岡元旦ロードレース 湯の花10kmロードレース	平成25年1月1日 亀岡運動公園競技場スタート・フィニッシュ 申込人数 1,471件、参加人数 1,395名
	第38回亀岡市民駅伝競走大会	平成25年1月27日 積雪のため中止 保津文化センター前スタート・フィニッシュ 参加申込数：一般 35チーム 中学生 20チーム ミニ 80チーム 計 135チーム
教室・講習・研修会	生涯スポーツデー (卓球、ソフトバレーボール、インテイク、バドミントン等ニュースポーツ)	4月～3月 各月第2土曜日 亀岡運動公園体育館 参加者延べ 801名
	健康運動教室 (ウォーキングによる健康法等)	10月27日、11月4日 計2回 亀岡運動公園体育館 参加者延べ 25名

教室・講習 ・研修会	シニア卓球教室	11月7日、14日、21日、28日、 12月5日 各水曜日 計5回 亀岡運動公園体育館 参加者延べ 56名
	ドッジビー交流会	12月9日 亀岡運動公園体育館 参加者 120名
	第9回かめおかスポーツフォーラム	3月9日 玉川楼 参加者 85名 講演「突きの剣に込める思い」 講師 池端花奈恵選手
スポーツ少年団	スポーツ少年団市町村活動強化事業 (清掃活動：運動公園周辺) (他種目交流事業：ドッジビー)	12月9日 亀岡運動公園体育館 参加者 150名
	ジュニア・リーダースクール	2月16日～17日 白馬八方尾根スキー場（スキー研修） 参加者 30名
体育施設管理、運営受託事業	亀岡市営球技場	春日坂、月読橋、医王谷、国際広場 使用件数 1,835件 59,109名

イ 監査対象の補助金概要

平成24年度に亀岡市から体育協会へ交付された補助金総額は33,841,342円で、うち監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内訳等
運営活動補助金	4,692,162	4,021,000	各競技団体運営活動補助金 972,000
			各地域団体運営活動補助金 1,609,000
			消耗品費他 1,440,000
人件費補助金	25,400,664	25,345,782	常勤役員報酬・給与手当等 19,907,000
			福利厚生費 2,990,022
			退職手当引当金 2,448,760
市民総合体育大会事業補助金	1,827,111	1,800,000	報償費 115,047
			貸金 210,000
			運営助成金 600,000
			消耗品費他 874,953
計	31,919,937	31,166,782	

(2) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会

ア 団体の概要

(ア) 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市都市緑花協会（以下「緑花協会」という。）は、亀岡市の緑地の保全及び緑化の推進に係る事業を行うことにより、亀岡市における都市緑化を推進し、「花」と「緑」にふれあう場や、身近な暮らしの中の「花」と「緑」を創出し身近に感じ親しめるよう心豊かな生活環境を支えるとともに、緑化啓発活動の発信と交流を図り、もって、亀岡市『緑ゆたかな潤いと安らぎのある街づくり』の発展に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 街路・都市公園・公共施設等の緑花木及び施設の維持管理事業、それに伴う剪定枝のチップ化・落葉の腐葉土化等、循環型社会の構築に向けた緑のリサイクル資材の活用推進事業
- 都市緑化・緑地保全を推進するための講演会、講習会、展示会、コンクール等の緑化推進普及啓発事業
- 都市緑化基金の造成、管理・運用事業
- その他この法人の目的を達するために必要な事業

(イ) 組織（平成25年3月31日現在）

- 評議員 10名
- 役員 理事 12名
 （うち、理事長1名、副理事長1名、常務理事1名）
 ※常務理事は、事務局長を兼務
- 監事 2名
- 事務局 事務局長 1名※兼務
 総務係長 1名
 技術職員 3名
 事務職員 1名
 臨時職員 6名
 アルバイト職員 1名

(ウ) 主な事業実施状況（平成24年度実績）

街路、都市公園、公共施設の緑花木及び施設の維持管理事業、都市緑化・緑地保全を推進するための緑化普及啓発事業、都市緑化基金の造成事業並びに外部施設・機関からの緑化に関する受託事業、緑化資材販売事業、飲料品販売事業及び事業所賃貸事業を実施した。また、指定管理者制度による管理者として亀岡市から指定を受け、都市公園の管理を行った。

事業名	業務名等
街路、都市公園、公共施設の緑花木及び施設の維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ○都市緑化に関する事務業務 ○都市公園管理業務 ○亀岡市庁舎植栽管理業務 ○亀岡市立学校施設緑化整備業務

	<ul style="list-style-type: none"> ○亀岡国際広場球技場野鳥の森等管理業務 ○ガレリアかめおか緑花木管理業務
都市緑化・緑地保全を推進するための緑化普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○設立25周年記念市花展示会開催事業 ○設立25周年記念菊花展示会開催事業 ○ガーデニング教室開催業務 ○設立25周年記念2012花と緑のフェスティバル開催事業 ○亀岡の名木めぐり ○花づくりコンクール開催事業 ○ホームページによる緑化情報等の提供業務 ○わがまちの花づくり推進事業にかかるアドバイザー業務
都市緑化基金の造成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校入学記念樹苗木配布事業
外部施設・機関からの緑化に関する受託事業、緑化資材販売事業、飲料品販売事業及び事務所賃貸事業	<ul style="list-style-type: none"> ○京都府管理河川維持修繕業務 ○花壇整備業務 ○緑化資材の販売業務 ○飲料自動販売機販売業務 ○事務所賃貸事業

イ 監査対象の補助金概要

平成24年度に亀岡市から緑花協会へ交付された補助金総額は21,699,806円で、うち監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金額	補助内訳
運営補助金 (人件費)	22,685,719	20,605,506	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬 600,000 給料手当 15,633,761 福利厚生費 2,361,221 退職給付費 723,945 臨時雇賃金 1,286,579
事務所維持管理経費	596,400	594,300	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金・上下水道料金 火災保険料・固定資産税 <p style="text-align: right;">594,300</p>
計	23,282,119	21,199,806	

ウ 指定管理料の概要

平成24年度に亀岡市から緑花協会へ支払われた指定管理料は24,500,000円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、事務費（通信費、消耗品費等）、管理費（光熱水費、委託料（保守点検等）、修繕費等）となっている。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

1 監査の種類 平成25年度定期監査

2 監査の対象及び期間等

対 象		対象期間	実施期間
教 育 部 教 育 機 関	亀岡小学校 本梅小学校 亀岡幼稚園 第2亀岡幼稚園	平成25年4月1日 ～平成25年8月31日	平成25年10月4日 ～平成25年12月6日

3 監査の方法

平成25年度の財務に関する事務の執行について、各施設において、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係課長、校長、園長等への質問を行い、必要な事項について実地調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

(1) 小学校

ア 理科教材用薬品及び医薬品等の保管について

今回監査対象となった各小学校において、台帳がそれぞれ整備されていたが、台帳への記入誤り等が見受けられた。

薬品台帳について、適正な管理をされたい。

イ 備品の管理について

今回監査対象となった各小学校において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入誤りが見受けられた。

備品台帳について、適正な管理をされたい。

(2) 幼稚園

ア 切手の管理について

今回監査対象となった各幼稚園において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の幼稚

園において、前年度繰越の事務手続の時期に誤りが見受けられた。
 切手台帳について、適正な管理をされたい。

◎総括事項

以上が、平成25年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

現金の取扱いにおいては、その管理面で責任と負担が生じる場所である。盗難等の危険性を回避するためにも可能な限り口座振替等により、現金を取り扱わないで済むような工夫を検討されたい。

各小学校及び幼稚園の運営において最も留意すべきは、幼児・児童の安全対策である。危機管理においては、避難訓練等が実施されているが、事後報告書についても整備し、今後の訓練等の活用に努められたい。施設の管理においては、点検表により施設内の確認が行われているが、危険箇所の現状を確認し易く、改善状況の進捗が把握できる点検表様式の整備や複数の目による点検体制をとることなどが望まれる。なお、小学校の施設を管理する上で階段等において、さらに安全対策を講じる必要がある箇所が見受けられた。今後、環境整備を図るなど教育施設の安全対策について万全を期されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 中澤基行

1 監査の種類 平成25年度定期監査

2 監査の対象及び期間等

対 象		対象期間	実施期間
健康福祉部 子育て支援課	本梅保育所 東本梅保育所 川東保育所 中部保育所	平成25年4月1日 ～平成25年8月31日	平成25年10月4日 ～平成25年12月7日

	東部保育所 第六保育所 別院保育所 保津保育所		
--	----------------------------------	--	--

3 監査の方法 平成25年度の財務に関する事務の執行について、各施設において、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係課長、所長等への質問を行い、必要な事項について実地調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

(1) 備品の管理について

今回監査対象となった各保育所において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の保育所において、備品及び寄贈備品について台帳への記入漏れが見受けられた。

備品台帳について、適正な管理をされたい。

(2) 切手の管理について

今回監査対象となった各保育所において、台帳がそれぞれ整備されていたが、一部の保育所において、独自の様式による切手台帳での管理が見受けられた。

切手台帳について、市の統一様式により適正な管理をされたい。

◎総括事項

以上が、平成25年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

現金の取扱いにおいては、その管理面で責任と負担が生じる場所である。盗難等の危険性を回避するためにも可能な限り口座振替等により、現金を取り扱わないで済むような工夫を検討されたい。また、給食材料の調達において、随意契約による場合は、調達方法の精査が望まれるところであった。

各保育所の運営において最も留意すべきは、児童の安全対策である。危機管理においては、避難訓練等が実施されているが、事後報告書についても整備し、今後の訓練等の活用に努められたい。施設の管理においては、点検表により施設内の確認が行われているが、危険箇所の現状を確認し易く、改善状況の進捗が把握できる点検表様式の整備や複数の目による点検体制をとることなどが望まれる。なお、医務室の環境において改善すべき箇所が見受けられた。今後、環境整備を図るなど保育施設の安全対策について万全を期されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 中澤基行

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 平成25年度行政監査
- 2 監査のテーマ 施設使用料の減免について

3 監査の目的

公の施設の使用については、その使用の対価として使用料を徴収することができ、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。そして、使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）は、発生した使用料の一部又は全部を消滅させるもので、特例措置として行われる。

使用料の減免は、地方公共団体の有する権利を放棄することであることから、統一的な基準により適用されるべきであり、受益者負担の公平性の確保に十分配慮し、広く市民から理解が得られるよう厳正に運用されるべきである。

については、施設使用料の減免の取扱いが適正に行われているかを目的として監査した。

4 着眼点

- (1) 施設使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているか。
- (2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。
- (3) 施設使用料の減免の事務手続きは適正に行われているか。

5 監査の期間及び対象課等

- (1) 平成25年9月20日～平成25年11月17日
○環境市民部（環境政策課）
- (2) 平成25年10月15日～平成25年12月20日
○教育部（社会教育課、中央公民館、図書館、文化資料館）
- (3) 平成25年11月27日～平成26年2月25日
○生涯学習部（市民協働課、人権啓発課）

(4) 平成26年1月21日～平成26年3月14日

○まちづくり推進部（土木管理課、建築住宅課）

6 監査の対象

公の施設（建物及びその敷地）の使用料

ただし、備え付け物件の使用料及び目的外使用料並びに指定管理者の収入となる利用料金は除く。

7 監査の対象施設

主管となる部課等		公の施設
環境市民部	環境政策課	亀岡市営火葬場
教育部	社会教育課	東別院グラウンド
	中央公民館	亀岡市中央公民館
	図書館	亀岡市立図書館中央館（駐車場）
	文化資料館	亀岡市文化資料館
生涯学習部	市民協働課	亀岡市交流会館
	人権啓発課	文化センター
まちづくり推進部	土木管理課	自転車等駐車場（JR馬堀駅前、JR亀岡駅前、JR亀岡駅北口、JR並河駅前、JR千代川駅前）
	建築住宅課	市営住宅
		市営住宅（駐車場）

8 監査の方法

監査対象課等より提出された行政監査調査票の中から抽出を行い、関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。

9 減免の状況

監査を実施した施設使用料の減免状況は、次のとおりである。

公の施設	対象期間	使用件数	本来徴収すべき使用料	減免件数 (減免率)	減免額 (減免率)
亀岡市営火葬場	平成25年4月1日～平成25年8月31日	317件	5,627,500円	11件 (3.47%)	165,000円 (2.93%)
東別院グラウンド	平成25年4月1日～平成25年9月30日	51件	279,050円	0件 (0%)	0円 (0%)
亀岡市中央公民館	平成25年4月1日～平成25年9月30日	688件	748,860円	374件 (54.36%)	402,880円 (53.80%)
亀岡市立図書館中央館（駐車場）	平成25年4月1日～平成25年9月30日	0件	0円	0件 (-%)	0円 (-%)

亀岡市文化資料館	平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	832件	185,588円	42件 (5.05%)	11,860円 (6.39%)
亀岡市交流会館	平成25年4月1日～ 平成25年10月31日	72件	148,560円	0件 (0%)	0円 (0%)
文化センター	平成25年4月1日～ 平成25年10月31日	1,359件	1,117,520円	356件 (26.20%)	383,060円 (34.28%)
自転車等駐車場 (JR馬堀駅前、 JR亀岡駅前、 JR亀岡駅北口、 JR並河駅前、 JR千代川駅前)	平成25年4月1日～ 平成25年12月31日	10,588件	46,240,100円	128件 (1.21%)	329,900円 (0.71%)
市営住宅	平成25年4月1日～ 平成25年12月31日	644件	78,576,614円	81件 (12.58%)	1,254,400円 (1.60%)
市営住宅(駐車場)	平成25年4月1日～ 平成25年12月31日	141件	7,109,900円	0件 (0%)	0円 (0%)

※亀岡市立図書館中央館(駐車場)については、工事により使用件数が0件となっている。

第2 監査の結果

公の施設使用料の減免の取扱いが適正に行われているかを着眼点として、監査を行った。結果については、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

1 監査対象施設の監査結果

(1) 施設使用料の減免の根拠法令、基準等が整備されているか。

地方自治法第225条において、「公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とあり、同法第228条第1項において、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」とある。

また、同法第96条第1項第10号において、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」とあり、権利の放棄に該当する減免については、議会の議決を得るか条例に規定を設けることが必要である。

今回の監査の対象となった使用料については、条例等において減免規定はおおむね整備されていた。

(2) 減免基準に基づく決定は適正に行われているか。

公の施設の利用者は、その使用の対価として使用料の支払いが生じるが、公益上等の理由により特例措置として減免規定が設けられている。

したがって、減免の適用にあっては、受益者負担の公平性を損なうことのないよう、合理的な運用を図る必要がある。

各施設の状況は次のとおりであり、改善されたい。

〔亀岡市営火葬場〕

火葬場使用許可申請書の免除規定適用の有無の欄において、免除規定適用の根拠理由が記載されていないものがあった。

減免規定を適用する場合は、火葬場使用許可申請書に減免理由を明確に記載されたい。

〔東別院グラウンド〕

建設の経過の中で、委託先である「東別院町自治会」との間で使用料に対する考え方に相違が生じ、条例等に基づいた使用料の取扱いになっていなかった。

使用料の徴収等について、条例等の遵守により適正な事務処理が行われるよう整理されたい。

〔亀岡市中央公民館〕

減免申請書において、減免の適用根拠となる理由が不明確なものがあった。また、使用許可申請後に減免申請書が提出されていたが、使用許可申請時に減免された金額で徴収しているものがあった。

減免申請書に減免の適用根拠となる理由を明確にされたい。また、減免申請書は使用許可申請と同時に提出し、使用料の徴収を適正にされたい。

〔亀岡市文化資料館〕

亀岡市文化資料館条例施行規則第7条第1項第4号には、「その他教育長が公益上特に必要と認めた場合」は減免できる規定が定められており、その具体的な運用基準が別途定められているが、亀岡市社会福祉協議会及び文化資料館友の会の取扱いが運用基準と異なっていた。

別途定めている減免の運用基準に基づき、適正な減免の決定をされたい。

〔文化センター〕

使用許可申請書に使用料減免の認定の項目も含まれているが、決裁がないものがあった。

使用料減免の認定項目を含む使用許可申請書の決裁は適正にされたい。

〔市営住宅〕

家賃減免承認申請書に添えて提出する添付書類に誤っているものがあった。また、家賃減免承認申請書において、減免理由等の項目に記載が漏れているものがあった。

家賃減免承認申請時に必要な書類を添付されたい。また、家賃減免承認申請書には減免理由等の必要事項を記載されたい。

(3) 施設使用料の減免の事務手続きは適正に行われているか。

施設使用料の減免の事務については、条例等の規定に基づき、減免の適否、減免額の決定、減額分を除く使用料の徴収などの手続きを行う必要がある。

各施設の状況は次のとおりであり、改善されたい。

〔東別院グラウンド〕

契約書には要領に定める業務を完了した場合、すみやかに報告書等を提出することと記載されているが、月次報告が提出されておらず、上半期分の報告が提出されていた。

減免状況の把握はもとより、適正な施設管理が図られるよう契約書に基づき、月次報告が提出されるように整理されたい。

〔亀岡市中央公民館〕

使用許可申請書の使用日時の欄において、使用開始時間の記載はあったが、使用終了時間の記載がないものがあった。

使用料の算定根拠が明確になるように書類の整備を図られたい。

2 監査結果に基づく総括意見

施設使用料は、厳しい財政状況が続く本市にとって重要な財源であり、公正かつ公平な負担・徴収に努めることは市に課せられた責務である。減免とは、監査の目的でも述べたとおり、発生した納付義務の一部又は全部を消滅させるものであるため、一定基準のもとで例外的に適用されるべきである。公正・公平な受益者負担の原則等に十分配慮し、広く市民から理解を得られるよう適正な運用とともに、執行に当たっては、利用者間に不公平が生じないよう統一的な事務処理を求めるものである。

なお、今回、監査の対象にならなかった施設についても、適正な減免制度の運用がなされるよう全庁的な取組みを期待するものである。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市教育委員会基本規則の一部
を改正する規則

亀岡市教育委員会基本規則（昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「会議」を「、会議」に改める。

第8条中「文書」を「、文書」に改める。

第9条中「すべて」を「全て」に改める。

第10条中「並びに」を「及び」に改める。

第12条中「教育委員会」を「、教育委員会」に改める。

第18条中「及び事務処理等」を「、事務処理等」に改める。

第19条第3号を次のように改める。

(3) その他の教育機関

公民館（別に条例で定める公民館）

亀岡市立図書館

亀岡市文化資料館

亀岡市立松熊教育集会所

亀岡市立学校給食センター

亀岡市教育研究所
亀岡市立幼稚園

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

亀岡市教育委員会委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、学校教育課及び人権教育課」を「及び学校教育課」に改める。

第4条第1項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同条第2項及び第3項中「処理」を「掌理」に、「がある場合には、当該職員を指導」を「を指揮」に改め、同条第5項中「掌理」を「統括するとともに、所管事務を掌理」に、同条第6項中「処理」を「掌理」に、「がある場合には、当該職員を指導」を「を指揮」に改め、同条第7項中「所掌事務を掌理し、課長と連携して所属職員」を「課長と連携し、所掌事務を掌理して関係職員」に改め、同条第8項中「所管事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指導」を「課長と連携し、所管事務を掌理して関係職員を指揮」に改める。

別表第1中

「

社会教育課	社会教育係 文化財係 スポーツ振興係
人権教育課	

」

を

「

社会教育課	社会教育係 文化財係 放課後児童係
-------	-------------------

」

に改める。

別表第2 学校教育課の項中「に関し、人権教育課との調整」を削り、同表中

「

<p>社会教育課</p>	<p>社会教育委員の委嘱及びその会議等に関する事 社会教育に係る長期計画に関する事 社会教育団体の指導、育成及び支援に関する事 青少年教育、家庭教育等市民に対する教育活動に関する事 心の教育推進事業に関する事 放課後児童会に関する事 公民館活動及び運営に関する事 社会教育施設の設置、管理、廃止及び使用に関する事 公民館その他社会教育施設の設備の管理、営繕及び保全に関する事 中央公民館及び図書館との連絡調整に関する事 社会教育に関する情報の交換、調査及び統計に関する事 社会教育関係補助金に関する事 家庭教育に関する講座等の実施及び奨励に関する事 地域におけるボランティアなどの社会奉仕体験活動の実施及び奨励に関する事</p>
	<p>文化財保護委員会委員に関する事 文化財の保護に関する事 文化資料館との連絡調整に関する事 文化財関係補助金に関する事 文化活動（文化財関係）に関する事</p>
	<p>市民体育及びレクリエーション活動の普及に関する事 競技力向上に関する事 スポーツ推進委員に関する事 社会体育団体の指導者育成に関する事 体育施設に関する事 体育関係補助金に関する事 その他体育に関する事 体育協会との連絡調整に関する事</p>
<p>人権教育課</p>	<p>人権教育の総合計画、調査、統計及び調整に関する事 人権に関する学習機会の提供及び市民の自主的な活動の支援に関する事 人権教育に関する指導者の養成に関する事 人権教育に関する教材及び情報等の提供に関する事 その他人権教育（学校教育課において行うものを除く。）の推進に関する事</p>

」

を
「

<p>社会教育課</p>	<p>社会教育委員の委嘱及びその会議等に関する事 社会教育に係る長期計画に関する事 社会教育団体の指導、育成及び支援に関する事 青少年教育、家庭教育等市民に対する教育活動に関する事 心の教育推進事業に関する事 放課後児童会に関する事 公民館活動及び運営に関する事 社会教育施設の設置、管理、廃止及び使用に関する事 公民館その他社会教育施設の設備の管理、営繕及び保全に関する事 中央公民館及び図書館との連絡調整に関する事 社会教育に関する情報の交換、調査及び統計に関する事 社会教育関係補助金に関する事 家庭教育に関する講座等の実施及び奨励に関する事 地域におけるボランティアなどの社会奉仕体験活動の実施及び奨励に関する事 人権に関する学習機会の提供及び市民の自主的な活動の支援に関する事 人権教育に関する指導者の養成に関する事 人権教育に関する教材及び情報等の提供に関する事 文化財保護委員会委員に関する事 文化財の保護に関する事 文化資料館との連絡調整に関する事 文化財関係補助金に関する事 文化活動（文化財関係）に関する事</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「園長」の次に「、副園長」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市立幼稚園園則の一部を改正する規則

亀岡市立幼稚園園則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条中「園長 1人」を「園長 1人
副園長 1人」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 1 亀岡市スポーツ推進委員に関する規則（昭和38年亀岡市教育委員会規則第1号）
- 2 亀岡市社会体育施設条例施行規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第1号）
- 3 亀岡市市民プール条例施行規則（平成9年亀岡市教育委員会規則第7号）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月27日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会事務専決規程（昭和53年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、課長、副課長」を「、担当部長、課長、担当課長、副課長、担当副課長」に改める。

第14条を第19条とし、第13条を第18条とし、第12条中「第37条」を「第42条」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（担当副課長の専決事項）

第17条 担当副課長は、その所管する事務について、主管副課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第11条中「第3条」を「第4条」に、「第12条」を「第16条」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（担当課長の専決事項）

第15条 担当課長は、その所管する事務につ

いて、主管課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第6条から第10条までの規定中「第3条」を「第4条」に、「第12条」を「第16条」に改め、第6条から第10条までを3条ずつ繰り下げ、第5条の2中「第3条」を「第4条」に、「担当職員」を「6級相当職員」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「第3条」を「第4条」に改め、同条第1号中「所長」を「所長又は副所長」に改め、同条を第7条とする。

第4条の2第1号中「第12条」を「第13条」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とし、第3条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(担当部長の専決事項)

第3条 担当部長は、その所管する事務について、主管部長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 野崎千恵子

1, 483人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

亀岡市選挙管理委員会

委員長 野崎千恵子

24,707人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12,354人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

平成26年4月6日執行予定の京都府知事選挙につき、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項の規定により、特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送する日を平成26年3月15日からと定める。

平成26年3月12日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成26年4月6日執行予定の京都府知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成26年3月14日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成26年3月17日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成26年3月20日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第10号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1, 484人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24, 729人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月19日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12, 365人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成26年4月6日執行京都府知事選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	小寺国明	省略	服部哲也	省略
	2	武内政一	省略	數井克俊	省略
東別院	3	今井淳喜	省略	森川寿文	省略
	4	江見邦子	省略	福田正弘	省略
西別院	5	松岡幸夫	省略	齋田善弘	省略
	6	酒井充子	省略	川田昌亮	省略
曾我部	7	広瀬達	省略	増田浩	省略
	8	八木健夫	省略	谷口裕	省略
吉川	9	美馬祥伸	省略	大西光治	省略
稗田野	10	大西欣也	省略	山崎浩久	省略
	11	森十紀人	省略	坂田泰孝	省略
本梅	12	小畑太郎	省略	數井智之	省略
	13	竹岡秀雄	省略	森敏郎	省略
畑野	14	竹形真一	省略	山内美恵	省略
	15	谷口文雄	省略	野々口岳人	省略
宮前	16	八木利隆	省略	眞里谷努	省略
	17	森定雄	省略	三宅晃圓	省略
	18	西山行雄	省略	西田貴弘	省略
大井	19	藤井良和	省略	三宅敦史	省略
	20	香川幸弘	省略	中川秀和	省略
千代川	21	小川克己	省略	内藤誠司	省略
	22	俣野良孝	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	畑貴志	省略	橋本泰典	省略
	24	中川清二	省略	的場義則	省略
	25	堤優	省略	林佐百合	省略
旭	26	平井厚生	省略	松本英樹	省略
	27	人見洋一	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	橋本秀行	省略	吉田千春	省略
	29	谷尻博和	省略	三宅泰宏	省略
	30	大野健二	省略	木村邦彦	省略
河原林	31	川本利三	省略	八木吉之	省略
	32	上田政行	省略	岩本尚志	省略
保津	33	溝行一夫	省略	桂和裕	省略
東本梅	35	吉井清純	省略	中川満智	省略
	36	中西顯	省略	土川有紀	省略
篠	37	上垣伊三男	省略	篠部昌和	省略
篠・東つじ	38	山田音弘	省略	山内剛	省略
西つじ	39	丹羽文郎	省略	伊豆田晃正	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	人見真司	省略
篠	41	高木平夫	省略	高木学	省略
南つじ	42	山本眞之介	省略	加藤太郎	省略
東別院	43	濱井一夫	省略	大石利之	省略
篠	44	田中利昭	省略	木村公一	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一ア15番地の8
第4投票区	徳円寺	亀岡市東別院町栢原九折34番地の1
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4-1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地の1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷82番地
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町栢原田中3番地の1
第42投票区	南つつじヶ丘小学校	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171号
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日 時 平成26年3月20日
午後5時10分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第16号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 市民ホール

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第17号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

平成26年4月6日執行 京都府知事選挙
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成26年3月21日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成26年3月22日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成26年3月23日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成26年3月24日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成26年3月25日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成26年3月26日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成26年3月27日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成26年3月28日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成26年3月29日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成26年3月30日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成26年3月31日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略
平成26年4月1日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成26年4月2日	岩崎多良	省略	野崎千恵子	省略
平成26年4月3日	野崎千恵子	省略	岡野宗忠	省略
平成26年4月4日	岡野宗忠	省略	八田成雄	省略
平成26年4月5日	八田成雄	省略	岩崎多良	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第18号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

開票管理者	省略	野崎 千恵子
同職務代理者	省略	岡野 宗忠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 開票場所
ガレリアかめおか
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時
平成26年4月6日
午後9時10分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第20号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

平成26年3月20日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 日時 平成26年4月3日
午後5時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成26年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 第1選挙区 747人
- 第2選挙区 795人
- 第3選挙区 690人
- 第4選挙区 759人

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第1号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月19日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

- 1 登録団体
 亀岡教職員組合
 代表者役職氏名 執行委員長 小澤正嗣
 (主たる事務所所在地)
 亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館
- 2 登録年月日 平成26年3月19日
- 3 登録番号 平成26年公平第1号

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市上下水道部処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部処務規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「営業課」を「総務・経営課」に改める。

第5条第9項を第10項とし、同条第8項を第9項とし、同条第7項を第8項とし、同条第6項中「所管事務を処理し、関係職員がある場合には、当該職員を指導」を「課長と連携し、所管事務を掌理して関係職員を指揮」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「所掌事務を掌理し、課長と連携して所属職員」を「課長と連携し、所掌事務を掌理して関係職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「処理」を「掌理」に、「がある場合には、当該職員を指導」を「を指揮」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「掌理し、所属職員」を「総括するとともに所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中

「処理」を「掌理」に、「関係職員がある場合には、当該職員を指導」を「関係職員を指揮」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「掌理し、所属職員」を「統括するとともに、所管事務を掌理し、関係職員」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 担当部長は、上司の命を受けて所管事務を掌理し、関係職員を指揮監督する。

別表第1中

「

営業課	総務係 経理係 経営係 料金係
水道課	給水係 計画係 施設係 建設係

」

を

「

総務・経営課	総務係 経理係 経営係
お客様サービス課	お客様窓口係 料金係
水道課	庶務係 計画係 施設係 整備管理係

」

に改める。

別表第2中

「

営業課	公印に関すること。
	文書の收受発送及び整理保存に関すること。
	職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。
	労働組合に関すること。
	規程その他例規の制定改廃に関すること。
	水道工事等の入札及び契約に関すること。
	庁舎の管理に関すること。
	予算編成及び執行管理に関すること。
	決算及び財務諸表の作成に関すること。
	財政計画、資産計画及び経営分析に関すること。
	起債及び一時借入金に関すること。
	上下水道事業の固定資産台帳に関すること。
	上下水道事業経営審議会に関すること。
	業務統計に関すること。
上下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。	
現金及び有価証券の出納保管並びに小切手の振出しに関すること。	

	水道料金等の調定及び徴収に関すること。
	水道料金等の減免に関すること。
	給水装置等の使用の開始及び廃止等に関すること。
	量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。
	水道料金等の滞納整理に関すること。
	水道料金等の広報宣伝に関すること。
	水道料金センターに関すること。
	飲用水安定確保対策事務に関すること。
	専用水道に関すること。
	飲用井戸等の衛生対策に関すること。
	部内他課の主管に属さない事務に関すること。
	部の総務担当課事務に関すること。
水道課	水道用水の基本計画及び事業認可に関すること。
	上水道、簡易水道の拡張並びに改良工事に関すること。
	配水計画に関すること。
	水道未普及地域対策に関すること。
	飲用水安定確保対策の指導に関すること。
	上水道、簡易水道等に係る開発行為の協議に関すること。
	給配水管布設替工事に関すること。
	給配水管の営繕及び修理に関すること。
	漏水対策に関すること。
	浄水場等水道施設の運営及び維持管理に関すること。
	水源の保全に関すること。
	原水及び浄水等の水質検査に関すること。
	配水記録の整理及び報告に関すること。
	給水装置工事に関すること。
	指定給水装置工事事業者に関すること。
	簡易専用水道等に関すること。

を
「

総務・経営課	公印に関すること。
	文書の收受発送及び整理保存に関すること。
	職員の人事、給与、服務及び研修に関すること。

	労働組合に関すること。
	規程その他例規の制定改廃に関すること。
	水道工事等の入札及び契約に関すること。
	庁舎の管理に関すること。
	予算編成及び執行管理に関すること。
	決算及び財務諸表の作成に関すること。
	財政計画、資産計画及び経営分析に関すること。
	起債及び一時借入金に関すること。
	上下水道事業の固定資産台帳に関すること。
	上下水道事業経営審議会に関すること。
	業務統計に関すること。
	上下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
	現金及び有価証券の出納保管並びに小切手の振出しに関すること。
	飲用水安定確保対策事務に関すること。
	専用水道に関すること。
	飲用井戸等の衛生対策に関すること。
	部内他課の主管に属さない事務に関すること。
	部の総務担当課事務に関すること。
お客様サービス課	お客様サービスの充実に関すること。
	給水装置等の使用の開始及び廃止等に関すること。
	量水器の検針及び使用水量の認定に関すること。
	量水器の設置及び取替え、在庫管理に関すること。
	給水装置工事に関すること。
	給水管布設替工事に関すること（水道課所管分を除く）。
	給水管の営繕及び修理に関すること（水道課所管分を除く）。
	指定給水装置工事事業者に関すること。
	簡易専用水道等に関すること。
	水道料金等の調定及び徴収に関すること。
	水道料金等の減免に関すること。
	水道料金等の滞納整理に関すること。
	水道料金等の広報宣伝に関すること。
	水道料金センターに関すること。

	上下水道に係る負担金等の収納に関する事。
	予納金の精算に関する事。
水道課	水道用水の基本計画及び事業認可に関する事。
	施設整備及び改良工事に関する事。
	配水計画に関する事。
	水道未普及地域対策に関する事。
	飲用水安定確保対策の指導に関する事。
	開発行為の協議に関する事。
	給配水管布設替工事に関する事。
	給配水管の営繕及び修理に関する事。
	漏水対策に関する事。
	浄水場等水道施設の運営及び維持管理に関する事。
	水源の保全に関する事。
	原水及び浄水等の水質検査に関する事。
	配水記録の整理及び報告に関する事。

」

に改める。

(亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道部決裁規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第15条を第19条とし、第14条(見出しを含む。)中「営業課長」を「総務・経営課長」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「、課長及び副課長」を「、担当部長、課長、担当課長、副課長及び担当副課長」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(担当副課長の専決事項)

第16条 担当副課長は、その所管する事務について、主管副課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(担当課長の専決事項)

第14条 担当課長は、その所管する事務について、主管課長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

第10条第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号から第9号までを削り、同条を第12条とする。

第9条(見出しを含む。)中「営業課長」を「総務・経営課長」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(お客様サービス課長の専決事項)

第11条 主管事務に係る次の事項は、お客様サービス課長が専決する。

- (1) 給水装置の新設、増設、移転及び廃止の許可、施行並びに検査に関する事。
- (2) メーターの検査に関する事。
- (3) 水道加入金の調定及び徴収に関する事。
- (4) 簡易専用水道に関する事。
- (5) 水道料金等の納入通知及び督促に関する事。
- (6) 水道料金等の調定及び徴収に関する事。
- (7) 水量の認定に関する事。

第8条(見出しを含む。)中「営業課長」を「総務・経営課長」に改め、同条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(担当部長の専決事項)

第7条 担当部長は、その所管する事務について、主管部長が専決できる事項に相当する事項を専決することができる。

別表第1を次のように改める。

決裁者	代 決 者		
	第1代決者	第2代決者	第3代決者
部 長	主管担当部長、主管次長又は総務・経営課長	主管課長又は主管担当課長	主管副課長又は主管担当副課長
担 当 部 長	主管次長又は総務・経営課長	主管課長又は主管担当課長	主管副課長又は主管担当副課長
課 長	主管担当課長	副課長又は主管担当副課長	主管係長又は主管主幹
担 当 課 長	副課長又は主管担当副課長	主管係長又は主管主幹	課の上席者
副 課 長	主管担当副課長	主管係長又は主管主幹	課の上席者
担当副課長	主管係長又は主管主幹	課の上席者	

別表第2中「第7条、第12条関係」を「第8条、第15条関係」に、「営業課」を「総務・経営課」に改める。

(亀岡市上下水道部公印規程の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道部公印規程(平成8年亀岡市公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条、第5条及び第7条第2項中「営業課長」を「総務・経営課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

整理番号	名称	様式(別掲)	寸法	書体	使用区分	保管者	個数
1	亀岡市長之印	1	21mm 平方	隸書	亀岡市長名をもって する文書	総務・経営 課長	1
2	亀岡市長之印	2	直径 18mm	てん書	出納取扱金融機関等 に係る出納事務専用	企業出納員	1
3	亀岡市長職務代 理者印	3	21mm 平方	隸書	亀岡市長職務代理者 名をもってする文書	総務・経営 課長	1
4	亀岡市長職務代 理者之印	4	直径 18mm	てん書	出納取扱金融機関等 に係る出納事務専用	企業出納員	1
5	亀岡市上下水道 部長之印	5	20mm 平方	てん書	上下水道部長名を もってする文書	総務・経営 課長	1
6	亀岡市上下水道 部総務・経営課 長之印	6	20mm 平方	隸書	上下水道部総務・経 営課長名をもってす る文書	総務・経営 課長	1
7	亀岡市上下水道 部お客様サー ビス課長之印	7	20mm 平方	隸書	上下水道部お客様 サービス課長名を もってする文書	お客様サー ビス課長	1
8	亀岡市上下水道 部水道課長之印	8	20mm 平方	隸書	上下水道部水道課長 名をもってする文書	水道課長	1
9	亀岡市上下水道 部下水道課長之 印	9	20mm 平方	隸書	上下水道部下水道課 長名をもってする文 書	下水道課長	1
10	亀岡市長之印	10	直径 18mm	てん書	水道料金等の納入額 通知用	総務・経営 課長	1
11	亀岡市長職務代 理者印	11	直径 18mm	てん書	水道料金等の納入額 通知用	総務・経営 課長	1
12	亀岡市企業出納 員印	12	直径 25mm	楷書	企業出納員による収 納事務専用	企業出納員	2
13	亀岡市現金取扱 員印	13	直径 24mm	楷書	現金取扱員による水 道事業及び下水道事 業に係る収納事務専 用	お客様サー ビス課長	1
14	亀岡市現金取扱 員印	14	直径 15mm	楷書	現金取扱員による水 道事業及び下水道事 業に係る収納事務専 用（携帯専用）	お客様サー ビス課長	10
					現金取扱員による下 水道事業に係る収納 事務専用（携帯専 用）	下水道課長	2

別掲6の項を次のように改める。

6

亀岡市上下
水道部総務
経営課長之印

別掲中13の項を14の項とし、7の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、6の項の次に次の1項を加える。

7

亀岡市上下水道
部お客様サー
ビス課長之印

(亀岡市上下水道部庁舎管理規程の一部改正)

第4条 亀岡市上下水道部庁舎管理規程(昭和52年亀岡市水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項、第10条第1項及び第12条第2項中「営業課長」を「総務・経営課長」に改める。

(亀岡市水道料金センター設置規程の一部改正)

第5条 亀岡市水道料金センター設置規程(平成23年亀岡市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第6条中「営業課」を「お客様サービス課」に改める。

(亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程の一部改正)

第6条 亀岡市上下水道部職員被服等貸与規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「営業課長」を「総務・経営課長」に改める。

別表第1中「営業課職員」を「総務・経営

課及びお客様サービス課職員」に改める。

(亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第7条 亀岡市上下水道部職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市上下水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「部長」の次に「、担当部長」を加える。

(亀岡市上水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第8条 亀岡市上水道事業給水条例施行規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

別記第10号様式中「営業課決裁欄」を「水道料金決裁欄」に改める。

(亀岡市給・排水指定工事業者資格審査委員会規程の一部改正)

第9条 亀岡市給・排水指定工事業者資格審査委員会規程(平成10年亀岡市公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「水道課」を「お客様サービス課、水道課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程の一部改正)

2 亀岡市公共下水道終末処理場に関する規程(昭和58年水道事業管理規程第3号)を次のように改める。

第5条中「第12条」を「第15条」に改める。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業会計規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道事業会計規程の全部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第7号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目
 - 第1節 伝票（第9条—第12条）
 - 第2節 帳簿（第13条—第17条）
 - 第3節 勘定科目及び予算科目（第18条・第19条）
- 第3章 収入及び支出
 - 第1節 通則（第20条—第23条）
 - 第2節 収入（第24条—第35条）
 - 第3節 支出（第36条—第55条）
- 第4章 預り金及び預り有価証券（第56条—第60条）
- 第5章 棚卸資産
 - 第1節 通則（第61条—第66条）
 - 第2節 出納（第67条—第76条）
 - 第3節 棚卸し（第77条—第81条）
 - 第4節 棚卸資産の評価（第82条）
- 第6章 棚卸資産以外の物品（第83条—第86条）
- 第7章 固定資産

- 第1節 通則（第87条—第91条）
- 第2節 取得（第92条—第101条）
- 第3節 管理及び処分（第102条—第106条）
- 第4節 減価償却（第107条—第113条）
- 第5節 固定資産の評価（第114条・第115条）
- 第8章 リース会計に係る特例（第116条・第117条）
- 第9章 引当金（第118条—第120条）
- 第10章 予算
 - 第1節 予算編成（第121条—第124条）
 - 第2節 予算の執行（第125条—第129条）
- 第11章 決算（第130条—第134条）
- 第12章 雑則（第135条—137条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、亀岡市水道事業及び亀岡市下水道事業（以下「事業」という。）の会計その他財務に関する基準及び手続を定め、事業の能率的な運営及び適正な経理を行い、もって事業の健全な発達に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 事業の会計及び財務に関しては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（事業年度）

第3条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3

月31日までの1年とする。

(企業出納員等)

第4条 事業に企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、総務・経営課長（総務・経営課長に事故があるとき又は総務・経営課長が欠けたときは、事業の管理者の権限を行う市長（次条及び第88条を除き、以下「管理者」という。）が任命する同課の職員）及び管理者が任命する職員1人をもって充てる。

3 現金取扱員は、管理者が定める職員若干人をもって充て、1人が1日取り扱うことのできる現金の限度額は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 水道料金 2,000,000円
- (2) 下水道使用料 2,000,000円
- (3) その他収納金 2,000,000円

4 事業の会計及び財務に係る事務の一部に従事する市長事務部局の職員については、亀岡市企業職員に併任されたものとみなす。

5 第3項の規定にかかわらず、企業出納員が必要と認めた場合は、限度額を超えて取り扱わせることができる。

(善良な管理、注意義務)

第5条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(事務引継ぎ)

第6条 企業出納員に異動があった場合は、前任者は、速やかにその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

(金融機関の出納事務の取扱い)

第7条 管理者は、事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払の事務の一部を取り扱わ

せるものを亀岡市水道事業及び下水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを亀岡市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(担保及び保証金に充当する有価証券)

第8条 事業において徴する担保及び保証金に充てることができる有価証券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 鉄道債券
- (4) 電信電話債券
- (5) 割引農林債
- (6) 割引商工債
- (7) 長期信用債
- (8) 管理者が確実であると認める社債券、株券

2 前項に定める有価証券の価格は、国債証券及び地方債証券にあつては額面金額、その他の有価証券にあつては時価の10分の8の額又は額面の10分の8の額のいずれか低いほうの額とする。

3 記名債券を保証金その他の担保に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第9条 事業に係る取引については、その取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第10条 会計伝票の種類は、収入伝票、支出

伝票、振替伝票、入庫伝票及び出庫伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支出伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

5 入庫伝票は、材料等の入庫の都度発行する。

6 出庫伝票は、材料等の出庫の都度発行する。

(会計伝票の整理及び日計表の作成)

第11条 企業出納員は、会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

(会計伝票の保存等)

第12条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第13条 事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿を備える。

- (1) 収入予算差引簿
- (2) 支出予算差引簿
- (3) 総勘定元帳
- (4) 総勘定内訳簿
- (5) 収納明細表
- (6) 調定明細表
- (7) 現預金出納簿
- (8) 貯蔵品受払簿
- (9) 未振替一覧表
- (10) 振替一覧表
- (11) 固定資産台帳
- (12) 企業債台帳

2 管理者は、前項に規定するもののほか、必要に応じて会計帳簿を設けることができる。

3 前2項に規定する会計帳簿(以下「帳簿」

という。)は、企業出納員が整理し、保管しなければならない。

(帳簿の記載)

第14条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(総勘定元帳及び総勘定内訳簿の記帳)

第15条 総勘定元帳は、第18条第2項に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)について口座を設け、第11条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 総勘定内訳簿は、第18条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により一件ごとに記帳するものとする。

(科目の更正)

第16条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第17条 総勘定元帳、総勘定内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目及び予算科目

(勘定科目)

第18条 事業の経理は、収益勘定、費用勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第1に定めるところによる。

(予算科目)

第19条 事業の予算科目は、次の各号に掲げる収入又は支出の区分に応じ、当該各号に定める科目を基準とする。

- (1) 収益的収入 別表第1勘定科目表の収益勘定の表に規定する勘定科目
- (2) 収益的支出 別表第1勘定科目表の費用勘定の表に規定する勘定科目
- (3) 資本的収入 企業債、出資金、国庫支出金、府支出金、負担金、受贈財産評価額、固定資産売却代金その他の資本的収入に属する科目
- (4) 資本的支出 建設改良費、企業債償還金、貸付金その他の資本的支出に属する科目

第3章 収入及び支出

第1節 通則

(金銭の範囲)

第20条 この規程で「金銭」とは、現金、預金及び小切手その他現金に代わるべき証書をいう。

(現金等の保管等)

第21条 当座必要な支払資金は、出納取扱金融機関に預け入れて保管するものとし、その他の資金は、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

2 企業出納員は、出納取扱金融機関等と預金等の取引を開始しようとする場合は、管理者の決裁を受けなければならない。

3 企業出納員は、次に掲げる現金を保管することができる。

- (1) 出納取扱金融機関に預け入れるまでの現金
- (2) 釣銭のために保管する現金

4 現金取扱員は、収納金徴収のために要する釣銭は、現金で保管することができる。

(有価証券の保管)

第22条 金銭以外の有価証券は、総勘定内訳

簿に受払いの都度記帳し、企業出納員が保管する。ただし、管理者の許可を得て保護預けすることができる。

(出納取扱金融機関等の収支照合)

第23条 企業出納員は、金銭の収支及び預金の残高を出納取扱金融機関等と照合しなければならない。

第2節 収入

(収入の調定)

第24条 企業出納員は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定による管理者の決裁を受けた場合は、当該伝票及び書類により総勘定内訳簿のほか収入予算差引簿、収納明細表及び調定明細表に記帳しなければならない。

3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第25条 企業出納員は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の7日前までに送付しなければならない。

(納入通知書の再発行)

第26条 企業出納員は、納入通知書を亡失し、

若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

(口座振替による納付)

第27条 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預金口座を設けている納入義務者から当該金融機関に口座振替の方法により納入する旨の届出があったときは、これにより収納することができる。

2 納入義務者は、前項の規定により納入する場合は、管理者及び当該金融機関等に口座振替依頼書を提出しなければならない。

(証券による納付)

第28条 納入義務者から現金に代えて証券により納入する旨の届出があったときは、これにより収納することができる。

(領収書の交付)

第29条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び法第33条の2の規定により事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

(収納金の取扱い)

第30条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌営業日に引き継ぐことができる。

2 企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日又は収納した日

のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌営業日に預け入れることができる。

3 収納取扱金融機関は、事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の事業の預金口座に当該収納の日の翌営業日までに振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を当該振り替えられた日又は収納した日のうちに企業出納員に送付しなければならない。

5 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収し、又は収納した場合について準用する。

(収入伝票の発行等)

第31条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに、当該収入伝票に収入の収納を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、総勘定内訳簿のほか収納明細表及び調定明細表に記帳しなければならない。

(過誤納金の還付)

第32条 企業出納員は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について振替伝票を発行し、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付して管理者の決裁を受けて、その旨を納入者に通知するとともに、総勘定内訳簿のほか収入予算差引簿又は支出予算差引簿に記帳しなければならない。

2 第37条及び第51条の規定は、前項に規

定する過誤納金の還付について準用する。

(小切手の支払地の区域)

第33条 事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、亀岡市とする。

(証券の支払拒絶等)

第34条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないとする場合は、その受領を拒絶しなければならない。

2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を提示期間又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を企業出納員に通知しなければならない。

4 第2項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項後段中「出納取扱金融機関」とあるのは、「企業出納員」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、出納取扱金融機関は、企業出納員から払込みを受けた証券については、当該証券を企業出納員に返付し、当該証券の受領書を徴さなければならない。

6 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱

金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、総勘定内訳簿のほか収納明細表及び調定明細表に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券（現金取扱員及び公金徴収事務等受託者が収納したものを含む。）があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

7 企業出納員、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第2項前段、第4項前段又は前項後段の規定による通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損)

第35条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合には、企業出納員は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して管理者に報告するとともに、総勘定内訳簿のほか支出予算差引簿、収納明細表及び調定明細表に記帳しなければならない。

第3節 支出

(支出の手続)

第36条 企業出納員は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって管理者の決裁を受けるとともに、支出予算差引簿に記帳しなければならない。

2 企業出納員は、支出しようとする場合は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあつては、支出伝票）を発行し、当該書類を添えて管理者の決裁を受け、総勘定内訳簿のほか支出予算差引簿に記帳しなければならない。

（支出伝票の発行）

第37条 企業出納員は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて支出伝票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行して管理者の決裁を受けなければならない。

2 支出伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合にはこれを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支出伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

4 企業出納員は、支出伝票に基づいて事業の支出の支払を行い、現預金出納簿に記帳しなければならない。

（資金前渡の範囲）

第38条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の5第1項第14号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 後納郵便に係る契約に基づき支払う経費
- (2) コピー用紙若しくはガソリンの購入又は新聞購読に係る契約に基づき支払う経費

2 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に

掲げるものとする。

- (1) 賃金
- (2) 交際費
- (3) 契約の締結に際して支払う手付金
- (4) 市職員以外の者の旅費及び費用弁償
- (5) 集会、式典、研修会等の行事に際し、直接支払を必要とする経費
- (6) 即時支払を必要とする物品の購入、加工又は修繕に要する経費
- (7) 電話料、郵便料、運賃その他これらに類する経費
- (8) 通行料、駐車料、会場使用料及び賃借料
- (9) 供託金
- (10) 法外援護による扶助費
- (11) 補償金及び賠償金
- (12) 事業運営上必要な釣銭資金
- (13) 前各号に掲げるもののほか、即日現金支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすもので、管理者が特に必要と認める経費（概算払の範囲）

第39条 令第21条の6第5号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償金
- (2) 法令に基づく委任に要する経費
- (3) 保険料
- (4) 概算払によらなければ契約し難い委託料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費（前金払の範囲）

第40条 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 保険料
- (2) 契約に基づく賃借料及び土地、家屋又は物件の買収代金並びに補償金
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4

項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事に要する経費で、管理者が定めた金額

- (4) 弁護士に対して支払う報酬
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費
(繰替払の範囲)

第41条 令第21条の8第3号の規定により繰替払をすることができる経費及びこれに係る収入金は、収入金の過誤納金に係る還付加算金及び当該収入金とする。

(資金前渡、概算払及び前金払の手続)

第42条 第37条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。この場合において、企業出納員は、未振替一覧表に記帳しなければならない。

2 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて、企業出納員に提出しなければならない。

3 企業出納員は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支出伝票を発行し、当該書類を添付して管理者の決裁を受けるとともに、総勘定内訳簿のほか支出予算差引簿、振替一覧表及び現預金出納簿に記帳しなければならない。

(隔地払)

第43条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合には、出納取扱金融機関に、出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。

2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。

(口座振替の申出)

第44条 債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した文書によって企業出納員に申し出なければならない。

(口座振替のできる金融機関)

第45条 令第21条の10の規定により口座振替の方法により支出できる金融機関は、出納取扱金融機関のほか、出納取扱金融機関と取引のある金融機関とする。

(口座振替手続等)

第46条 企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、企業出納員の口座振替の通知によって振替を行ったものについて支払済通知書により翌営業日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の振出し)

第47条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌営業日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の訂正等)

第48条 小切手の金額は、訂正してはならない。

2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して管理者の印を押さなければならない。

3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手帳の保管)

第49条 小切手帳の保管は、企業出納員が行う。

(公金振替書)

第50条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。

(領収書等の徴収)

第51条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第52条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(隔地払期間の徒過)

第53条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から

1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

2 第31条の規定は、前項の場合について準用する。

(過誤払金の回収)

第54条 企業出納員は、事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに、支出予算差引簿又は収入予算差引簿に記載しなければならない。

2 第25条、第26条、第29条及び第31条の規定は、前項に規定する過誤払金の回収について準用する。

(債務免除等)

第55条 企業出納員は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、管理者の決裁を受けなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第56条 企業出納員は、保証金その他事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1) 予納金

(2) 預り保証金

ア 入札保証金

イ 契約保証金

ウ その他保証金

(3) 預り諸税

(4) 下水道使用料預り金

(5) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第57条 預り金の受入れ及び払出しは、事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第58条 事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第59条 企業出納員は、前条第1項の規定により預り有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第60条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、管理者の決裁を受けて、還付しなければならない。この場合において、企業出納員は、受領書を徴さなければならない。

第5章 棚卸資産

第1節 通則

(棚卸資産の範囲)

第61条 棚卸資産とは、次に掲げる物品であって棚卸経理を行うものをいう。

- (1) 材料
- (2) 量水器
- (3) その他貯蔵品

2 前項の棚卸資産の区分の細目は、管理者が別に定める。

(棚卸資産の貯蔵)

第62条 主管課長は、常に事業の業務の執行上必要な量の棚卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

(貯蔵品購入の範囲)

第63条 貯蔵品は原則として事業に共通の棚卸資産を購入するものとし、特殊な棚卸資産及び専用品は直費にて購入することができる。

(準備要求書)

第64条 主管課長は、毎年度四半期ごと予算に基づいて、事件ごとに所要資材の種類、数量、予定価格、所要時期等を調査の上、貯蔵品準備要求書を作成し、企業出納員に提出しなければならない。ただし、前条に該当するものはこの限りでない。

(準備要求書提出の期限)

第65条 貯蔵品準備要求書の提出期限は、毎年度各四半期前少なくとも1箇月までとする。

(準備計画)

第66条 企業出納員は、貯蔵品準備要求書並びに過去の使用実績及び現品の保有高を基礎として、貯蔵品準備計画をたてなければならない。

第2節 出納

(棚卸資産の受払い及び保管)

第67条 棚卸資産の受払い及び保管は、金銭会計に準じて品名、数量、金額を明確にしなければならない。

2 棚卸資産の受払いは、全て出入庫伝票を発行しなければならない。

(購入)

第68条 主管課長は、棚卸資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに、支出予算差引簿に記帳しなければならない。

- (1) 購入しようとする棚卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法

(5) その他必要と認められる事項

(受入価額)

第69条 棚卸資産の受入価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 交換により取得したものについては、交換に当たり提供した自己所有の資産の帳簿価額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得したものについては、公正な評価額
- (4) 前3号に掲げるもの以外の棚卸資産については、適正な評価額

(検収)

第70条 主管課長は、棚卸資産の納入又は引渡しのお知らせを受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

(受入れ)

第71条 主管課長は、棚卸資産を受け入れた場合は、入庫伝票及び振替伝票を発行し、これらの伝票により管理者の決裁を受け、入庫伝票に基づいて貯蔵品受払簿に記帳するとともに、振替伝票に基づいて総勘定内訳簿のほか支出予算差引簿に記帳しなければならない。

(払出価額)

第72条 棚卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。ただし、先入先出法によることが適当でないものについては、個別法によることができる。

(払出し)

第73条 貯蔵中の棚卸資産を請求しようとする場合は、貯蔵品出庫請求票を発行し、企業出納員に送付しなければならない。

2 主管課長は、棚卸資産を使用しようとする場合は、第36条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した出庫伝票及び振替伝票によって当該使用しようとする棚卸資産の払出しについて管理者の決裁を受けなければな

らない。

- (1) 払出しをしようとする棚卸資産の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) その他必要と認められる事項

3 主管課長は、前項の出庫伝票に基づき棚卸資産を払い出し、貯蔵品受払簿に記帳するとともに、同項の振替伝票に基づいて総勘定内訳簿のほか支出予算差引簿に記帳しなければならない。

(払出材料の戻入れ)

第74条 主管課長は、建設改良又は修繕のために払い出した材料に残品が生じた場合は、第71条の規定に準じて受け入れなければならない。この場合において、同条中「支出予算差引簿」とあるのは、「支出予算差引簿又は収入予算差引簿」と読み替えるものとする。

(発生品)

第75条 主管課長は、第61条第1項各号に掲げる物品で事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと、不用となり又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第69条第4号及び第71条の規定に準じて受け入れなければならない。この場合において、同条中「支出予算差引簿」とあるのは、「収入予算差引簿」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、工事の施行等に伴って撤去品を生じた場合について準用する。

(不用品の処分)

第76条 主管課長は、棚卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、管理者の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不

適当と認められるものについては、管理者の決裁を経て、これを廃棄することができる。

- 2 第73条の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 棚卸し

(帳簿残高の確認)

第77条 主管課長は、常に貯蔵品受払簿の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地棚卸し)

第78条 主管課長は、毎事業年度末実地棚卸しを行わなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、主管課長は、棚卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地棚卸しを行わなければならない。

- 3 前2項の規定により実地棚卸しを行った場合は、主管課長は、その結果に基づいて棚卸表を作成しなければならない。

(実地棚卸しの立会い)

第79条 主管課長は、前条第1項及び第2項の規定により実地棚卸しを行う場合は、管理者の指定する棚卸資産の受払いに関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(棚卸しの結果の報告)

第80条 主管課長は、実地棚卸しを行った結果を、第78条第3項の規定により作成する棚卸表を添えて、管理者に報告しなければならない。

- 2 主管課長は、実地棚卸しの結果、現品に不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、前項の規定による報告に併せて管理者に報告しなければならない。

(棚卸修正)

第81条 主管課長は、実地棚卸しの結果、総勘定元帳の残高が棚卸資産の現在高と一致し

ないときは、棚卸表に基づき出庫伝票及び振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに、出庫伝票に基づき貯蔵品受払簿を修正し、振替伝票に基づいて総勘定内訳簿のほか支出予算差引簿を修正しなければならない。

第4節 棚卸資産の評価

第82条 主管課長は、棚卸資産で事業年度の末日における時価が同日における当該棚卸資産の帳簿価額より低いもの(重要性の乏しいものを除く。)について、同日における時価を当該棚卸資産の帳簿価額として付さなければならない。

- 2 前項に規定する「時価」とは、事業年度の末日における再調達原価をいう。

- 3 第1項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、棚卸資産のうち、事業用の部品、消耗品等で販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるものをいう。

- 4 第1項に規定する重要性の乏しい棚卸資産については、同項に規定する時価による評価を行わず、受入価額を帳簿価額とする。

第6章 棚卸資産以外の物品

(直購入)

第83条 主管課長は、第61条第1項各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第100条の規定により建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、管理者の決裁を経て直接当該科目の支出として購入することができる。

- 2 第69条第4号及び第71条の規定は、前項の規定により購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。この場合において、同条中「支出予算差引簿」とあるのは、「支出予算差引簿又は収入予算差引

簿」と読み替えるものとする。

(物品の管理)

第84条 主管課長は、第61条第1項第3号及び第4号に掲げる物品のうち、棚卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの(以下この章において、併せて「物品」という。)を適正に管理しなければならない。

2 主管課長は、物品整理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第85条 主管課長は、天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかにその原因及び現状を調査して管理者に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第86条 主管課長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを、第76条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第87条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物及び附属設備

ウ 構築物(土地に定着する土木設備又は工作物をいう。)

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 自動車その他の陸上運搬具

カ 工具、器具及び備品(耐用年数が1年以上かつ取得価額が100,000円以上のものに限る。)

キ リース資産(事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。)

ク 建設仮勘定(イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

ケ その他有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ ソフトウェア

キ リース資産(事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからカまで及びクに掲げるものである場合に限る。)

ク その他無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他資産

ア 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期の到来する有価証券を除く。)

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ その他固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、

流動資産又は繰延資産に属しない資産

(固定資産の管理)

第88条 主管課長は、主管の固定資産に関して善良な管理者の注意をもって管理し企業出納員は、これを総括する。

(異動報告)

第89条 主管課長は、固定資産の用途変更及び維持補修工事等によって異動を生じた場合は、証拠書類を作成して企業出納員に送付しなければならない。

(登記登録)

第90条 主管課長は、固定資産を取得した場合において、第三者に対抗するため登記登録を要するものは、法令の定めるところにより遅滞なくその手続をしなければならない。

(取得代金の支払)

第91条 登記登録を要する固定資産の対価は、登記登録完了後でなければ支払うことができない。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第2節 取得

(取得価額)

第92条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 交換に係るものについては、交換のため提供した固定資産の帳簿価額又は時価に交換差金を加算又は控除した価額
- (4) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前3号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第93条 主管課長は、固定資産を購入しようとする場合は、第36条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに支出予算差引簿に記帳しなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名
- (2) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (3) 購入しようとする事由
- (4) 予定価格及び単価
- (5) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (6) 契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第94条 主管課長は、固定資産を交換しようとする場合は、第36条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名
- (2) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (3) 交換しようとする事由
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第95条 主管課長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名
- (2) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (3) 譲り受けようとする事由
- (4) 譲り受けようとする固定資産の評価額
- (5) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第96条 主管課長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに支出予算差引簿に記載しなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第97条 第70条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。

(取得の報告)

第98条 主管課長は、固定資産を取得した場合は、振替伝票を発行し、遅滞なく管理者の決裁を受けるとともに支出予算差引簿に記載しなければならない。

(建設改良工事費の精算)

第99条 主管課長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わな

なければならない。

2 前項の場合においては、企業出納員は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第100条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 企業出納員は、前項の建設改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(年度末の未完成工事の報告書)

第101条 主管課長は、年度末において未完成建設改良工事報告書を作成し、企業出納員に報告しなければならない。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第102条 主管課長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第103条 主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする

事由

- (4) 予定価格
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第104条 主管課長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由により、その用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと、不用となり又は使用に耐えなくなったものとの区分し、再使用できるものは第69条第4号及び第71条の規定に準じて棚卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(固定資産の除却)

第105条 有形固定資産の既設物件を除却したときは、これに対する減価償却累計額を除却し、その帳簿価額と減価償却金との差額は、固定資産除却費をもって整理する。

(売却等に関する報告)

第106条 主管課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

第4節 減価償却

(償却資産)

第107条 固定資産のうち土地、建設仮勘定及び投資（償却資産以外の資産に限る。）を除く資産は、これを償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(固定資産の減価償却の方法)

第108条 固定資産の減価償却は、次条及び第110条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

2 償却資産のうち有形固定資産は間接償却により累計額を設け、無形固定資産は直接償却法による。

(取替法による資産)

第109条 有形固定資産のうち、量水器及び配水管（口径50ミリメートル以下のものに限る。）は、取替資産として経理するものとする。

2 取替資産を取り替えたときは、その取替えに要した経費を費用に計上し、固定資産の価額整理は行わない。

(リース資産の減価償却の方法)

第110条 第87条第1号キ及び第2号キに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。）の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって、取得の当月から行う。

(償却の範囲)

第111条 減価償却は、有形固定資産については100分の95に相当する金額に達するまで、無形固定資産については100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。ただし、第87条第1号キに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に限る。）の減価償却は、100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。

(特別償却率)

第112条 償却資産のうち、直接その事業の用に供する固定資産について、経営の健全性を確保する必要がある場合は、規則第15条第1項の規定により算出した金額に、当該金額に100分の50を乗じて得た金額を加え

た金額を各事業年度の減価償却額とすることができる。

(減価償却の特例)

第113条 企業出納員は、有形固定資産について当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、管理者の決裁を受けて当該帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

2 前項の減価償却額は、帳簿原価の100分の5に相当する金額から1円を控除した金額を、帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した事業年度の翌年度から使用不能と認められる事業年度までの年数で除した金額とする。

第5節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第114条 企業出納員は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第115条 企業出納員は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 企業出納員は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、事業における固定資産を事業ごとに一つの固定資産グループとし、当該固定資産

グループを単位として行うものとする。

第8章 リース会計に係る特例

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての特例)

第116条 前章の規定にかかわらず、第87条第1号キ及び第2号キに掲げるリース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。)については、規則第55条第1号及び第2号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例)

第117条 前章の規定にかかわらず、第87条第1号キ及び第2号キに掲げるリース資産(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものに限る。)については、規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入時に費用処理するものであること。
- (2) リース期間が1年以内であること。

第9章 引当金

(引当金の計上)

第118条 将来の特定の費用又は損失(規則第22条に規定するものに限る。)の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定する予定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 退職給付引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 法定福利費引当金
- (4) 修繕引当金
- (5) 貸倒引当金
- (6) その他引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第119条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において上水道事業会計支弁職員及び下水道事業会計支弁職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第120条 前条に定めるもののほか、第118条各号に掲げる引当金の計上方法については、管理者が別に定める。

第10章 予算

第1節 予算編成

(予算事務の総括)

第121条 総務・経営課長は、予算の編成及び実施等に関する予算事務を総括する。

(予算の要求)

第122条 主管課長は、毎年度その主管に係る予算要求書を作成し、総務・経営課長に提出しなければならない。予算を追加又は更正するときも、同様とする。

2 総務・経営課長は、前項の要求書について必要な説明又は資料の提供を求めることができる。

(予算の見積り)

第123条 総務・経営課長は、前条の規定による予算要求書を審査して、総合調整の上、これに基づき予算の見積りを作成し参考資料を添付し、管理者に提出しなければならない。

(予算原案等の市長への送付)

第124条 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を1月20日までに市長に送付するものとする。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第2節 予算の執行

(予算の実施)

第125条 収入予算は、法令、条例、契約等の定めるところに従い、適確かつ厳正にその確保に努めなければならない。

2 支出予算は、その計上の趣旨及び目的に従って経済的かつ計画的に支出しなければならない。

(予算の執行)

第126条 主管課長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画（以下「予算執行計画」という。）を予算の範囲内で、款、項、目及び節に区分して作成し、管理者の決裁を受けて執行するものとする。

2 主管課長は、予算執行計画に定める款、項、目及び節を変更して執行しようとする場合には、その科目の名称及び金額、変更の事由等を記載した文書によって、管理者の決裁を受けなければならない。

(流用及び予備費使用の手続)

第127条 主管課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第128条 主管課長は、法第24条第3項の

規定により、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び使用しようとする事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、その旨を文書によって市長に報告するものとする。

- 2 主管課長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて管理者の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第129条 企業出納員は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該繰越計算書を5月31日までに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰り越して使用する場について準用する。

第11章 決算

(決算資料の提出)

第130条 主管課長は、毎事業年度経過後20日以内に主管に係る事業報告書その他決算に必要な資料を企業出納員に提出しなけれ

ばならない。

(決算の調製)

第131条 事業の決算の調製に関する事務は、企業出納員が行う。

(決算整理)

第132条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに、振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地棚卸しに基づく棚卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 第118条各号に掲げる引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切り)

第133条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(報告書、財務諸表及び附属明細書)

第134条 企業出納員は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書
- (12) 基金運用状況調書

2 管理者は、毎事業年度5月31日までに前

項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。

第12章 雑則

(計理状況の報告)

第135条 総務・経営課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。

(伝票等の様式)

第136条 この規程に定める伝票等の様式は、管理者が別に定める。

(その他)

第137条 この規程に定めるもののほか、事業の会計事務の処理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

(準備行為)

2 平成26年度の予算編成に係る手続その他の行為は、この規程の施行前においても、この規程の規定の例により行うことができる。

別表第1

省 略

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第3号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成26年3月14日から平成26年3月28日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成26年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日
平成26年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域
古世町（西向林）、荒塚町（1丁目）、追分町（藪ノ下）、安町、余部町（北町川筋・清水・榎又）、曾我部町重利（風ノ口・中嶋） 穴太（大塚・木戸口・口山）南条（向山）、吉川町穴川（堂ノ前）、稗田野町佐伯（岩谷ノ内墓野・大門） 鹿谷（上条） 柿花（三十代）、大井町土田（2丁目）、千代川町北ノ庄（東谷） 湯井（巽筋） 小林（西芝） 高野林（北ン田） 小川（3丁目） 今津（2丁目） 拝田（国司牧）、篠町馬堀（伊賀ノ辻） 柏原（宇津ノ辺）浄法寺（中村） 広田2丁目 森（上垣内） 野条（イカノ辻北・井ホラ）、東つつじヶ丘都台1丁目、西つつじヶ丘五月台2丁目の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起点	終点
国道372号線	吉川町吉田沢73番2先	曾我部町穴太大塚45番4先
国道423号線	曾我部町重利中嶋21番先	曾我部町重利軍垂35番1先
市道柏原森線	篠町広田2丁目12番28先	東つつじヶ丘都台1丁目10番1先
市道荒塚雑水川線	荒塚町1丁目31番6先	荒塚町1丁目25番4先
市道吉川住宅線	吉川町穴川堂ノ前7番先	吉川町穴川堂ノ前4番1先
市道吉川住宅線	吉川町穴川堂ノ前7番先	吉川町穴川堂ノ前7番先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第4号

天川地区コミュニティ・プラントの供用及び汚水の処理を廃止するので、亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成26年3月14日から平成26年3月28日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成26年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用及び汚水の処理を廃止する年月日

平成26年3月31日

2 供用及び汚水の処理を廃止する区域

曾我部町穴太（鐘槻・車垣内・二ツ池）、稗田野町佐伯（琴敷・丁畑ヶ） 天川（町畑・溝尻・本山）の各一部

3 供用及び汚水の処理を廃止する排水施設の位置

路線名	起点	終点
吉川天川線	曾我部町穴太二ツ池16番2先	曾我部町穴太二ツ池18番4先
車垣内1号線	曾我部町穴太車垣内53番38先	曾我部町穴太車垣内53番52先
車垣内1号線	曾我部町穴太車垣内53番2先	曾我部町穴太車垣内53番31先
車垣内2号線	曾我部町穴太車垣内53番41先	曾我部町穴太車垣内53番10先
車垣内3号線	曾我部町穴太車垣内53番1先	曾我部町穴太車垣内53番1先
車垣内4号線	曾我部町穴太車垣内53番32先	曾我部町穴太車垣内53番32先
天川公園線	曾我部町穴太二ツ池8番3先	曾我部町穴太二ツ池8番2先
天川公園線	曾我部町穴太二ツ池16番1先	曾我部町穴太二ツ池16番2先
佐伯南中線	曾我部町穴太二ツ池2番5先	曾我部町穴太二ツ池11番1先
佐伯南中線	稗田野町天川町畑64番先	稗田野町天川町畑11番4先
佐伯南中線	稗田野町天川町畑7番4先	稗田野町天川町畑7番5先
佐伯南中線	稗田野町佐伯丁畑ケ31番1先	稗田野町佐伯丁畑ケ41番2先
佐伯南中線	稗田野町佐伯丁畑ケ39番4先	稗田野町佐伯琴敷34番5先
佐伯南中線	稗田野町佐伯琴敷33番2先	稗田野町佐伯琴敷41番1先
川端西線	稗田野町天川本山13番2先	曾我部町穴太鐘槻25番1先
琴敷線	稗田野町佐伯琴敷41番1先	曾我部町穴太鐘槻25番1先
町畑溝尻線	稗田野町天川溝尻28番先	稗田野町天川溝尻27番1先
溝尻線	稗田野町天川溝尻28番先	稗田野町天川溝尻26番先
中央線	稗田野町佐伯丁畑ケ42番2先	稗田野町天川町畑3番1先
中央線	稗田野町天川町畑2番4先	稗田野町天川本山30番先
本山1号線	稗田野町佐伯琴敷40番1先	稗田野町天川溝尻17番先
本山1号線	稗田野町天川町畑54番1先	稗田野町天川溝尻15番先
本山2号線	稗田野町天川町畑8番8先	稗田野町天川本山1番1先
町畑高屋線	稗田野町天川町畑42番4先	稗田野町佐伯丁畑ケ42番1先
出山天川線	稗田野町佐伯丁畑ケ31番1先	稗田野町佐伯丁畑ケ31番1先
本山3号線	稗田野町天川溝尻15番1・16番合併先	稗田野町天川溝尻3番・12番合併先

4 供用及び汚水の処理を廃止する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 汚水の処理を廃止する終末処理場の位置及び名称

- (1) 位置：亀岡市吉川町吉田堅田67番地1
(2) 名称：天川地区コミュニティ・プラント

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第5号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成26年3月14日から平成26年3月28日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成26年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

平成26年4月1日

2 供用及び汚水の処理を開始する区域

曾我部町穴太（鐘槻・車垣内・二ツ池）、稗田野町佐伯（琴敷・丁畑ケ） 天川（町畑・溝尻・本山）の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起点	終点
吉川天川線	曾我部町穴太二ツ池16番2先	曾我部町穴太二ツ池18番4先
車垣内1号線	曾我部町穴太車垣内53番38先	曾我部町穴太車垣内53番52先
車垣内1号線	曾我部町穴太車垣内53番2先	曾我部町穴太車垣内53番31先
車垣内2号線	曾我部町穴太車垣内53番41先	曾我部町穴太車垣内53番10先
車垣内3号線	曾我部町穴太車垣内53番1先	曾我部町穴太車垣内53番1先
車垣内4号線	曾我部町穴太車垣内53番32先	曾我部町穴太車垣内53番32先
天川公園線	曾我部町穴太二ツ池8番3先	曾我部町穴太二ツ池8番2先
天川公園線	曾我部町穴太二ツ池16番1先	曾我部町穴太二ツ池16番2先
佐伯南中線	曾我部町穴太二ツ池2番5先	曾我部町穴太二ツ池11番1先
佐伯南中線	稗田野町天川町畑64番先	稗田野町天川町畑11番4先
佐伯南中線	稗田野町天川町畑7番4先	稗田野町天川町畑7番5先
佐伯南中線	稗田野町佐伯丁畑ケ31番1先	稗田野町佐伯丁畑ケ41番2先
佐伯南中線	稗田野町佐伯丁畑ケ39番4先	稗田野町佐伯琴敷34番5先
佐伯南中線	稗田野町佐伯琴敷33番2先	稗田野町佐伯琴敷41番1先
川端西線	稗田野町天川本山13番2先	曾我部町穴太鐘槻25番1先
琴敷線	稗田野町佐伯琴敷41番1先	曾我部町穴太鐘槻25番1先
町畑溝尻線	稗田野町天川溝尻28番先	稗田野町天川溝尻27番1先
溝尻線	稗田野町天川溝尻28番先	稗田野町天川溝尻26番先

中央線	稗田野町佐伯丁畑ケ42番2先	稗田野町天川町畑3番1先
中央線	稗田野町天川町畑2番4先	稗田野町天川本山30番先
本山1号線	稗田野町佐伯琴敷40番1先	稗田野町天川溝尻17番先
本山1号線	稗田野町天川町畑54番1先	稗田野町天川溝尻15番先
本山2号線	稗田野町天川町畑8番8先	稗田野町天川本山1番1先
町畑高屋線	稗田野町天川町畑42番4先	稗田野町佐伯丁畑ケ42番1先
出山天川線	稗田野町佐伯丁畑ケ31番1先	稗田野町佐伯丁畑ケ31番1先
本山3号線	稗田野町天川溝尻15番1・16番合併先	稗田野町天川溝尻3番・12番合併先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

- (1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地
(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市上下水道部広告掲載要綱（平成22年亀岡市上下水道部告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月21日

亀岡市長 栗山正隆

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 総務・経営課長

第8条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) お客様サービス課長

第8条第4項中「営業課」を「上下水道部総務・経営課」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消化器科」を「消化器内科」に改める。

循環器科」 循環器内科

糖尿病内科」

第5条第1項中「事務を」を「事務又は業務を」に改め、「病院長その他の」を削り、同条第2項中「補佐する。」を「補佐し、医療法上の病院管理者として職員を指揮監督する。」に改める。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(医療管理監の専決事項)

第6条 医療管理監は、別表に規定する医療管理監専決事項(前条に規定する管理者の決裁事項を除く。)を専決することができる。

第6条の2を次のように改める。

(病院長の専決事項)

第6条の2 病院長は、別表に規定する病院長専決事項(第5条に規定する管理者の決裁事項を除く。)を専決することができる。

第15条中「5級以上」を「6級以上」に改める。

(亀岡市立病院職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院職員被服貸与規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第25号)の一部を

次のように改正する。

別表中

「

看護師	看護衣	5	管理者の認める 期間	(ワンピース・パ ンタロンのうちか ら選択)
准看護師	予防衣	5		
看護補助職員	看護靴	2		

」

を

「

看護師	看護衣	5	管理者の認める 期間	(ワンピース・パ ンタロンのうちか ら選択)
	看護靴	2		
准看護師	看護衣	5		
	看護靴	1		
看護補助職員	看護衣	4		
	看護靴	1		

」

に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

別表第3の3医療職給料表(2)職務級別基準表中

「

薬剤科長の職務 相当の経験を有する放射線技術科長、臨床検査科長、リハビリテーション科長又は栄養科長の職務

」

を

「

薬剤科長の職務 相当の経験を有する放射線技術科長、臨床検査科長、リハビリテーション科長又は栄養科長の職務 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する職務

」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業会計規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月21日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市病院事業会計規程の全部を改正する規程

亀岡市病院事業会計規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第29号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目
 - 第1節 伝票（第9条—第12条）
 - 第2節 帳簿（第13条—第17条）
 - 第3節 勘定科目及び予算科目（第18条・第19条）
- 第3章 収入及び支出
 - 第1節 通則（第20条—第23条）
 - 第2節 収入（第24条—第34条）
 - 第3節 支出（第35条—第54条）

第4章 預り金及び預り有価証券（第55条—第59条）

第5章 棚卸資産

第1節 通則（第60条・第61条）

第2節 出納（第62条—第70条）

第3節 棚卸し（第71条—第75条）

第4節 棚卸資産の評価（第76条）

第6章 棚卸資産以外の物品（第77条—第80条）

第7章 固定資産

第1節 通則（第81条）

第2節 取得（第82条—第90条）

第3節 管理及び処分（第91条—第95条）

第4節 減価償却（第96条—第101条）

第5節 固定資産の評価（第102条・第103条）

第8章 リース会計に係る特例（第104条・第105条）

第9章 引当金（第106条—第108条）

第10章 予算

第1節 予算編成（第109条—第110条）

第2節 予算の執行（第111条—第115条）

第11章 決算（第116条—第119条）

第12章 雑則（第120条—第122条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）第2条第1項の規定に基づき、亀岡市病院事業（以下「病院事業」という。）の会計その他財務に関する基準及び手続を定め、病院事業の能率的な運営及び適正

な経理を行い、もって病院事業の健全な発達に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 病院事業の会計及び財務に関しては、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）その他法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業年度)

第3条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(企業出納員等)

第4条 病院事業に企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、管理部長（管理部長に事故があるとき又は管理部長が欠けたときは、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が任命する同部の職員）及び管理者が任命する職員1人をもって充てる。

3 現金取扱員は、管理者が定める職員若干人をもって充て、1人が1日取り扱うことのできる現金の限度額は、2,500,000円とする。

4 病院事業の会計及び財務に係る事務の一部に従事する市長事務部局の職員については、亀岡市立病院の企業職員に併任されたものとみなす。

5 第3項の規定にかかわらず、企業出納員が必要と認めた場合は、限度額を超えて取り扱わせることができる。

(善良な管理、注意義務)

第5条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(事務引継ぎ)

第6条 企業出納員に異動があった場合は、前任者は、速やかにその担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

(金融機関の出納事務の取扱い)

第7条 管理者は、病院事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払の事務の一部を取り扱わせるものを亀岡市病院事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを亀岡市病院事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(担保及び保証金に充当する有価証券)

第8条 病院事業において徴する担保及び保証金に充てることのできる有価証券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 鉄道債券
- (4) 電信電話債券
- (5) 割引農林債
- (6) 割引商工債
- (7) 長期信用債
- (8) 管理者が確実であると認める社債券、株券

2 前項に定める有価証券の価格は、国債証券及び地方債証券にあつては額面金額、その他の有価証券にあつては時価の10分の8の額又は額面の10分の8の額のいずれか低いほうの額とする。

3 記名債券を保証金その他の担保に充てる場合においては、売却承諾書及び白紙委任状を添えさせなければならない。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目及び予算科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第9条 病院事業に係る取引については、その

取引の発生の都度、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第10条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の整理及び日計表の作成)

第11条 企業出納員は、会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

(会計伝票の保存等)

第12条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第13条 病院事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿を備える。

- (1) 収入予算整理簿
- (2) 支出予算整理簿
- (3) 総勘定元帳
- (4) 内訳簿
- (5) 収入調定簿
- (6) 現金出納簿
- (7) 物品出納簿
- (8) 固定資産台帳
- (9) 企業債台帳

2 管理者は、前項に規定するもののほか、必要に応じて会計帳簿を設けることができる。

3 前2項に規定する会計帳簿(以下「帳簿」という。)は、企業出納員が整理し、保管し

なければならない。

(帳簿の記載)

第14条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(総勘定元帳及び内訳簿の記帳)

第15条 総勘定元帳は、第18条第2項に定める勘定科目の目(項又は目までの科目については、項)について口座を設け、第11条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第18条第2項に定める勘定科目の節(項又は目までの科目については、それぞれ項又は目)について口座を設け、会計伝票により一件ごとに記帳するものとする。

(科目の更正)

第16条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第17条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に係る帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目及び予算科目

(勘定科目)

第18条 病院事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定、資本勘定及び整理勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

(予算科目)

第19条 病院事業の予算科目は、次の各号に掲げる収入又は支出の区分に応じ、当該各号に定める科目を基準とする。

- (1) 収益的収入 別表勘定科目表の収益勘定の表に規定する勘定科目
- (2) 収益的支出 別表勘定科目表の費用勘定

の表に規定する勘定科目

- (3) 資本的収入 企業債、一般会計出資金、他会計補助金、他会計繰入金、国庫補助金、府補助金、受贈財産評価額、固定資産売却代金その他の資本的収入に属する科目
- (4) 資本的支出 建設改良費、企業債償還金、他会計貸付金その他の資本的支出に属する科目

第3章 収入及び支出

第1節 通則

(金銭の範囲)

第20条 この規程で「金銭」とは、現金、預金及び小切手その他現金に代わるべき証書をいう。

(現金等の保管等)

第21条 当座必要な支払資金は、出納取扱金融機関に預け入れて保管するものとし、その他の資金は、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関（以下「出納取扱金融機関等」という。）への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

2 企業出納員は、出納取扱金融機関等と預金等の取引を開始しようとする場合は、管理者の決裁を受けなければならない。

3 企業出納員は、次に掲げる現金を保管することができる。

(1) 出納取扱金融機関に預け入れるまでの現金

(2) 釣銭のために保管する現金

4 現金取扱員は、収納金徴収のために要する釣銭は、現金で保管することができる。

(有価証券の保管)

第22条 金銭以外の有価証券は、内訳簿に受払いの都度記帳し、企業出納員が保管する。ただし、管理者の許可を得て保護預けするこ

とができる。

(出納取扱金融機関等の収支照合)

第23条 企業出納員は、金銭の収支及び預金の残高を出納取扱金融機関等と照合しなければならない。

第2節 収入

(収入の調定)

第24条 企業出納員は、収入の調定をしようとする場合は、調定伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、振替伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、管理者の決裁を受けなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定による管理者の決裁を受けた場合は、当該伝票及び書類により内訳簿のほか収入予算整理簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書の送付)

第25条 企業出納員は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の7日前までに送付しなければならない。

(納入通知書の再発行)

第26条 企業出納員は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関か

らの通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

(領収書の交付)

第27条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び法第33条の2の規定により病院事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

(指定代理納付者による納付)

第28条 企業出納員は、納入義務者が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の規定により、管理者が別に指定した指定代理納付者に当該納入義務者の収入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、企業出納員は、当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入の納付がされたものとみなす。

(収納金の取扱い)

第29条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌営業日に引き継ぐことができる。

2 企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継ぎを受けた日又は収納した日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情があ

る場合には、翌営業日に預け入れることができる。

3 収納取扱金融機関は、病院事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の病院事業の預金口座に当該収納の日の翌々営業日までに振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた病院事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を当該振り替えられた日の翌日又は収納した日の翌日までに企業出納員に送付しなければならない。

5 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収し、又は収納した場合について準用する。

(収入伝票の発行等)

第30条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、現金出納簿に記帳するとともに、当該収入伝票に収入の収納を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、総勘定元帳のほか内訳簿及び収入予算整理簿に記帳しなければならない。

(過誤納金の還付)

第31条 企業出納員は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について振替伝票を発行し、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付して管理者の決裁を受けて、その旨を納入者に通知するとともに、内訳簿のほか収入予算整理簿又は支出予算整理簿に記帳しなければならない。

2 第36条及び第50条の規定は、前項に規定する過誤納金の還付について準用する。

(小切手の支払地の区域)

第32条 病院事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、亀岡市とする。

(証券の支払拒絶等)

第33条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないとする場合は、その受領を拒絶しなければならない。

2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を提示期間又は有効期間内に提示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を企業出納員に通知しなければならない。

4 第2項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項後段中「出納取扱金融機関」とあるのは、「企業出納員」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、出納取扱金融機関は、企業出納員から払込みを受けた証券については、当該証券を企業出納員に返付し、当該証券の受領書を徴さなければならない。

6 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票

を発行し、現金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、所定の帳簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券（現金取扱員及び公金徴収事務等受託者が収納したものを含む。）があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

7 企業出納員、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第2項前段、第4項前段又は前項後段の規定による通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場合は、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

(不納欠損)

第34条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合には、企業出納員は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して管理者に報告するとともに、所定の帳簿に記帳しなければならない。

第3節 支出

(支出の手続)

第35条 企業出納員は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって管理者の決裁を受けるとともに、支出予算整理簿に記帳しなければならない。

2 企業出納員は、支出しようとする場合は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票

(現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票)を発行し、当該書類を添えて管理者の決裁を受け、内訳簿のほか支出予算整理簿に記載しなければならない。

(支払伝票の発行)

第36条 企業出納員は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて支払伝票(一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。)を発行して管理者の決裁を受けなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合にはこれを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、併せて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

4 企業出納員は、支払伝票に基づいて病院事業の支出の支払を行い、現金出納簿に記載しなければならない。

(資金前渡の範囲)

第37条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の5第1項第14号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 後納郵便に係る契約に基づき支払う経費
- (2) コピー用紙若しくはガソリンの購入又は新聞購読に係る契約に基づき支払う経費

2 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 貸金

- (2) 交際費
- (3) 契約の締結に際して支払う手付金
- (4) 市職員以外の者の旅費及び費用弁償
- (5) 集会、式典、研修会、学会等の行事に際し、直接支払を必要とする経費
- (6) 即時支払を必要とする物品の購入、加工又は修繕に要する経費
- (7) 電話料、郵便料、運賃その他これらに類する経費
- (8) 通行料、駐車料、会場使用料及び賃借料
- (9) 供託金
- (10) 法外援護による扶助費
- (11) 補償金及び賠償金
- (12) 病院事業運営上必要な釣銭資金
- (13) 前各号に掲げるもののほか、即日現金支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすもので、管理者が特に必要と認める経費(概算払の範囲)

第38条 令第21条の6第5号の規定により概算払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償金
- (2) 法令に基づく委任に要する経費
- (3) 保険料
- (4) 概算払によらなければ契約し難い委託料
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費(前金払の範囲)

第39条 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 保険料
- (2) 契約に基づく賃借料及び土地、家屋又は物件の買収代金並びに補償金
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証に係る同条第1項に規定する公共工事に要する経費

で、管理者が定めた金額

- (4) 弁護士に対して支払う報酬
- (5) 集会、式典、研修会、学会等の行事に際し、前金で支払を必要とする経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費
(繰替払)

第40条 管理者は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の8第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に掲げる経費の支払については、当該経費を自ら繰り替えて使用し、又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関をして繰り替えて使用させることができる。

指定代理納付者に対する手数料による納付に係る収入金(資金前渡、概算払及び前金払の手続)

第41条 第36条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。

2 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて、企業出納員に提出しなければならない。

3 企業出納員は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該書類を添付して管理者の決裁を受けるとともに、内訳簿のほか支出予算整理簿、振替一覧表及び現金出納簿に記帳しなければならない。

(隔地払)

第42条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合には、出納取扱金融機関に、出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。

2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。

(口座振替の申出)

第43条 債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した文書によって企業出納員に申し出なければならない。

(口座振替のできる金融機関)

第44条 令第21条の10の規定により口座振替の方法により支出できる金融機関は、出納取扱金融機関のほか、出納取扱金融機関と取引のある金融機関とする。

(口座振替手続等)

第45条 企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、企業出納員の口座振替の通知によって振替を行ったものについて支払済通知書により翌営業日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の振出し)

第46条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌営業日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の訂正等)

第47条 小切手の金額は、訂正してはならない。

2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して管理者の印を押さなければならない。

3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手帳の保管)

第48条 小切手帳の保管は、企業出納員が行う。

(公金振替書)

第49条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。

(領収書等の徴収)

第50条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出したときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第51条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(隔地払期間の徒過)

第52条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

2 第30条の規定は、前項の場合について準用する。

(過誤払金の回収)

第53条 企業出納員は、病院事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに、支出予算整理簿又は収入予算整理簿に記帳しなければならない。

2 第25条から第27条まで及び第30条の規定は、前項に規定する過誤払金の回収について準用する。

(債務免除等)

第54条 企業出納員は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、管理者の決裁を受けなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第55条 企業出納員は、保証金その他病院事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り納付金
- (3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第56条 預り金の受入れ及び払出しは、病院事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第57条 病院事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第58条 企業出納員は、前条第1項の規定により預り有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第59条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、管理者の決裁を受けて、還付しなければならない。この場合において、企業出納員は、受領書を徴さなければならない。

第5章 棚卸資産

第1節 通則

(棚卸資産の範囲)

第60条 棚卸資産とは、次に掲げる物品であつて棚卸経理を行うものをいう。

- (1) 薬品
- (2) 診療材料
- (3) 医療用消耗備品
- (4) その他貯蔵品

2 前項の棚卸資産の区分の細目は、別に定めるところによる。

(棚卸資産の貯蔵)

第61条 管理部長は、常に病院事業の業務の執行上必要な量の棚卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第2節 出納

(購入)

第62条 管理部長は、棚卸資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに、支出予算整理簿に記帳しなければならない。

- (1) 購入しようとする棚卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

(受入価額)

第63条 棚卸資産の受入価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 交換により取得したものについては、交換に当たり提供した自己所有の資産の帳簿価額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得したものについては、公正な評価額
- (4) 前3号に掲げるもの以外の棚卸資産については、適正な評価額

(検収)

第64条 管理部長は、棚卸資産の納入又は引渡しのお知らせを受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

(受入れ)

第65条 管理部長は、棚卸資産を受け入れた場合は、入庫伝票及び振替伝票を発行し、これらの伝票により管理者の決裁を受け、入庫伝票に基づいて物品出納簿に記帳しなければならない。

(払出価額)

第66条 棚卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。ただし、先入先出法によ

ることが適当でないものについては、個別法
によることができる。

(払出し)

第67条 管理部長は、棚卸資産を使用しよう
とする場合は、第35条の規定にかかわらず、
次に掲げる事項を記載した出庫伝票及び振替
伝票によって当該使用しようとする棚卸資産
の払出しについて管理者の決裁を受けなけれ
ばならない。

- (1) 払出しをしようとする棚卸資産の品目及
び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) その他必要と認められる事項

2 管理部長は、前項の出庫伝票に基づき棚卸
資産を払い出し、物品出納簿に記帳しなけれ
ばならない。

(払出材料の戻入れ)

第68条 管理部長は、払い出した材料に残品
が生じた場合は、第65条の規定に準じて受
け入れなければならない。

(発生品)

第69条 管理部長は、第60条第1項各号に
掲げる物品で病院事業の資産として計上され
ていないものを新たに発見した場合は、これ
を再使用できるものと、不用となり又は使用
に耐えなくなったものとに区分し、再使用で
きるものは第63条第4号及び第65条の規
定に準じて受け入れなければならない。

(不用品の処分)

第70条 管理部長は、棚卸資産のうち不用と
なり、又は使用に耐えなくなったものを不用品
として整理し、管理者の決裁を経て、これを
売却しなければならない。ただし、買受人
がないもの又は売却価額が売却に要する費用
の額に達しないものその他売却することが不
適当と認められるものについては、管理者の
決裁を経て、これを廃棄することができる。

第3節 棚卸し

(帳簿残高の確認)

第71条 管理部長は、常に物品出納簿の残高
をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その
正確な額の確認に努めなければならない。

(実地棚卸し)

第72条 管理部長は、毎事業年度末実地棚卸
しを行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、管理部長は、棚
卸資産が天災その他の事由により滅失した場
合その他必要と認められる場合には、随時実
地棚卸しを行わなければならない。

3 前2項の規定により実地棚卸しを行った場
合は、管理部長は、その結果に基づいて棚卸
表を作成しなければならない。

(実地棚卸しの立会い)

第73条 管理部長は、前条第1項及び第2項
の規定により実地棚卸しを行う場合は、管理
者の指定する棚卸資産の受払いに関係のない
職員を立ち合わせなければならない。

(棚卸しの結果の報告)

第74条 管理部長は、実地棚卸しを行った結
果を、第72条第3項の規定により作成する
棚卸表を添えて、管理者に報告しなければなら
ない。

2 管理部長は、実地棚卸しの結果、現品に不
足があることを発見した場合は、その原因及
び現状を調査し、前項の規定による報告に併
せて管理者に報告しなければならない。

(棚卸修正)

第75条 管理部長は、実地棚卸しの結果、総
勘定元帳の残高が棚卸資産の現在高と一致し
ないときは、棚卸表に基づき出庫伝票及び振
替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとと
もに、これを修正しなければならない。

第4節 棚卸資産の評価

第76条 管理部長は、棚卸資産で事業年度の末日における時価が同日における当該棚卸資産の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）について、同日における時価を当該棚卸資産の帳簿価額として付さなければならない。

2 前項に規定する「時価」とは、事業年度の末日における再調達原価をいう。

3 第1項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、棚卸資産のうち、短期間に消費されるものをいう。

4 第1項に規定する重要性の乏しい棚卸資産については、同項に規定する時価による評価を行わず、受入価額を帳簿価額とする。

第6章 棚卸資産以外の物品

（直購入）

第77条 管理部長は、第60条第1項各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のものを、管理者の決裁を経て直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第63条第4号及び第65条の規定は、前項の規定により購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。

（物品の管理）

第78条 管理部長は、第60条第1項各号に掲げる物品のうち、棚卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下この章において、併せて「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 管理部長は、物品整理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

（事故報告）

第79条 管理部長は、天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた

場合は、速やかにその原因及び現状を調査して管理者に報告しなければならない。

（不用物品の処分）

第80条 管理部長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを、第70条の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

（固定資産の範囲）

第81条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

（1）有形固定資産

ア 土地

イ 立木

ウ 建物及び附属設備

エ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

オ 機械及び装置

カ 車両

キ 耐用年数が1年以上かつ取得価額が100,000円以上の医療機器その他備品（診療用材料を除く。）

ク リース資産（病院事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからキまで及びコに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定（イからキまでに掲げる資産であって、病院事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

コ その他有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

（2）無形固定資産

- ア 水利権
 - イ 借地権
 - ウ 地上権
 - エ 電話加入権
 - オ 特許権
 - カ 施設利用権
 - キ ソフトウェア
 - ク リース資産（病院事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからキまで及びケに掲げるものである場合に限る。）
 - ケ その他無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資その他の資産
- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
 - イ 出資金
 - ウ 長期貸付金
 - エ 基金
 - オ 長期前払消費税
 - カ その他固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
 - キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第2節 取得

(取得価額)

第82条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

(3) 交換に係るものについては、交換のため提供した固定資産の帳簿価額又は時価に交換差金を加算又は控除した価額

(4) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前3号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第83条 管理部長は、固定資産を購入しようとする場合は、第35条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けるとともに支出予算整理簿に記帳しなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名
- (2) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (3) 購入しようとする事由
- (4) 予定価格及び単価
- (5) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (6) 契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第84条 管理部長は、固定資産を交換しようとする場合は、第35条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名
- (2) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (3) 交換しようとする事由
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書

類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第85条 管理部長は、固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 相手方の住所及び氏名
- (2) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (3) 譲り受けようとする事由
- (4) 譲り受けようとする固定資産の評価額
- (5) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施行)

第86条 管理部長は、建設改良工事を施行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第87条 第64条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。

(取得の報告)

第88条 管理部長は、固定資産を取得した場合は、振替伝票を発行し、遅滞なく管理者の決裁を受けなければならない。

2 前項の場合においては、管理部長は、法令の定めるところに従って、遅滞なく登記又は登録の手続をとらなければならない。

(建設改良工事費の精算)

第89条 管理部長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合においては、管理部長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第90条 建設改良工事でその工期が1事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 管理部長は、前項の建設改良工事が完成した場合は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けるとともに固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第91条 管理部長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第92条 管理部長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価格
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第93条 管理部長は、医療機器その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由により、その用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと、不用となり又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第63条第4号及び第65条の規定に準じて棚卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(固定資産の除却)

第94条 有形固定資産の既設物件を除却したときは、これに対する減価償却累計額を除却し、その帳簿価額と減価償却金との差額は、固定資産除却費をもって整理する。

(売却等に関する報告)

第95条 管理部長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

第4節 減価償却

(償却資産)

第96条 固定資産のうち土地、建設仮勘定及び投資（償却資産以外の資産に限る。）を除く資産は、これを償却資産とし、毎事業年度減価償却を行うものとする。

(固定資産の減価償却の方法)

第97条 固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

2 償却資産のうち有形固定資産は間接償却により累計額を設け、無形固定資産は直接償却法による。

(リース資産の減価償却の方法)

第98条 第81条第1号ク及び第2号クに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。）の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって、取得の当月から行う。

(償却の範囲)

第99条 減価償却は、有形固定資産については100分の95に相当する金額に達するまで、無形固定資産については100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。ただし、第81条第1号クに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産に限る。）の減価償却は、100分の100に相当する金額に達するまでこれを行うものとする。

(特別償却率)

第100条 償却資産のうち、直接その病院事業の用に供する固定資産について、経営の健全性を確保する必要がある場合は、規則第15条第1項の規定により算出した金額に、当該金額に100分の50を乗じて得た金額を加えた金額を各事業年度の減価償却額とすることができる。

(減価償却の特例)

第101条 管理部長は、有形固定資産について当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、管理者の決裁を受けて当該帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うことができる。

2 前項の減価償却額は、帳簿原価の100分の5に相当する金額から1円を控除した金額を、帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した事業年度の翌年度から使用不能と認められる事業年度までの年数で除した金額とする。

第5節 固定資産の評価

(減損に係る会計処理)

第102条 管理部長は、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は次条に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

(減損損失の認識)

第103条 管理部長は、固定資産に減損の兆候が認められた場合は、当該固定資産について、減損損失を認識するかどうかの判定を行わなければならない。

2 管理部長は、前項の判定により減損損失を認識した固定資産について、減損損失の額を測定しなければならない。

3 前2項に規定する減損損失に係る判定及び測定は、病院事業における固定資産を一つの固定資産グループとし、当該固定資産グループを単位として行うものとする。

第8章 リース会計に係る特例

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についての特例)

第104条 前章の規定にかかわらず、第81条第1号ク及び第2号クに掲げるリース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。)については、規則第55条第1号及び第2号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものについての特例)

第105条 前章の規定にかかわらず、第81条第1号ク及び第2号クに掲げるリース資産(所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産で重要性の乏しいものに限る。)については、規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 購入時に費用処理するものであること。
- (2) リース期間が1年以内であること。

第9章 引当金

(引当金の計上)

第106条 将来の特定の費用又は損失(規則第22条に規定するものに限る。)の金額については、次に掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定する予定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 退職給付引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 貸倒引当金

(5) その他引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第107条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において病院事業会計支弁職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法という。）によるものとする。

(その他の引当金の計上方法)

第108条 前条に定めるもののほか、第106条各号に掲げる引当金の計上方法については、管理者が別に定める。

第10章 予算

第1節 予算編成

(予算原案作成方針)

第109条 管理部長は、11月30日までに翌年度の予算原案作成方針について管理者の決裁を受けなければならない。

(予算原案等の市長への送付)

第110条 管理者は、予算原案及び予算に関する説明書並びに参考資料を1月20日までに市長に送付するものとする。この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第2節 予算の執行

(予算の実施)

第111条 収入予算は、法令、条例、契約等の定めるところに従い、適確かつ厳正にその確保に努めなければならない。

2 支出予算は、その計上の趣旨及び目的に従って経済的かつ計画的に支出しなければならない。

(予算の執行)

第112条 管理部長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画（以下「予算執行計画」という。）を予算の範囲内で、款、項、目及び節に区分して作成し、管理者の決裁を受けて執行するものとする。

2 管理部長は、予算執行計画に定める款、項、目及び節を変更して執行しようとする場合には、その科目の名称及び金額、変更の事由等を記載した文書によって、管理者の決裁を受けなければならない。

(流用及び予備費充用の手続)

第113条 病院総務課長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を充用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第114条 管理部長は、法第24条第3項の規定により、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び使用しようとする事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、その旨を文書によって市長に報告するものとする。

2 管理部長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて管理者の決裁を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第115条 管理部長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、

繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該繰越計算書を5月31日までに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰り越して使用する場合について準用する。

第11章 決算

（決算の調製）

第116条 病院事業の決算の調製に関する事務は、管理部長が行う。

（決算整理）

第117条 管理部長は、毎事業年度経過後速やかに、振替伝票により次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地棚卸しに基づく棚卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 第106条各号に掲げる引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

（帳簿の締切り）

第118条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

（報告書、財務諸表及び附属明細書）

第119条 管理部長は、毎事業年度5月20日までに次に掲げる書類を作成し、証書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算

書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書
- (12) 基金運用状況調査

- 2 管理者は、毎事業年度5月31日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。

第12章 雑則

（計理状況の報告）

第120条 企業出納員は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出するものとする。

（伝票等の様式）

第121条 この規程に定める伝票等の様式は、管理者が別に定める。

（その他）

第122条 この規程に定めるもののほか、病院事業の会計事務の処理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。
(準備行為)
- 2 平成26年度の予算編成に係る手続その他の行為は、この規程の施行前においても、この規程の規定の例により行うことができる。

別表

省 略

「揭示済」

公 告

亀岡市立病院公告第2号

平成26年3月12日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成26年7月31日までとする。

平成26年3月24日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

・試験区分 事務職員

2

「揭示済」